

新城市の環境



令和2年度版

(令和元年度実績)

本書は、新城市環境基本条例第 8 条に基づき、新城市の環境の現状や環境の保全と創出に関する施策等について、取りまとめ公表するものです。

目 次

皆様のご意見・ご要望・ご感想をお寄せください	1
新城市の概要.....	2
I 環境基本計画に沿った施策と現況	
環境ビジョン1 多様な生態系と共生するまち	
【自然環境の把握】	4
1 保全と創出.....	7
環境ビジョン2 安全・安心・快適なまち	
1 防災.....	12
2 公害.....	16
3 生活空間.....	27
環境ビジョン3 交流と教育・文化のまち	
1 環境教育.....	30
2 歴史・文化.....	36
3 交流.....	40
環境ビジョン4 環境負荷の少ない自立循環のまち	
1 循環型社会の構築	42
2 地球環境問題.....	55
環境ビジョン5 みんなで取り組むまち	
1 職員力.....	63
2 市民力.....	64
3 協働.....	66
II 各課の施策と状況	69

Ⅲ 参考資料

環境を取り巻く情勢87

新城市環境基本条例91

新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例94

新城市環境行動計画「しんしろアジェンダ21」概要版.....96

意見・要望・感想等提出様式

皆様のご意見・ご要望・ご感想をお寄せください

新城市では、本市の環境施策や本書の内容等に対する市民・事業所等の皆様の声を広く募集しています。「みなさんの声」は、より実効性の高い取り組みをめざすうえで貴重な資料となります。

ぜひ、ご意見・ご要望・ご感想等をお寄せください。

意見・要望等の提出方法および提出先、問合せ先

郵 送 : 〒441-1392 新城市字東入船 115 番地
 新城市 市民環境部 環境政策課

電 話 : 0536-23-7690 (直通)

ファックス : 0536-23-7047

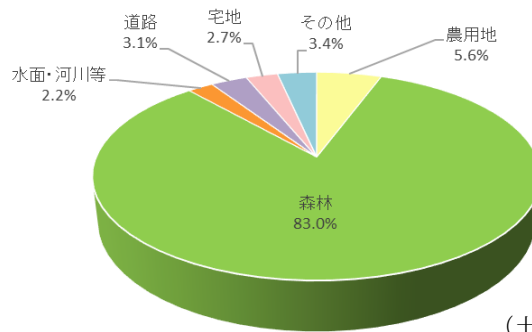
電子メール : e-seisaku@city.shinshiro.lg.jp

本書の最終ページに、意見・要望等提出の参考様式を掲載していますのでご利用ください。提出の際には、必ずご住所・お名前・電話番号等をご記入ください。

これまでも「みなさんの声」で届けられたご意見を取り組みの参考として参りましたので、今後も、本市の豊かな自然環境・生活環境の保全のため、地球環境の保全のためにご意見・ご要望をいただけたら幸いです。

新城市の概要

- ◆人口 45,745 人
男 22,686 人
女 23,059 人
- ◆世帯数 17,673 世帯
住民基本台帳 (令和 2 年 4 月 1 日)
- ◆面積 499.23 k m²
- ◆土地利用の状況



(土地に関する統計年報 2019 年度版)

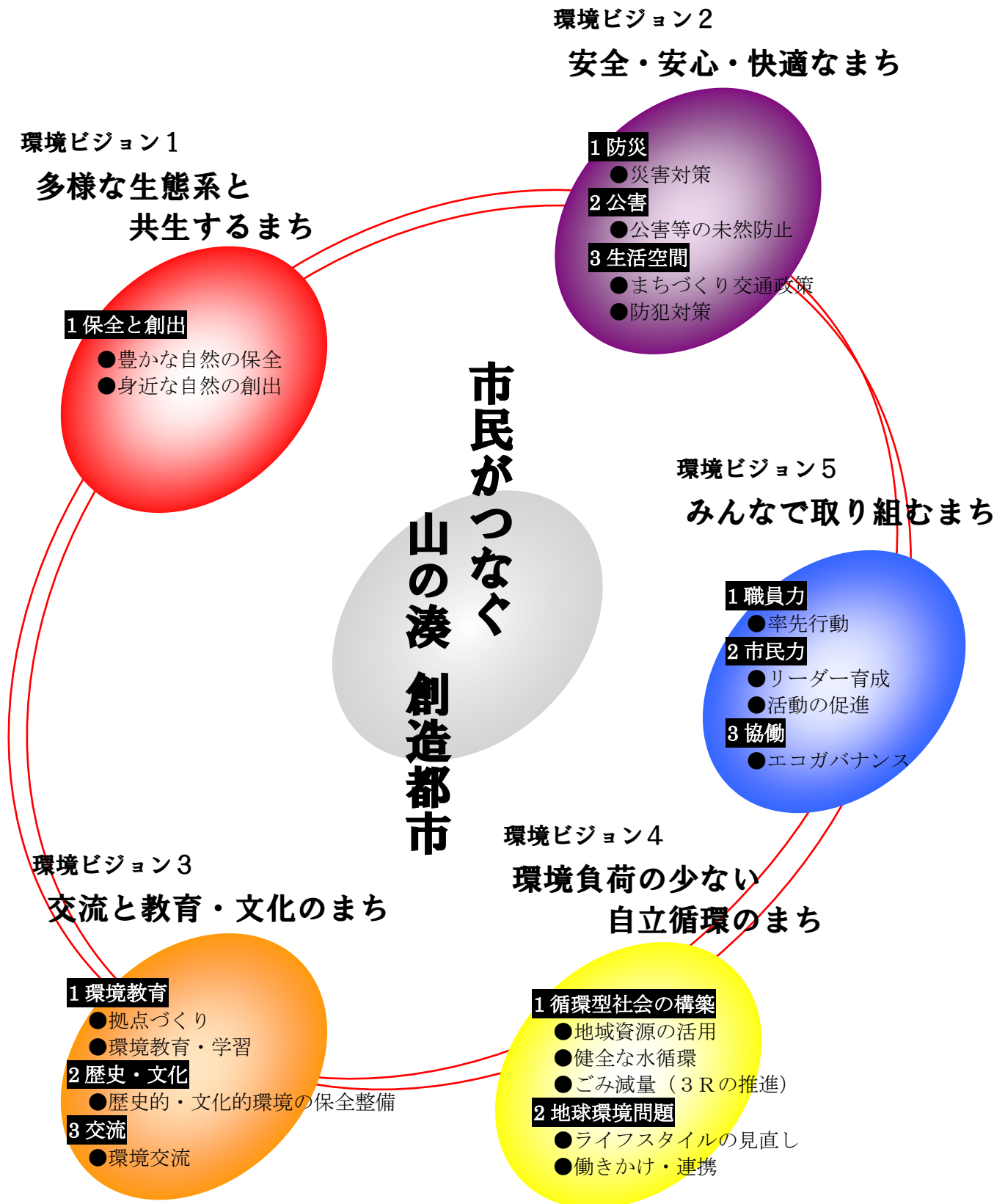
新城市環境基本計画の概要

めざす まちの将来像

—つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ—

新城市環境基本計画は、新城市総合計画の基本構想を環境面から後押しし、実現するための基本計画として位置づけられています。平成 20 年に策定された第 1 次新城市環境基本計画は、第 1 次新城市総合計画の基本戦略のひとつである「環境首都創造」の実現に向け、行政、市民、事業者など地域すべての参加と協働により持続可能な社会づくりを進めてまいりました。しかし、計画策定から約 10 年が経過し、現状に合せた、より実効性の高い取り組みが求められていることから、令和 2 年 3 月に「第 2 次新城市環境基本計画 (令和 2 年度～令和 13 年度)」を策定しました。第 2 次新城市環境基本計画では、第 2 次新城市総合計画の目指すまちの将来像である「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」の実現に向け、「多様な生態系と共存するまち」、「低炭素なまち」、「ものが循環するまち」、「安全・安心・快適なまち」、「みんなで取り組むまち」の 5 つの環境ビジョンを定めました。また、生物多様性の保全と自然の持続可能な利用を図っていくための「生物多様性地域戦略」及び、「パリ協定」に基づく具体的な二酸化炭素排出量の削減目標を定めた「地球温暖化対策実行計画」を包含した計画としています。

第1次環境基本計画の環境ビジョンと基本方針



I 環境基本計画に沿った 施策と現況



環境ビジョン 1

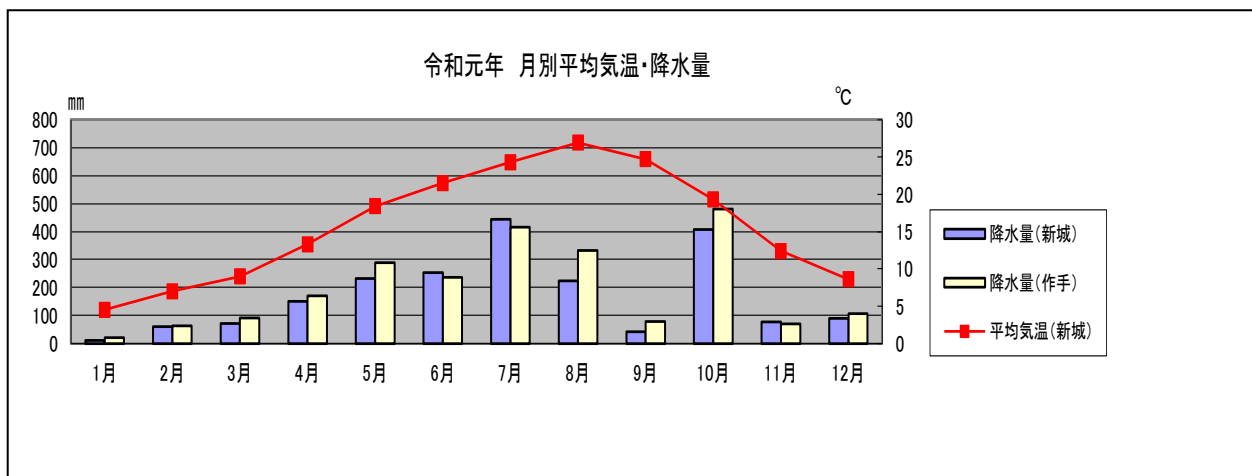
多様な生態系と共生するまち

わたしたちは、自然環境を大切にすることを育み、多様な生態系を維持・保全しながら、地域資源を有効に活用する『多様な生態系と共生するまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

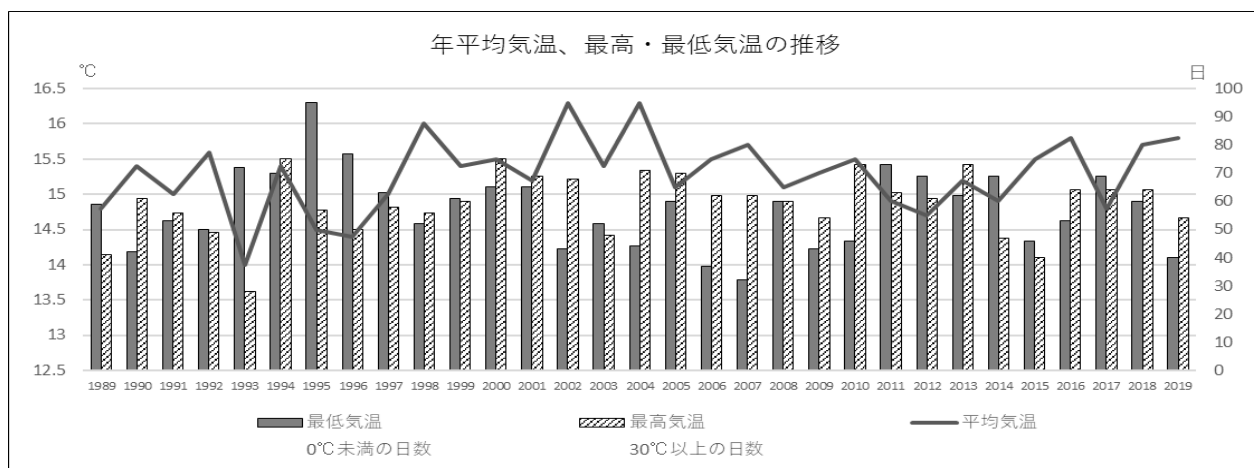
【自然環境の把握】

1 気候

新城地区の年平均気温は約15℃と比較的暖かな気候ですが、市域内で高低差が約500mあり、地区によって2～3℃の気温差があります。冬場の作手地区では、積雪や道路の凍結が発生します。



(気象庁統計データ)



※観測点は、2002年以前は旧鳳来町長篠地内にありました。現在は、新城市富沢地内に移設されています。(気象庁統計データ)

1989年から2019年までの30年間のデータを比較すると、年平均気温は上がったり下がったりをくり返していますが、1993年以降、年平均気温が14℃を下回ることはありません。また、2019年は、過去30年間で最低気温0℃未満の日数が3番目に少ない1年間でした。

2 地形・地質

段戸高原を源とする豊川（寒狭川）と宇連ダムを起点とする宇連川が鳳来寺山の東西を挟むように流れています。

この2河川が、長篠の戦いの中心となった長篠城址の下で合流し、豊川本流となり三河湾へと注がれます。

この豊川に沿って日本最長の断層帯「中央構造線」が縦走り、地形と地質を豊川本流右岸の内帯と左岸の外帯に分けています。内帯側の地質は、花崗岩類・領家変成岩類と堆積岩、火山岩類が分布しています。

外帯の地質は、主に緑色片岩や黒色片岩からなる三波川変成岩類で構成されています。平野部は洪積層・沖積層となっています。



作手地区 長ノ山湿原

作手地区は床土が水をにがさない粘土であること、平らな地形で湧き水があり、夏の気温が低く雨の多い気候であることなどの条件から湿原や湿地が点在しています。作手の湿原は、愛知県で唯一、土の酸素が少なく酸性が強いため植物が腐らずに炭のようになるでい炭のある湿原であることから「日本の重要湿地500」に選定されています。

3 植生

本市の行政面積の83%が森林で、尾根沿いを中心に在来の常緑広葉樹林が点在しているものの、森林面積の70%以上はスギやヒノキの人工林となっています。

新城・鳳来地域は、暖地系の植物の多い地域で、特に鳳来寺山は、ホソバシャクナゲの自生地として全国的にも有名です。また、ツガ群落の他、亜高木のヤブツバキ、アラカシ、ツクバネガシや低木層のアオキなどが常緑広葉樹林の群落をつくり、シダ植物以上の高等植物が800余种確認されています。天然のよい植物見本園として、国の名勝および天然記念物に指定されています。

豊川沿いにおいても、比較的自然植生が多く種類も豊富です。特に桜淵公園の蜂の巣岩付近は、石灰岩を含む地質で構成されており、クモノスシダ、ツルデンダなど石灰岩特有の植物が見られます。

作手湿原には、全国的に見ても絶滅の危険性のあるサギソウ、トキソウ、サワラン、ヤチスギランや県内でもこの地域でしか見られないサギスゲ、ミタケスゲ、ヌマクロボスゲ、ツルカミカワスゲ、ミヤマナルコスゲなどの貴重なものがみられます。

4 動物

本市は、豊川・矢作川にそそぐ支流小河川とその周辺の農地および外縁部の山地などほぼ市域全体が豊かな自然環境に恵まれており、多くの動物が生息しています。

種 類	解 説
哺乳類	市内全域の山地を中心にニホンザルをはじめイノシシ、タヌキ、ニホンリス、ノウサギなどの生息が見られます。また、本宮山を中心とする地域にホンシュウシカ（ニホンジカ）が生息し、分布を広げています。山地と一部の社寺林にはムササビの生息が確認されています。
鳥類	豊川やそれに注ぐ小河川を中心に市域外縁部の山地まで全域にわたり多くの野鳥が生息しています。豊川には、オシドリや「水辺の宝石」ともいわれるカワセミが生息し、桜淵公園だけでも年間を通して約80種の野鳥が確認されています。また、鳳来寺山には「仏法僧(ブッポウソウ)」と聞こえる鳴き声で有名なコノハズクの生息が確認されています。
魚類	天然記念物ネコギギをはじめ、ウナギ、アユ、オイカワ、ウグイ、コイ、ホトケドジョウ、メダカなどの生息が確認されています。しかし、市内の沼や池には外来種ブラックバスやブルーギルなどが繁殖していることから在来種の生息が危ぶまれています。
昆虫類	本市には、様々な植生があることから、多くの種類が確認されています。1983年（昭和58年）3月に市の天然記念物に指定されているヒメハルゼミをはじめ、多くのセミ類、トンボ類、チョウ類、また、カブトムシ、ミヤマクワガタ、ノコギリクワガタなどの甲虫類やタガメ、ヒメボタルなどが生息するとされています。しかし、スギやヒノキの植林地が広がり、シイやカシの林に生息するといわれるヒメハルゼミの確認が難しくなっています。その他の昆虫類も開発や農薬などの影響を受けて確認事例が減少傾向にあります。また、外来種による日本固有の生態系への影響が懸念されています。
爬虫類	シマヘビ、ジムグリ、タカチホヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシなどのヘビ類やニホンイシガメ、ニホンカナヘビ、ニホントカゲが確認されています。最近では、ペットとして飼われていた外来種が自然に放されることにより、在来種の生態系への影響が懸念されています。
両生類	山地の樹上で昆虫やクモ類などを食べ、単独で生活する日本固有のモリアオガエルや、ヒキガエル、アマガエル、トノサマガエルなどのカエル類やイモリが確認されています。モリアオガエルは、県内でも特にこの地域での生息が確認できます。



モリアオガエル



コノハズク

1 保全と創出

●豊かな自然の保全

【生命の源としての自然の確保】、【生物生息空間の保全・維持】

《新城設楽生態系ネットワーク協議会》

新城設楽地域（新城市、設楽町、東栄町及び豊根村）において「生態系ネットワークの形成（生きものの生息・生育空間を適正に配置し、つながりを確保すること）」を維持するとともに、人と自然との適切な関係を模索・構築することにより、将来にわたって生物多様性の確保に寄与することを目的としています。

◇構成員一覧（令和2年4月1日現在）

構成員	
愛知大学	NPO法人てほへ
NPO法人東三河自然観察会	NPO法人穂の国森林探偵事務所
NPO法人穂の国森づくりの会	NPO法人森づくりフォーラム
一般社団法人奥三河ビジョンフォーラム	ガステックサービス株式会社(サーラグループ)
株式会社システムハウスR&C	中日本高速道路株式会社
横浜ゴム株式会社	合同会社新城キッコリーズ
奥三河自然保護研究会	株式会社クライム
あいちエコヤギネットワーク	愛知県
設楽町	東栄町
豊根村	新城市

◇令和元年度活動状況

実施日	主な内容	参加人数
9月28日（土）	植樹ツアー	74人
11月23日（土）	新城設楽生態系ネットワーク形成フォーラム （かんきょうの学校）	約900人
2月13日（木）	過去の植樹地モニタリング調査	13人

●身近な自然の創出

【原風景の回復】

《四谷の千枚田の特徴》

千枚田のある四谷地区は鞍掛山（標高883メートル）の南西斜面に広がる山間集落で、石積みの棚田は、標高220メートル付近から鞍掛山頂に向かって標高420メートル付近まで広がっており、その標高差は約200メートルにもなります。また、棚田は、鞍掛山を水源に持ち、四谷の千枚田を囲むように山あいには大代、大林、身平橋、田の口の4集落で構成されています。

鞍掛山の中腹からこんこんと湧き出てくる水は、毎秒20リットルで涸れることも無く、昔から大雨が降っても濁らず、生活排水の混入もなく、石積み水路と透明感のある清水が三筋の沢として流れ、棚田を潤しています。

傾斜地山林を苦勞して開墾し、構築された石積みは、鞍掛山の転石や山崩れで流出してきた石だけを積んだ棚田であり、また石積みの土地に家屋も建築しており、独特の石垣風景を呈しています。これらの自然石による石積みの棚田は、鞍掛山と融合し一体的な調和を醸し出しており、この素晴らしい光景は訪れる人の心を和ませています。



《千枚田の魅力・能力》

山の傾斜地に作られた千枚田は、そのあぜや石垣によって大雨の際の土壌浸食を防ぐとともに、またその保水機能によって調整池の役割を果たし、水が一気に流れ出るのを抑える災害防止機能を備えています。

山の斜面や丘陵地に段々と折り重なり、その曲線美を見せる四季折々の棚田の風景の美しさは、はるか昔から日本の原風景として日本人の心に潤いとやすらぎを与えて来ました。

「四谷の千枚田」は大雨でも濁らない湧き水を持ち、おいしい米（棚田米）を生み、四季折々に多彩な表情を見せてくれて奥深い魅力を秘めています。常に水をたたえて豊かな緑を育む田は、様々な動植物にも生息空間を提供しています。「四谷の千枚田」ではモリアオガエルやヤマアカガエルの生息も見られます。

《鞍掛山麓千枚田保存会》

千枚田の保存活動を通じて、農業労働力の確保と農業振興および地域の活性化を図るため組織された団体です。活動内容としては耕作放棄地の解消に取り組むとともに「田植え体験」「稲刈り体験」「生き物観察会」など都市と農村の交流も図っています。

この他にも水路、里山の環境整備を行い、美化活動にも取り組んでいます。

◇鞍掛山麓千枚田保存会(令和元年度活動実績)

実施日	活動内容
4月 5日 (金)	横浜ゴム株式会社新城工場新入社員研修によるふれあい広場の整備等：新入社員と幹部職員参加
5月 8日 (水)	鳳来寺小学校 5年生児童の代掻き：11人参加
5月 9日 (木)	豊橋調理製菓専門学校による生息調査、田植え：25人参加
5月11日 (土)	J A愛知東こども農学校の田植え：44人参加
5月13日 (月)	鳳来寺小学校5年生児童の田植え：11人参加
5月18日 (土)	新城高校農業クラブの田植え：24人参加
6月 1日 (土)	「第14回お田植え感謝の夕べ」～灯そう千枚田～：大勢の皆さんで千枚田にロウソクのあかりが灯され美しい空間が創られた
6月 6日 (木)	豊橋調理製菓専門学校による生息調査、田の草取り、梅の収穫：28人参加
9月 5日 (木)	豊橋調理製菓専門学校の稲刈り：25人参加
9月11日 (水)	鳳来寺小学校 5年生児童の稲刈り：11人参加
10月10日 (木)	豊橋調理製菓専門学校の脱穀：16人参加
10月13日 (日) 10月14日 (月・祝)	第25回全国棚田(千枚田)サミット参加(山口県長門市)
12月 3日 (火)	農林水産省「第6回ディスカバー農山漁村(むら)の宝」(コミュニティ部門)選定授賞式出席(首相官邸)
12月 8日 (日)	収穫感謝祭の開催



横浜ゴム株式会社新城工場
新入社員研修の様子



豊橋調理製菓専門学校
田植えの様子

《鳳来寺小学校》

鳳来寺小学校は児童数66名の学校で、約9km先に有名な四谷の千枚田があります。

千枚田での学習は平成8年度に始まった活動です。学校統合のため平成28年度から統合先である鳳来寺小学校へと引き継がれました。3枚の田を地元の方からお借りし、5年生が総合的な学習の時間に田起こし、田植え、草取り、稲刈り、はざかけ、脱穀等の作業を進めます。収穫したお米は、調理実習や給食で食べ、1月には来年度に向けて4年生も5年生と一緒に千枚田に出かけ、田起こしをしました。そして最後に田んぼ跳びをして楽しみました。

◇鳳来寺小学校活動実績（令和元年度）

実施日	活動内容
4月16日（火）	田起こし
5月8日（水）	代かき
5月13日（月）	田植え
5月31日（金）	苗観察
9月11日（水）	稲刈り、はざかけ
10月7日（月）	脱穀
1月10日（金）	田起こし、田んぼ跳び



【自然に配慮したまちなみ景観・公園づくり】

《新町地区まちづくり協議会》

令和元年度事業の概要

(1) ひだまりパーク・街路樹「陽光桜」等の管理

ひだまりパークの花壇の手入れと「新桜通り」に設置したフラワーポットの植え替えを定期的に行い、常に良好な状態を保つとともに、街路樹「陽光桜」を点検し、害虫の発生等異常をいち早く発見するよう努め生育の管理をしました。また、9月には、名古屋城周辺を見学し、樹木の管理方法、景観など今後の協議会活動の参考となる視察を行いました。



(2) まちなか景観向上のための活動

「ひだまりパーク」や「新桜通り」のプランターへ季節の花を植えるなど、緑と花による季節感を創作し、良好な景観づくりに努めました。また、まちを花で美しく飾ってもらうきっかけづくりとして、指導者の育成を考え、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業補助金を活用しガーデニング講習会を開催しました。完成した鉢植えを「新桜通り」に飾り、鮮やかな花と緑の演出をするとともに、まちの景観向上を行いました。



陽光桜の開花時期に「^{はなとうろ}花灯路」を設置し、夜桜を演出しました。

(3) まちづくり憲章の周知

商工会主催における「新桜通り夜店」に参加し、まちづくり憲章「やすらぎの心が通う四季のまち」が書かれた「エコうちわ」を来場者に配り周知を図りました。



(4) 協議会活動の輪を広げる

東新町公民館まつりに参加し、名物「べっぴんうどん」を地区の人々に振る舞い、地域の方との交流を深めました。



(5) その他

令和元年度の活動実績

日 時		内 容
4月26日(金)	18:30~	総会
7月7日(日)	9:00~	作業 新桜通りの花の植え替え
8月3日(土)	17:00~	商工会夜店参加 まちづくりエコうちわを無料配布
9月29日(日)	8:00~	視察 名古屋市(名古屋城、大須周辺)
11月10日(日)	9:00~	作業 新桜通りの花の植え替え
11月17日(日)	10:00~	東新町公民館まつり参加 べっぴんうどんの振る舞い
3月1日(日)	9:00~	作業 新桜通りの花の植え替え
3月15日(日)	9:00~	ガーデニング講習会 開催 作業 「花灯路」設置
3月15日(日)~ 3月28日(土)	18:30~ 21:00	「花灯路」開催



ガーデニング講習会の様子



花の植え替え作業の様子

環境ビジョン 2

安全・安心・快適なまち

わたしたちは、災害に強く、公害のない、地域だけでなく地球にとっても『安全・安心・快適なまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

1 防災

●災害対策

【防災体制の連携強化】

《消防力の強化》

「消防組織」

① 常備消防力の強化

いつ起こるか分からない災害に対して、消防資機材の整備・増強や備蓄を進め、消防力の強化拡充に努めています。また職員の知識・技術向上のため、定期的に研修等へ派遣をし、災害対応能力・消防力の増強に努めていきます。

② 消防団機能の強化

消防団は、市民に対する火災予防の広報、地震災害に関する広報、初期消火、救助活動、常備消防隊に協力しての火災防御、避難勧告・指示の伝達及び誘導、情報の収集及び伝達をその任務としています。このため、これらの行使に必要な活動資機材の改善、充実を図るとともに、訓練の実施等により質的向上を図っています。

《広域応援体制の整備》

地震災害の発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であり、県、市の各機関は応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平常時より広域的な応援体制の整備を図ることとしています。

「広域応援協定」

市域にかかる災害について適切な受援措置を講ずるため、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村に対して応援を求める場合は、その応援内容についてあらかじめ相互に応援協定を締結し、実施体制を確立していきます。

「救援隊等による協力」

① 緊急消防援助隊

大規模災害の発生時に消防庁長官の指示等により、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練などを通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めています。

また、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（総務省消防庁）に基づく迅速出動を的確に実施できるように、その準備に努めています。



② 広域航空消防応援

大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように努めています。

③ 愛知県内広域消防相互応援協定

愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めています。

④ 愛知DMATによる医療救護活動

愛知県内外で大規模災害等が発生した場合において、「愛知DMAT設置運営要領」及び「愛知DMATに関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるように努めています。

⑤ 「中部環境先進5市との災害応援協定」

NGOが主催する「日本の環境首都コンテスト」に毎年参加し、上位の成績を収めていた中部地方の環境先進5市（多治見市、安城市、新城市、掛川市、飯田市）の間で、大規模災害が発生した際、食料などの生活必需品や、災害対応資機材、避難者収容施設等をお互いに提供するものです。

《防災学習ホール》

消防防災センターの1階に「防災学習ホール」が整備され、平成20年4月から一般市民向けにオープンしました。この防災学習ホールは、市民の皆さんが自分の住む地域、そして「我が家」が災害時にどのような状況に置かれるのかを学び、災害への備えを日常生活で実践するきっかけを提供しています。



新城市消防防災センター（平井地内）



防災学習ホール

【地域自主防災の推進】

大地震が発生した場合は、交通機関などの途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されたりすることが予想されます。このような事態において被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織において、火災予防、初期消火、被災者の救出救護、避難などを組織的に行うことが重要です。

また、自主防災組織の活動は、南海トラフ地震に関連する情報の正確な伝達、混乱の発生防止などについても大きな役割を果たすものと考えられます。このため市は、住民による自主防災組織の育成に努めるとともに、地域の施設及び事業所並びに公的団体等と有機的な連携を図ります。その際、女性の参画の促進に努めることや、いざという時には、日ごろからの地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織及び防災関係機関などのネットワーク化の推進に努めています。



《自主防災組織の活動》

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、警戒宣言発令時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めています。

市内全地域に自主防災会が132団体組織され、地域に密着した活動が展開されています。それぞれの防災会では、防災会長、防災専門員を中心として防災訓練や災害備蓄品の整備などを実施しています。過去の大規模災害の例を見ても、自主防災会の果たす役割は重要であり、特に救助活動、災害時要援護者の避難支援・安否確認などの初期対応にはなくてはならない存在です。



「自主防災会の役割」

自主防災会は大規模な災害が発生した場合に、地域住民の救出救護、消火活動等の応急活動を実施するばかりでなく、日ごろから防災啓発や、防災点検、災害時要援護者対策などを実施し地域の防災力向上を推進しています。

「自主防災会各班の働き」

自主防災会では、防災会長、防災専門員を中心に消火班、情報班等の班が編成されており、組織的な防災活動が図られています。

《新城市防災ボランティア登録制度の活用》

市は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめボランティアによる被災地支援の意思のある個人またはグループを募集し「新城市防災ボランティア」として登録し、災害時における物資の輸送・整理、避難者の生活支援、避難所の管理・運営補助、給食・給水サービス、災害時要援護者への支援などの協力を要請します。

《防災ボランティアコーディネーター》

大規模な災害が発生したとき、市が設置するボランティアセンターで各地から駆けつけたボランティアの受け入れを行い、支援を必要としている被災者のニーズ（求めていること）を把握し、適材適所へボランティアを派遣する「被災者とボランティアのパイプ役」です。

《新城市防災ボランティアの会》

設立：平成15年4月

会員：団体、個人会員

会員数：150人

活動内容：演習訓練等

◇令和元年度新城市防災ボランティアの会事業実績

番号	日付	会場	事業名
1	4月26日（金）	新城市消防 防災センター	令和元年度新城市防災ボランティアの会 定例会
2	8月23日（金）	新城市青年の家	新城はぐるまの会・新城市防災ボランティアの会 合同訓練
3	9月1日（日）	市内全域	自主防災会 統一訓練日
4	9月20日（金）	新城市役所	役員会
5	1月21日（火）	静岡県浜松市防災 学習センター	防災学習センター視察
6	2月8日（土）	新城文化会館	東三河ボランティア集会

2 公害

●公害等の未然防止

【公害を未然に防ぐ体制強化と連携】

《公害苦情等の状況》

令和元年度の公害、苦情等の申し出件数は41件ありました。（複数の苦情申出があっても同じ案件は1件としています。）件数の内訳は、野焼きが一番多く17件、次いで水質汚濁が13件でした。また、典型7公害のうち一番多かった水質汚濁に関するものは、交通事故等による油の流出が多数を占めていました。市域が広い本市においては、豊川や矢作川の上流域としてすばやい対応を行う横断的な組織体制の強化に努めています。

◇公害・苦情等発生件数（令和元年度）

公害苦情の種類		件数	公害苦情の種類		件数
典型7公害	大気汚染	3	典型7公害以外	不法投棄	0
	水質汚濁	13		害虫等の発生	0
	土壌汚染	0		野生動物	0
	騒音	5		野焼き	17
	振動	0		その他	0
	地番沈下	0			
	悪臭	3		小計	17
小計	24	合計	41		

注：件数のカウントは事案ごとです。苦情申出件数ではありません。

《騒音・振動に係る届出》

生活環境の保全、人の健康の保護の観点から、特定施設（著しい騒音・振動を発生する施設を設置する工場又は事業場）の設置及び特定建設作業（著しい騒音・振動を発生する作業）の実施については、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要です。法律による届出の対象地域は、新城地区が該当します。

◇特定施設の設置届出

騒音に係る特定施設（令和元年度）

施設の種類	法律				県条例			
	設置	変更	全廃	総数	設置	変更	全廃	総数
1 金属加工機械		-1		220		7		202
2 空気圧縮機械等	5	-1	-1	405	73	30		1,111
3 土石用破碎機等	16			28				13
4 織機				0				0
5 建設用資材製造機械				9				4
6 穀物用製粉機				0				0
7 木材加工機械				97				67
8 抄紙機				0				0

施 設 の 種 類	法 律				県 条 例			
	設置	変更	全廃	総数	設置	変更	全廃	総数
9 印刷機械				2				8
10 合成樹脂用射出成形機		-6	-27	58	-3			94
11 鋳型製造機				0				1
12 ディーゼル・ガソリンエンジン	—	—	—	—	1	-1		91
13 送風機および排風機	—	—	—	—				306
14 走行クレーン	—	—	—	—		1		8
15 洗びん機	—	—	—	—				0
16 真空ポンプ	—	—	—	—				27
施 設 の 合 計	—	—	—	819	—	—	—	1,932
工 場 等 の 実 数	1	3	-1	68	21	6		152

振動に係る特定施設（令和元年度）

施 設 の 種 類	法 律				県 条 例			
	設置	変更	全廃	総数	設置	変更	全廃	総数
1 金属加工機械		-1		266		7		195
2 圧縮機および冷凍機	1	1	-1	243	73	30		1,090
3 土石用破碎機等	16			35				18
4 織機				0				0
5 コンクリートブロックマシン等				4				1
6 木材加工機械				7				1
7 印刷機械				9				33
8 ゴム練用ロール機等				23				18
9 合成樹脂用射出成形機	-27		-6	53		-3		69
10 鋳型製造機				0				0
11 穀物用製粉機	—	—	—	—				0
12 ディーゼル・ガソリンエンジン	—	—	—	—	1		-1	96
13 送風機および排風機	—	—	—	—				477
施 設 の 合 計	-10	0	-7	640				1,998
工 場 等 の 実 数	1	3	1	56	21	6		167

◇特定建設作業の届出

騒音に係る特定建設作業（令和元年度）

法に基づく届出 112件

条例に基づく届出 890件

振動に係る特定建設作業（令和元年度）

法に基づく届出 38件

条例に基づく届出 72件

《悪臭関係工場等の届出》

悪臭を発生させる工場等は、県民の生活環境の保全等に関する条例により、毎年悪臭物質の排出状況などについて届出をすることになっています。

《悪臭防止法に基づく規制》

市では、悪臭防止法による規制を平成21年3月1日から分析機器により測定する「物質濃度規制」を人間の嗅覚を用いて測定する「臭気指数規制」に変更しました。また、これに併せて、規制地域を旧新城地域から市内全域としました。

◇令和元年度の届出状況

施 設 の 種 類		届出件数
畜産農業	豚房施設	4
	牛房施設	19
	鶏飼育	5
	うずら飼育	1
	小 計	29
ゴム製品製造業		2
し尿処理施設		1
ごみ処理場		5
合 計		37

（臭気指数規制とは）

臭気指数規制は、近年の悪臭苦情に対応した規制として平成7年に導入され、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を臭気指数として数値化したものです。具体的には、試料を臭気が感じられなくなるまで希釈したときの希釈倍数（臭気濃度）の対数値に10を乗じた値です。

（規制地域の区分）

土地の利用状況や悪臭に対する順応性を考慮して、規制地域を3つに区分します。

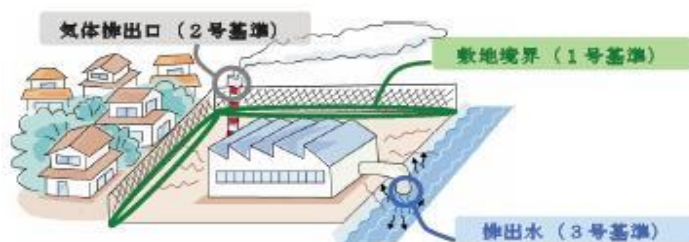
地域区分	内 容	区 分
第1種地域	専ら住居の用に供されている地域のような悪臭に対する順応の見られない地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第2種地域	第1種地域と第3種地域の間位置する地域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域
第3種地域	主に工業の用に供されている地域 その他悪臭に対する順応の見られる地域	工業地域、工業専用地域 市街化調整区域 都市計画区域外の地域

(規制基準)

規制基準は、規制地域の区分及び採取地点である敷地境界線(1号基準)、気体排出口(2号基準)、排水(3号基準)の3点でそれぞれに各基準が定められています。なお、気体排出口及び排水の規制基準は敷地境界の基準をもとに定めています。

地域区分	臭気強度	第1号規制基準 敷地境界線上	第2号規制基準	第3号規制基準
第1種地域	2.5	12	※	28
第2種地域	3.0	15	※	31
第3種地域	3.5	18	※	34

※悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出



臭気濃度 (希釈倍率) と臭気指数の関数

臭気濃度	臭気指数	臭気の状態	※臭気濃度とは、希釈倍率のことをいい、臭気指数は次の数式で算出します。 臭気指数 = $10 \times \text{Log}(\text{臭気濃度})$
10	10	ほとんどの人が気にならないにおい	
16	12	気をつければ感じるにおい	
32	15		
64	18	楽に感知できるにおい	

《環境保全協定の締結》

新城市は、市内で操業する企業と「環境保全協定」の締結を進めています。環境保全協定は、環境汚染の未然防止及び環境保全に関する活動の推進に取り組むことを目的としています。平成24年12月には従来の環境保全協定を見直し、太陽光、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーに取り組む事業所を対象に含め（太陽光の場合は、高圧受電が必要になる50キロワット以上の事業用電気工作物の事業所）、また、「周辺住民とのコミュニケーションについて」を協定書本文へ盛り込みました。令和元年度末現在76事業所と協定を締結しています。

◇環境保全協定締結事業所 (令和元年度末現在)

環境保全協定締結事業所名	所在地	業種
株式会社大紀アルミニウム工業所 新城工場	富岡	非鉄金属再生業
横浜ゴム株式会社 新城工場	野田	ゴム製品製造業
バルカーセイキ株式会社	川田	非鉄金属・金属製品製造業

環境保全協定締結事業所名	所在地	業種
株式会社トンボ鉛筆 新城工場	川田	事務用品製造業
コマツハウス株式会社	庭野	鋼鉄製構造物製造業
日本特殊パイプ株式会社	黒田	金属製品製造業
株式会社育良精機製作所 愛知新城工場	一鉄田	電気部品加工業
光田屋株式会社	南畑	洗濯業
中部鍛工株式会社	有海	鍛造製品製造業
サミット昭和アルミ株式会社 新城工場	有海	非鉄金属再生業
共和レザー株式会社 新城工場	有海	車輻用レザー製造業
セツカートン株式会社	川路	ダンボール紙製造業
夏目金網工業株式会社	有海	鋼鉄製構造物製造業
株式会社相原製作所	川路	金属製品製造業
藤光工業株式会社	大宮	木材・木製品製造業
新東工業株式会社 新城製作所	大宮	一般産業用機械装置製造業
スミリン農産工業株式会社 新城工場	中宇利	有機培土・肥料製造業
株式会社エヌシーシー・ファクトリー	大宮	自動二輪車車関連部品製造業
株式会社イノアックコーポレーション 八名事業所	富岡	自動車関連部品製造業
中部丸筒株式会社 新城工場	大宮	丸・角紙管製造業
大森木材株式会社 新城工場	一鉄田	建築用木製組立材料製造業
三菱電機株式会社名古屋製作所 新城工場	有海	電動機製造
宇都宮化成工業株式会社 新城工場	大海	農業薬品製造
イズテック株式会社 新城工場	有海	荷役運搬機械器具製造業
株式会社大仙 新城工場	有海	金属製品製造業
オーエスジー株式会社 新城工場	有海	金属製品製造業
オーエスジー株式会社 八名工場	富岡	金属製品製造業
株式会社イノアックコーポレーション 新城事業所	川田	自動車関連部品製造業
BASF INOAC ポリウレタン株式会社 新城工場	川田	化学工業実験
株式会社シンシロケーブル	川田	電線ケーブル製造業
横浜ゴム株式会社 新城南工場	一鉄田	ゴム製品製造業
三河材流通加工事業協同組合	富岡	木材流通、加工
株式会社新晃製作所 新城AD工場	川田	工業用パッキン製造
宇都宮工業株式会社 新城工場	八名井	住宅部品製造業
知多産業運輸株式会社	八名井	倉庫保管業
株式会社アイセック	八名井	家庭科教材製造販売業

環境保全協定締結事業所名	所在地	業種
株式会社動研	一畝田	自動車部品等製造業
株式会社ハウセン	八名井	産業用機械設計・製作業
山崎産業株式会社	八名井	回転機械のメンテナンスとクレーンの製造
ユアサ工機株式会社	八名井	金属加工
株式会社マテリアル新城 作手工場	作手白鳥	非鉄金属再生業
株式会社高木製作所 作手工場	作手高里	自動車関連部品製造業
大高精工株式会社	有海	金属製品製造業
株式会社マテリアル新城 本社	八名井	二次合金製造業
碧海電気株式会社 新城太陽光発電所	富岡	太陽光発電事業
中設エンジ株式会社 新城メガソーラープロジェクト	杉山	太陽光発電事業
岡田発電所	富岡	太陽光発電事業
株式会社千葉 新城太陽光発電所	有海	太陽光発電事業
株式会社豊成 新城工場	八名井	電動機製造
南発電所	一畝田	太陽光発電事業
朝日土地建物有限会社	富岡	太陽光発電事業
大成株式会社	富岡	太陽光発電事業
株式会社タツミハウジング	富岡	太陽光発電事業
アサヒ精機株式会社	作手黒瀬	自動車関連部品製造業
独立行政法人水資源機構 豊川用水総合事業部	川合	小水力発電事業
株式会社ボディワーク	一畝田	太陽光発電事業
合同会社MK企画	富岡	太陽光発電事業
幸南化工有限会社	一畝田	太陽光発電事業
株式会社Handy	一畝田	太陽光発電事業
八名ソーラーパーク株式会社 富岡西屋敷ソーラー発電所	富岡	太陽光発電事業
株式会社グリーンバンク	有海	太陽光発電事業
株式会社フラット	富岡	太陽光発電事業
コニックス株式会社	中宇利	太陽光発電事業
ウェルビング株式会社	一畝田	太陽光発電事業
大都技研株式会社	一畝田	太陽光発電事業
三ヶ沢発電所	富岡	太陽光発電事業
サカイホールディングス	富岡	太陽光発電事業
株式会社ミウラ	一畝田	太陽光発電事業
株式会社ファミリーユ	一畝田	太陽光発電事業

環境保全協定締結事業所名	所在地	業種
合同会社中部 M&R イノベーション	一鉄田	太陽光発電事業
エグチホールディングス株式会社	鯉淵 富岡 作手高里	太陽光発電事業
株式会社ヤマグチマイカ	黒田	窯業・土石製品製造業
株式会社つちや	日吉	太陽光発電事業
株式会社ジェネックス	野田	太陽光発電事業
株式会社松原電機	一鉄田	太陽光発電事業
株式会社TMI	一鉄田	太陽光発電事業

《自動車騒音常時監視の状況》

市では、市内の主要道路の自動車騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため自動車騒音状況の常時監視を行っています。自動車騒音常時監視は、市内の幹線道路などを対象にその道路に面する地域で、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより評価する区間を分割し、その区間ごとに、対象となる地域の環境基準適合状況を面的に評価します。

◇令和元年度自動車騒音常時監視結果

調査期間：令和元年12月10日から令和元年12月11日

調査区間：国道301号、新城引佐線

調査方法：「環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示64号）の定めるところによります。

路線名	評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	評価区間 の延長	住居 戸数	昼間・夜間とも 環境基準値以下	
			(km)	(戸)	(戸)	(%)
国道301号	新城市杉山	新城市一鉄田	3.9	265	265	100
新城引佐線	新城市富永	新城市平井	0.6	123	123	100

※ 面的評価の対象は、評価区間の評価範囲（道路端から50mの範囲）内における保全すべき住居等である。

(自動車騒音に係る基準)

環境基本法第 16 条第 1 項に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

地域類型		環境基準 (L_{Aeq})		幹線交通を担う道路 に近接する空間	
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	左記のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60dB 以下	昼間 70dB 以下
			夜間	55dB 以下	
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	左記のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	夜間 65dB 以下
			夜間	60dB 以下	
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	(全地域共通) ※備考参照
			夜間	60dB 以下	

※備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下)によることができる。

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は 4 車線以上の区間)
- (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間(区域)」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

3 時間の区分については、昼間は 6 時から 22 時、夜間は 22 時から翌朝 6 時

《新城市クリーンセンターおよびその周辺のダイオキシン類調査》

市では、ごみ焼却施設であるクリーンセンターからの排気ガスと焼却灰を埋立て処理した有海埋立処分場、クリーンセンター周辺地区の水質及び土壌において、ダイオキシン類調査を実施しています。検査の結果、基準値の超過はありません。

「調査地点」



「調査状況」

単位 (TEQ=毒性等量) 土壌 : pg - TEQ/g 大気 : pg - TEQ/m³ 水質 : pg - TEQ/l 底質 : pg - TEQ/g

調査項目 ・地点	環境 基準	測 定 値										
		稼働前	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
土 壤	1,000	No.1	3.1			6.1					9.5	
		No.2	2.3				0.34					2.3
		No.3	2.5			11.0					4.2	
		No.4	6.0	3.3					8.1			
		No.5	5.4	2.2					2.1			
		No.6	0.65				0.32					2.6
		No.7	4.7	2.3					5.5			
		No.8	13.0					8.5				
		No.9	2.6			0.72					0.8	
		No.10	18.0					12.0				
		No.11	1.8				1.6					2.4
		No.12	4.2		5.4					5.3		
		No.13	3.5		5.1					7.5		
大 気	0.6	0.034	0.16					0.014				
水 質	1.0	0.027						0.067				
底 質	樋田川	150	0.14			0.83				1.4		
	豊 川		0.032			0.083				0.28		

調査項目・地点		環境基準	測定値									
			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
土壌	No.1	1,000				7.1					7.8	
	No.2						3.5					2.5
	No.3					5.7					4.9	
	No.4			3.5						4.2		
	No.5			2.2						1.4		
	No.6						2.0					2.1
	No.7			3.4						5.3		
	No.8			19.0					19.0			
	No.9					2.1						1.6
	No.10			16.0					13.0			
	No.11						1.7					5.2
	No.12				4.1						6.7	
	No.13				3.1						3.0	
大気		0.6		0.0062					0.0075			
水質		1.0			0.035							
底質	樋田川	150				0.27					0.19	
	豊川					0.088					0.16	

◇クリーンセンターのダイオキシン類検査結果

TEQ=毒性等量

区分	排ガス (ng - TEQ / m ³ N)		ばいじん※1 (ng - TEQ / g)		焼却灰※2 (ng - TEQ / g)	
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
基準値	5.0	5.0	3.0	3.0	3.0	3.0
H13	0.018	0.020	0.15	0.16	0.014	0.00019
H14	0.00012	0.000021	0.33	0.80	0.00022	0.00064
H15	0.00054	0.0000043	0.086	0.23	0.00012	0.00044
H16	0.051	0.0	0.16	0.23	0.0002	0.0
H17	0.000014	0.000016	0.52	0.16	0.0015	0.00090
H18	0.0000063	0.0056	0.12	0.12	0.00043	0.0
H19	0.0013	0.00033	0.89	0.06	0.0	0.0
H20	0.00081	0.0032	0.080	0.052	0.0	0.0
H21	0.022	0.0059	0.060	0.48	0.00000096	0.000014
H22	0.00013	0.0024	0.19	0.17	0.00024	0.000038
H23	0.00000030	0.0015	0.000036	0.050	0.067	0.00000022
H24	0.0030	0.00017	0.092	0.069	0.0	0.0
H25	0.00054	0.0000021	0.068	0.029	0.00051	0.0
H26	0.018	0.0012	0.22	0.99	0.00094	0.000079
H27	0.000061	0.0000011	0.065	0.0081	0.0017	0.00059
H28	0.000011	0.0000046	0.037	0.024	0.00048	0.00084
H29	0.000055	0.0037	0.036	0.057	0.0077	0.0016

区 分	排ガス (ng - TEQ / m ³ N)		ばいじん※1 (ng - TEQ / g)		焼却灰※2 (ng - TEQ / g)	
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
基準値	5.0	5.0	3.0	3.0	3.0	3.0
H30	0.0000017	0.00018	0.10	0.048	0.0016	0.0016
R1	0.0000083	0.0000069	0.078	0.050	0.0020	0.0042

※1：バグフィルターで捕集された灰（一般的には「飛灰（ひばい）」と呼ぶ）

※2：ストーカーに残った灰（一般的には「燃え殻（もえがら）」と呼ぶ）

◇有海埋立処分場ダイオキシン類測定結果

基準値 放流水：10pg - TEQ / トリル以下

地下水：1pg - TEQ / トリル以下

※単位：pg - TEQ / トリル (TEQ=毒性等量)

区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
放流水	0.00073	0.00012	0.000075	0.000040	0.00015	0.00098	0.000040	0.018
地下水1	0.00029	0.051	0.051	0.057	0.065	0.022	0.093	0.038
地下水2	0.56	1.0	0.062	0.29	0.069	0.026	0.12	0.045
区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
放流水	0.00014	0.000009	0.0061	0.000050	0	0	0.000048	0
地下水1	0.014	0.062	0.061	0.044	0.032	0.042	0.028	0.025
地下水2	0.018	0.33	0.20	0.083	0.033	0.043	0.038	0.032
区 分	H29	H30	R1					
放流水	0.10	0.0047	0					
地下水1	0.076	0.027	0.047					
地下水2	0.035	0.042	0.13					

《河川水質汚濁緊急対策》

市内の河川等における水質汚濁事故発生に伴い、市民及び豊川下流域の人の健康及び生活環境の保全並びに自然・生態系への影響等に重大な支障をきたさないよう適切な措置を効果的に進めています。

3 生活空間

●まちづくり交通政策

【公共交通機関の利用促進】

《新城市地域公共交通網形成計画》

市では、第1次総合計画で目指すまちの将来像「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」を支える公共交通づくりのため、平成20年に「新城市地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成20年度から22年度の3か年をかけて地域公共交通活性化・再生事業により実証運行の実施や運行ルートの見直し等を行い、利用者目線に立った路線の構築を図ってきました。

平成28年度には国の法律の一部改正に伴い、市民が利用しやすく持続可能な公共交通を確保・維持していくため、地域住民が公共交通に関心を持ち、地域で公共交通を守り育てる仕組みの構築に向けての計画である「新城市地域公共交通網形成計画」を策定し引き続き公共交通の利用促進に努めていきます。

『目標』

市は、これまでの既存バス路線の維持を基本とした方針を改め、より住民にとって利便性が高く、かつ効率的な公共交通を作り上げるため、6つの推進ポイントを着実に実行することで、住民に親しまれ、住民が支え、住民にとって便利な公共交通網を構築します。

『基本理念』

公共交通の現状と必要性を全市で共有し、
一人ひとりが公共交通を維持・発展させていきます

『基本理念を達成するための3つの基本方針』

- 1 公共交通の現状を地域と共有し、地域・行政・交通事業者で公共交通網を作ります
- 2 組織間の連携を図り、関係者と一体となって利便を向上させます
- 3 地域に愛され、「利用したくなる」公共交通を作ります

『計画期間』

計画期間は5年間（平成29年度から平成33年度（令和3年度））とし、計画の実現を目指します。

『協議会の設置』

法定協議会として位置づけた「新城市地域公共交通会議」を設置しています。

《新城市地域公共交通会議・協議内容》

- 1 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項
- 2 新城市が運営する有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項
- 3 新城市の公共交通政策の推進に関する事項
- 4 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

《共通回数券対象路線の拡充》

新城市地域公共交通会議で協議した結果、中宇利線と吉川市川線の運賃を平成22年4月1日から200円に統一し、また10月1日からは作手線の運賃をそれまでの距離制からゾーン制とし、Sバス共通回数券の利用を可能としました。この回数券は200円のチケットが6枚綴りで1,000円（100円6枚綴りは500円）と、1回乗車分お得です。車内販売や商工会との連携により買物カードでの引き換えを始めたこと等で、回数券の売り上げは伸びています。

《ラッピングバス》

平成21年度には鳳来地区の塩瀬線車両に、平成22年度には新城地区の北部線車両に、バス通学児童が書いた絵をラッピングしました。

その後、車両更新に合わせ、作手地区の守義線、つくであしがる線に明るい雰囲気でのラッピングを施した車両を、新城地区の北部線、西部線に市内の観光名所やイベントがラッピングされた車両を導入しました。

現在4台のラッピングバスが市内を走っており、どのバスも地元みなさんに親しまれ、小中学生の通学や高齢者の通院・買い物の足として活躍しています。



《夏休み小学生50円バス》

夏休み期間中に小学生と保護者の方にバスをより多くご利用いただくため、東三河8市町村内を運行するバス（一部を除きます）のこども運賃を1乗車50円（通常の運賃が50円未満の場合はその運賃。）とする取組を行いました。

この事業は平成24年度から実施しており、路線バス事業者と東三河8市町村が連携して実施したもので、令和元年度も多く的小学生が利用しました。

●防犯対策

【犯罪を未然に防ぐ環境整備】 【防犯組織・体制づくり】

“安全・安心で快適に暮らすことのできるまちづくり”を行うためには、私たちのまちづくりに対する“自覚と行動”が必要です。また、市民や各事業所、市等がそれぞれ協働して、積極的に取組を行うことが不可欠です。

このため、市ではその実現に向け、しんしろ安全・安心で快適なまちづくり条例に基づいて、市民・事業所・市等の行動主体ごとの取組事項・取組方向を示した、「しんしろ安全・安心で快適なまちづくり行動計画」に沿って“市民総ぐるみのまちづくり運動”を展開していきます。



防犯キャンペーンの様子

《取組項目》

(安全・安心なまちづくり)

- 1 犯罪の防止に関する事
- 2 違法駐車等の防止に関する事
- 3 自動車等の放置の防止に関する事
- 4 交通事故の防止に関する事
- 5 その他安全・安心なまちづくりに関する事

(快適なまちづくり)

- 1 ごみのポイ捨て等の防止に関する事
- 2 ペット(動物)の適正な管理に関する事
- 3 喫煙者のモラルに関する事
- 4 空地および空家の適正な管理に関する事
- 5 落書き等の防止に関する事
- 6 その他快適なまちづくりに関する事

《放置自転車への対応》

最近市内の駅周辺などには自転車が乱雑に駐輪され、中には長期間放置されているものもあります。放置自転車は安全な通行の妨げになるばかりでなく、防災や都市景観などの面からも社会問題となっています。



◇放置自転車の状況

令和元年度中撤去台数 70 台

駅名	野田城	新城	茶臼山	東新町	三河東郷	大海	長篠城	本長篠	三河大野	その他
撤去台数	14	23	10	11	0	0	2	3	1	6
内盗難車	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0

《地域安全灯設置費補助制度》

地域住民の交通安全対策、防犯対策を積極的に推進し、地域の安全を確立することを目的として、地域安全灯(LEDを光源とするものに限る)を設置する行政区に対し補助金を交付しています。

(令和元年度の実施状況)

○補助金交付額 3,530,000 円 145 灯 (42 行政区)

補助実績(過去5年間)

年度	灯数
平成27年度	1,135
平成28年度	805
平成29年度	530
平成30年度	331
令和元年度	145



環境ビジョン 3

交流と教育・文化のまち

わたしたちは、自然、歴史・文化資源を活かした魅力的な「新城らしさ」あふれる『交流と教育・文化のまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

1 環境教育

●拠点づくり

【環境教育拠点の整備】

地球温暖化や廃棄物などに見られる環境問題は、人のライフスタイルと密接に関わっています。こうした問題の解決のためには、現在の大量生産 → 大量消費 → 大量廃棄を基調にした高負荷なライフスタイルを、極力環境への負荷の少ないものへ速やかに変革していくことが必要です。

それには、一人ひとりが、それぞれの日常行動が環境にどのような影響を与えているか、また、そのことが自分たちの生活や将来の世代にどのような影響を及ぼすかなど、人と人を取り巻く環境との相互作用について理解し、行動に結びつけていけるような環境教育の拠点の整備が重要な要素となります。

本市では、鳳来寺山参道の門前にある「鳳来寺山自然科学博物館」が環境教育の場として挙げられます。「足下の気づき」から地域を知る → 何をすべきか考える → 実際に行動するというコンセプトの下でさまざまな講座、展示が行われています。

《鳳来寺山自然科学博物館の主な取り組み》

鳳来寺山を中心とした奥三河の自然に関する展示と、足元の自然をテーマにした特別展や、野外学習会、子ども向け自然講座、ジオツアーなどの活動を活発に行っています。

また、博物館友の会があり、市内はもとより県内外に多くの会員がいて博物館を活用しています。会員の有志によるボランティアグループ「博物館協力隊」(子どもから大人まで 28 名が登録) が結成され、博物館

主催で開催する野外学習などの補助や環境整備活動、資料整理などを行うとともに、友の会主催の自然観察会などの講師なども努めています。郷土の自然について調査、展示、教育普及、資料収集するといった、さまざまな博物館活動を市民ボランティアとともに力をあわせて推進しています。



「特別展 きのこ展」

◇特別展（令和元年度実績）

実施日	テ ー マ
7月1日（月）～ 8月31日（土）	教科書と自然 -足元の自然が教えてくれるもの-
9月15日（日）～10月22日（火）	きのこ展
11月2日（土）～ 3月30日（月）	奥三河の滝展

◇野外学習会（令和元年度実績）

実施日	テ ー マ	参加数	開催場所
4月28日（日）	風切山-里地・里山の新緑-	36人	新城市日吉
5月26日（日）	モリアオガエルと表参道の生きもの	36人	新城市門谷
6月2日（日）	岩屋観音の地形観察と動物園	16人	豊橋市内
7月28日（日）	鳳来寺山音為川の生きもの	中止	新城市門谷
10月13日（日）	桜淵のきのこ	27人	新城市庭野
11月3日（日）	川原の様子と地形観察	20人	新城市～豊川市
11月17日（日）	朝霧湖周辺の紅葉	32人	新城市大島
12月1日（日）	豊川中流域の基盤岩	16人	新城市内
1月19日（日）	野鳥と虫の冬越し	33人	新城市庭野

◇ジオツアー（令和元年度実績）

実施日	テ ー マ	参加数	開催場所
7月7日（日）	豊川のつくる地形と舟運	20人	新城市～豊橋市
10月6日（日）	田口鉄道敷から見える地形と地質	22人	新城市～設楽町
12月8日（日）	新城の滝めぐり	20人	新城市内
2月8日（土）	V字谷を北上するジオの旅	39人	新城市～浦川

◇シンポジウム（令和元年度実績）

実施日	テ ー マ	参加数	開催場所
11月9日（土）	奥三河の大地と花祭	27人	東栄町グリーンハウス

【農村環境整備活動への支援】

市では、農地の保全、開水路・農道等施設の適正な管理保全による長寿命化とともに農村環境を保全する効果の高い取り組みを行う活動組織を支援しています。

現在、市内24地区で農地保全のための活動が行われ、そのうち13地区においては生態系保全のための実践活動も行われています。

◇活動状況

No.	地区名	活動組織名	主な活動
1	片山	片山地域環境保全隊	生物の生息状況の把握
2	牛倉	牛倉地域環境保全隊	生物の生息状況の把握
3	石田	石田の地域環境を守る会	生物の生息状況の把握、希少種の監視、 外来種の駆除
4	杉山	杉山の環境を守る会	生物の生息状況の把握、外来種の駆除
5	八名井	八名井農地・水・環境保全会	生物の生息状況の把握
6	豊島	豊島環境保全会	生物の生息状況の把握
7	稲木	農地水環境稲木	生物の生息状況の把握
8	野田 中市場	野田・中市場の「農地・水・ 環境」を守る会	外来種の駆除
9	只持	只持環境保全隊	生物の生息状況の把握
10	布里	布里農地・水環境保全隊	生物の生息状況の把握
11	作手黒瀬	黒瀬美土里会	生物多様性に配慮した施設の適正管理
12	作手菅沼	菅沼を良くしまい会	生物の生息状況の把握
13	作手清岳	市場の環境を守る会	生物の生息状況の把握

●環境教育・学習

市では、身近な自然の様子から地球温暖化といったグローバルな環境問題にいたるまで、ニーズに応えた環境学習を実施しています。

《親と子の走る環境教室》

親と子の「走る環境教室」は、夏休み中の市内の小学生とその保護者を対象に参加者を募集し、マイクロバスなどを使って、市内外のリサイクル工場や環境関連施設の見学や勉強会を通じ、環境問題に対して理解を深め、その対策について親子で考えるものです。

令和元年度は、市内の企業である横浜ゴム新城工場を見学し、環境に関するさまざまな取組を学びました。また、鳳来寺山自然科学博物館でコノハズクやモリアオガエルなど市に生息する生き物を見学し、地域の生態系についても学びました。

◆8月6日（火） 参加者数 児童7名 保護者4名

◇親と子の走る環境教室の開催状況（過去5年間）

年度	見学先
H27	愛・地球博記念公園 モリコロパーク（長久手市）
H28	生命の海科学館、竹島水族館（蒲郡市）
H29	のき山学校（北設楽郡東栄町）
H30	トヨタ博物館、愛・地球博記念公園（長久手市）
R1	横浜ゴム新城工場、鮎滝、鳳来寺山自然科学博物館（新城市）



鮎滝見学の様子

《市民環境講座》

市では、環境問題に取り組んでいる、若しくはこれから取り組もうとされているみなさんを対象に「環境活動に関する学習機会」を提供するために、平成16年度から毎年「市民環境講座」を開催しています。令和元年度の実績は次のとおりです。

◆11月30日（土）

「宇連ダムと大島ダムの見学」

独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部 宇連ダム、大島ダム

参加者18人

◆12月14日（土） 講師：新城市 生活環境課

「分別をしないとどうなるの？」

新城市クリーンセンター 参加者25人

《水生生物調査》

市では、市内小中学校の生徒や行政区と河川における水生生物調査活動を行っています。

ほぼ毎年、同じ地点の水生生物の調査をしますが、水質の状況を把握するとともに、地域の自然とふれあうことのできる良い機会となっています。また、地元の水生生物調査を実施することにより、地元の川を自分たちで守ろうという意識の高揚にもつながります。



◇水生生物調査実施の状況（令和元年度）

学校・団体名	河川名	実施日	参加人数
作手小学校	古宮川	6月11日（火）	25人
豊島区環境保全会	杉川	6月16日（日）	25人
千郷子育て連絡協議会	杉川	6月22日（土）	120人
東陽小学校	真立川	6月25日（火）	24人
東郷東小学校	五反田川	6月26日（水）	27人
八名小学校	堀切川	7月 3日（水）	47人
新城小学校（1）	田町川	7月 9日（火）	30人
新城小学校（2）	田町川	7月10日（水）	29人
舟着小学校	大入川	9月 4日（水）	15人
実施9回（6小学校・2団体）			計342人

《ごみに関する環境学習》

市では、ごみの出し方や分け方をはじめ、処理の方法などについて実際に現場を見学して理解してもらうことを目的に、市内小学校の4年生などを対象にごみに関する学習を実施しています。

◇ごみに関する学習会実施状況（令和元年度）

見学日	学校等名	見学施設			見学者数
		クリーンセンター	資源集積センター	鳥原埋立処分場	
5月 8日（水）	東郷東小学校	○	○	○	28人
5月13日（月）	八名小学校	○	○	○	26人
5月15日（水）	八名小学校	○	○	○	25人
5月16日（木）	庭野小学校	○	○	○	18人
5月21日（火）	鳳来中部小学校	○		○	27人
5月29日（水）	東郷西小学校	○	○	○	48人
5月31日（金）	黄柳川小学校	○	○	○	9人
6月 4日（火）	東陽小学校	○	○	○	22人
6月11日（火）	千郷小学校	○		○	42人
6月12日（水）	千郷小学校	○		○	41人
6月13日（木）	老人クラブ連合会	○	○	○	38人
6月14日（金）	作手小学校	○	○		16人
6月19日（水）	新城小学校	○	○	○	55人
6月26日（水）	舟着小学校	○	○	○	12人
実施14回（11小学校・1団体）					計407人



クリーンセンター、鳥原埋立処分場見学の様子

《上下水道に関する環境学習》

市では、子どもたちが上下水道に関する基礎知識を学ぶことにより、水環境に対する興味と関心をもってもらうことを目的に、市内小学校4年生を対象に上下水道講座（パワーポイントによる上下水道の基礎知識の学習および簡易急速ろ過実験）を実施しています。



◇上下水道に関する環境学習実施状況（令和元年度）

学校名	実施場所	実施日	参加人数
作手小学校	作手小学校	6月 4日（火）	15人
新城小学校	新城小学校	6月 5日（水）	50人
鳳来寺小学校	鳳来寺小学校	6月 6日（木）	10人
八名小学校	八名小学校	6月 7日（金）	47人
鳳来中部小学校	鳳来中部小学校	6月11日（火）	25人
東郷東小学校	東郷東小学校	6月12日（水）	28人
黄柳川小学校	黄柳川小学校	6月19日（水）	7人
庭野小学校	庭野小学校	6月25日（火）	15人
東郷西小学校	東郷西小学校	6月26日（水）	44人
東陽小学校	東陽小学校	6月28日（金）	20人
実施10回（10小学校・13クラス）			計261人

《環境ポスターコンクール》

市では、ごみの減量化・資源リサイクル・環境美化の意識を高揚し、環境問題に関心を持っていただくため、社会科の授業で「ごみ」について勉強している小学4年生を対象に、環境ポスターの募集を行っています。令和元年度は159点の作品が寄せられました。

◆金賞2名、銀賞3名、銅賞5名、入選10名



令和元年度金賞作品

2 歴史・文化

●歴史的・文化的環境の保全整備

【史跡、名勝、天然記念物や建造物の保持】

《環境整備の実施》

国指定史跡長篠城跡をはじめとした城跡や古墳等の史跡、県指定天然記念物長の山湿原や清岳向山湿原などの適正な環境維持を行うため、地元市民等の協力により草刈り等の環境整備を行いました。

◇指定文化財の状況

令和元年度末現在

	種別	名称	所在地	指定年月日
国指定文化財	建造物	東照宮	門谷	S28. 11. 14
		鳳来寺仁王門	門谷	S28. 11. 14
		望月家住宅	黒田	S49. 2. 5
	絵画	絹本著色三千仏名宝塔図	中宇利	H 6. 6. 28
	彫刻	木造薬師如来坐像	庭野	S 6. 12. 14
		木造阿弥陀如来坐像 附 木造観音菩薩坐像	巢山	S52. 6. 11
	無形民俗	三河の田楽	門谷・七郷一色	S53. 5. 22
	史跡	長篠城跡	長篠	S 4. 12. 17
	名勝	鳳来寺山	門谷	S 6. 7. 31
		阿寺の七滝	下吉田	S 9. 1. 22
	天然記念物	乳岩及び乳岩峡	川合	S 9. 1. 22
		馬背岩	豊岡	S 9. 5. 1
		黄柳野つげ自生地	黄柳野	S19. 3. 7
		甘泉寺のコウヤマキ	作手鴨ヶ谷	S47. 5. 26
国登録文化財	建造物	旧黄柳橋	乗本	H10. 9. 2
		瀧川家住宅主屋	出沢	H17. 2. 28
		瀧川家住宅長屋門	出沢	H17. 2. 28
		瀧川家住宅祠	出沢	H17. 2. 28
		旧大野銀行（大野宿鳳来館）本館	大野	H21. 1. 8
		旧大野銀行（大野宿鳳来館）土蔵	大野	H21. 1. 8
		龍泉寺本堂	出沢	H25. 12. 24
		龍泉寺開山堂及び位牌堂	出沢	H25. 12. 24
		龍泉寺観音堂及び御茶堂	出沢	H25. 12. 24
		龍泉寺庫裏	出沢	H25. 12. 24
		龍泉寺鐘楼	出沢	H25. 12. 24
		八平神社本殿	出沢	H25. 12. 24
		八平神社玉垣	出沢	H25. 12. 24
		瀧神社本殿	大海	H25. 12. 24
		永住寺本堂	裏野	R1. 12. 5

	種 別	名 称	所在地	指定年月日
国登録文化財	建造物	永住寺開山堂及び位牌堂	裏野	R1. 12. 5
		永住寺庫裡及び書院	裏野	R1. 12. 5
		永住寺禅堂	裏野	R1. 12. 5
		永住寺衆寮	裏野	R1. 12. 5
		永住寺経蔵	裏野	R1. 12. 5
県指定文化財	絵画	甘泉寺の涅槃図	作手鴨ヶ谷	S47. 6. 7
	彫刻	木造十一面観音立像	杉山	S32. 1. 12
		木造不動明王立像	巢山	S53. 3. 15
		木造熊野三所懸仏	巢山	S54. 3. 22
	無形民俗	信玄原の火おんどり	竹広	S40. 5. 21
		乗本万灯	乗本	S51. 7. 14
		南設楽のほうか	大海・布里・一色 塩瀬・源氏・名号	S58. 9. 14
		設楽のしかうち行事	能登瀬	S58. 3. 7
	史跡	宇利城跡	中宇利	S32. 9. 6
		旗頭山尾根古墳群	八名井	S53. 5. 29
		断上山古墳9・10号墳	大宮	S53. 10. 16
	名勝	満光寺庭園	下吉田	S49. 7. 3
	天然記念物	須山のイヌツゲ	作手清岳	S29. 2. 5
		ムカデラン自生地	川合	S30. 5. 6
		ねずの樹	門谷	S30. 7. 1
		長ノ山湿原	作手岩波	S48. 11. 26
		中宇利丸山の蛇紋岩植生	中宇利	S55. 2. 12
市指定文化財	建造物	8	能舞台、満光寺の山門、薬師堂他	
	絵画	6	太田白雪画像、鳥居勝商磔殺の図他	
	彫刻	32	木造十一面観音立像、木造大日如来坐像、木造子安観音立像、石造庚申碑、木造神馬、石造閻魔大王他	
	工芸品	6	能装束・能面、鰐口、唐の頭、喚鐘、鉄砲、梵鐘	
	典籍	9	太田白雪自筆著書、太田白雪「きれぎれ」他	
	古文書	38	今川義元証文、今川氏真証文、菅沼家家譜、慶長9年検地帳、御觸書留帳（町役場日記）他	
	考古資料	8	鏡岩下遺跡出土品、大ノ木遺跡他遺跡他	
	歴史資料	1	吉田川井堰引船図 附 井堰御普請関係文書	
	無形	3	祭礼能、立物花火、鳳来寺硯製作	
	有形民俗	7	石座石、服部神社伝来赤引糸関係遺物他	
	無形民俗	13	新城歌舞伎、鍋づる万灯、名越神楽、天王祭他	
	史跡	64	黒瀬遺跡、摩訶戸古墳群、新城城跡、信玄塚、富賀寺中世墓地、芭蕉句碑、蟻塚、今水寺跡他	
	名勝	4	鳴沢の滝、桜淵、鮎滝、富賀寺庭園	
天然記念物	24	白鳥神社の大スギ、ヒメハルゼミ、中央構造線長篠露頭、見代のオハツキイチョウ他		

【歴史・文化の活用】

《歴史・文化関連施設》

「鳳来寺山自然科学博物館」

鳳来寺山自然科学博物館は、国指定の名勝天然記念物・鳳来寺山を中心に、自然の宝庫である東三河を研究するため昭和24年9月に結成された「東三河の地質と鉱物の会」が田口鉄道鳳来寺駅の公舎を改造して開館した、田口鉄道自然科学博物館が前身になります。

そして昭和38年4月26日、元鳳来寺村長で林業家の丸山喜兵衛氏の寄付により、日本初の二重展示方式を取り入れるなど全国的にも画期的な町立の自然科学博物館が建設されました。

各自然分野の専門家である学術委員による野外学習会などの教育普及活動は、開館時からたゆまず開催しています。また、展示においては、鳳来寺山をはじめとした当地域の地学、動植物などを幅広く展示しています。

また、県内最大規模の植物標本を収蔵するなど、自然資料の収集保存活動も行っています。



鳳来寺山自然科学博物館

「設楽原歴史資料館・長篠城址史跡保存館」

日本三大決戦の一つとされる長篠・設楽原の戦いは、織田・徳川連合軍が初めて新兵器鉄砲(火縄銃)を大量に使用し、その威力をまざまざと見せつけ、後の戦術に一大変革をもたらした日本史に残る著名な戦いです。設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館には、戦国の分岐点を演じた「鉄砲の戦いー設楽原の決戦」にまつわる人、経緯、火縄銃の果たした役割・その歴史を展示しており、織田・徳川連合軍が陣地の前にめぐらした武田騎馬軍の進撃を防ぐための馬防柵も再現しています。

また、設楽原歴史資料館には、日本開国の基となった幕末の日米修好通商条約調印の立役者・岩瀬忠震についての資料も展示しています。



設楽原歴史資料館



長篠城址史跡保存館

「作手歴史民俗資料館」

作手高原には、「全国重要湿地 500」にも選定されている広大な湿地帯があり、人々は原始・古代から現代に至るまで、その湿地をたくみに利用してきました。

作手歴史民俗資料館には、こうした風土の中で育まれた人々の歴史、民俗や湿地についての資料が集められています。



作手歴史民俗資料館

《新城まちなか博物館》

新城まちなか博物館は、新城の風土の中で生まれた新しいタイプの博物館活動で、仕事場や生活の場がそのままミュージアムであるということです。

「まち」の活動や暮らしの工夫がそのまま博物館であり、生涯学習のキャンパスとなります。令和元年度末現在13館を指定しています。

◇新城まちなか博物館指定一覧（令和元年度末現在）

No.	博物館名	内 容
1	中西農村民具室	明治時代からの農村民具の展示
2	大原商家民具室	明治時代からの商家民具の展示
3	はたおり工房	たかばた高機（手織り機の一つ）によるはたおり機織り
4	馬場彫金工房	鋼板のレリーフ・器の展示
5	藍弘苑	本藍による絞り染め
6	出沢やままゆ養蚕所	やままゆ施設見学・養蚕体験
7	竹細工工房	虫かご・歴史的建造物の制作
8	寒峰窯（陶芸）	陶芸の見学・体験
9	イーハートーブ吉川（染色工房）	染め絵制作
10	竹工房・雅夢	竹細工
11	医王寺民俗資料館	農具、家庭用品、鉱物、岩石等の展示
12	皆集庵	登り窯の見学、陶芸体験
13	くらしの博物館	昔の庶民の生活用品の展示と解説



藍弘苑



はたおり工房



皆集庵



竹工房・雅夢

《姉妹都市交流事業》

姉妹提携先である知多郡東浦町との交流を図るため、毎年、新城市民を対象として「東浦町『^{おだい}於大まつり』の見学」と、東浦町民をお迎えする「新城市『^{おだい}鳳来寺山もみじまつり』の見学」事業を行っています。

東浦町との姉妹提携については、松平広忠公とその奥方『^{おだい}於大の方』が、良い世継ぎがほしいと鳳来寺の本尊・峯薬師如来に祈願され、そのご利益により徳川家康公を授かったと言われており、その縁で、旧鳳来町と東浦町は「都市近郊の町と山の町が産業・文化・伝統を通じて両町民が人間的ふれあいを高め、豊かで活力あるまちづくりを目指す」として、昭和61年6月1日に姉妹提携を行いました。その後、この姉妹提携は新城市に継承され、平成19年4月1日に「人と人のふれあいを通じて親善を深める」として継続されています。



3 交流

●環境交流

【自治体、NPO・NGO等との交流】

近隣自治体や同様の問題を抱えている自治体、NPO・NGO等との交流を深めることは、情報の共有化による取り組みの連携を図ることができるなどのメリットがあります。

《2019 消防防災フェスタ環境啓発イベント》

市民への環境啓発の一環として9月8日に開催された2019しんしろ消防防災フェスタにおいて、防災に関する環境の啓発活動を行いました。

《かんきょうの学校2019》

環境教育の一環として、11月23日（もみじまつり期間中）に旧門谷小学校において、市民の環境に関する意識の向上を図るため、環境に関する内容をテーマとしたイベントを実施しました。



間伐材を使って作成したペンダント
(2019 消防防災フェスタ環境啓発イベント)



かんきょうの学校 2019

《環境首都創造フォーラム、同コンテスト、中部環境先進5市》

市では、市民（NGO）の視点からの環境自治体づくり支援およびNGOと自治体さらには自治体間の環境問題に関する情報の相互交換の促進を目的とした「日本の環境首都コンテスト」に参加していました。コンテスト終了後も自治体の環境施策向上のため、自治体とネットワーク合同の研究会や職員研修、交流会が開催され、本市も参加しています。

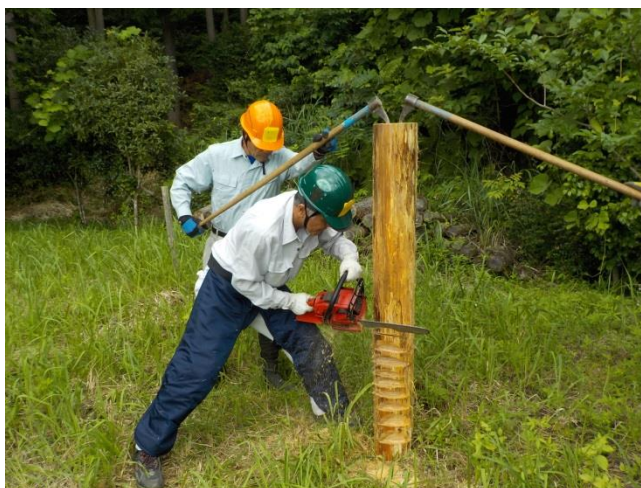
◇交流会開催状況（令和元年度）

区 分	実施日	開催場所
中部環境先進5市サミット	7月 5日（金）	新城市文化広場（新城市主催）
環境首都創造フォーラム・共同研修	1月16日（木）～ 17日（金）	京都府京都市 しんらん交流館

《市民の森づくり活動の促進》

森づくりに対する市民や流域の人々の理解を深める教育活動を、森と人が育つ「共育活動」として位置づけ、市民参加の森づくりを推進するための森林体験活動や教育・学習活動を積極的に推進します。

体験活動、教育・学習活動は、森林を知り、森林に近づき、森林の中に入るという初級段階から、森林管理に関する一般的な学習と下草刈りや枝打ち、間伐等の中級者向けの作業の段階、そして森林の多様な公益的機能を生かす健全な森林管理をめざす上級者向けの段階まで、段階的な人材育成の仕組みを充実させていきます。



こうした体験活動、教育・学習活動は、新城市に活動拠点を持つ森林NPOや森林ボランティアと協働で推進していきます。

令和元年度においては、初心者・中級者・上級者の講習会や学校、地域への出前講座を計12回開催し、子供から大人まで、市内外から225名の方が参加されました。

環境ビジョン 4

環境負荷の少ない自立循環のまち

わたしたちは、地域の豊かな自然との共生を確保し、地球にやさしい『環境負荷の少ない自立循環のまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

1 循環型社会の構築

●地域資源の活用

【環境配慮型事業の推進】

市では、「新城市環境と安全に配慮した農業推進方針」を平成20年10月に制定しました。本市の農業を環境と安全に配慮したものとしていくため、家畜糞尿などのたい肥の施肥や稲わらのすきこみなどにより土壌に有機物を供給することを基本として、化学肥料、農薬の依存を減らし生産性や品質の向上を図りながら、環境負荷を低減した持続可能な農業を目指すことを目標としています。

- 「たい肥循環」：牛糞をたい肥化したものを水田にまき、そこで刈り取られた飼料を牛の餌とするもので、市内での耕畜連携した取り組みとして積極的に展開しています。



●健全な水循環

【健全な水環境の構築・強化】

本市では、平成29年4月の水道事業統合後の新しい事業の理念を示す「水道事業ビジョン」と安定した事業経営の継続を目標とした計画である「経営戦略」とを一つの計画とした「新城市水道事業基本計画」を平成29年3月に策定しました。この計画では、平成38年（令和8年）までを計画期間とし、前回の「新城市水道ビジョン」と同様に「安全な水を安定的に供給する」という水道事業の基本理念を設定し、水道の現状と将来の見通しについて分析・評価を行った結果、見えてきた多くの課題に対し4つの施策目標を設定しました。

「目標期間内における達成すべき4つの施策目標」

1 安心・快適な給水の確保《安全》

水質管理の充実（水質監視体制の強化・水安全計画の策定）、給水水質の向上（残留塩素濃度の適正管理）、水道施設の適正な管理（貯水槽水道の指導強化・給水装置の適正管理）を行い、安全な水を安定的に供給することを目指します。

2 災害対策などの充実《強靱》

水道施設および重要供給施設管路の耐震化、危機管理体制の充実（BCPによる危機管理体制の強化）、老朽化施設の計画的更新を行い、被災時の市民生活や経済産業活動への影響を最大限に抑えるよう努めます。

3 運営基盤の強化・顧客サービスの向上《持続》

経営基盤の強化（適正な料金体制の確立・アセットマネジメントによる適正な資産管理）、業務の効率化（官民連携の推進・広域化の可能性検討）、給水サービスの向上、人材育成と技術の継承を行い、安定した水道事業の運営を目指します。

4 環境・エネルギー対策《環境》

環境負担の低減（省エネルギー化、再生可能エネルギー）、資源の有効利用（建設発生材の再利用・有収率の向上）を行い、事業全体を通じて環境負担の低減化に取り組むなど環境、エネルギー対策に努めます。



また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、「新城市排水処理基本計画」を平成23年3月に策定しました。この計画では、平成37年度（令和7年度）を目標年次とし、生活排水処理の重要性を認識し、生活排水処理の整備推進に努めるとともに、公共用水域の水質環境基準の達成と身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を理念・目標としています。

「生活排水処理の基本方針」

生活排水処理対策として、施設整備を推進するとともに、市民に対して積極的な啓発を行うことが重要です。

生活排水処理施設整備の基本方針は次のとおりです。

1 公共下水道の推進

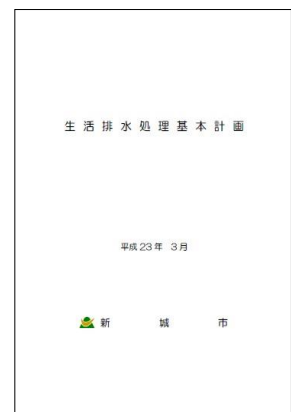
公共下水道の計画区域においては、早期に管路整備を実施し、汚水処理の推進を図ります。

2 水洗化率の向上

水洗化率100%を目標とし、地域住民に対して公共下水道及び農業集落排水施設への接続または、合併処理浄化槽処理を呼びかけていきます。

3 し尿及び浄化槽汚泥処理に係る基本方針

し尿及び浄化槽汚泥は、新城市清掃センターで処理していましたが、平成31年3月に隣地に新設した新城市し尿等下水道投入施設で受入して、公共下水道へ放流する方式に変わりました。（処理能力50.0m³/日：し尿6.6m³/日・浄化槽汚泥43.4m³/日）最



最終的な処理は、公共下水道事業同様に愛知県豊川浄化センターで行っています。また、施設から発生する沈砂及び夾雑物は、新城市クリーンセンターにて焼却処分しています。

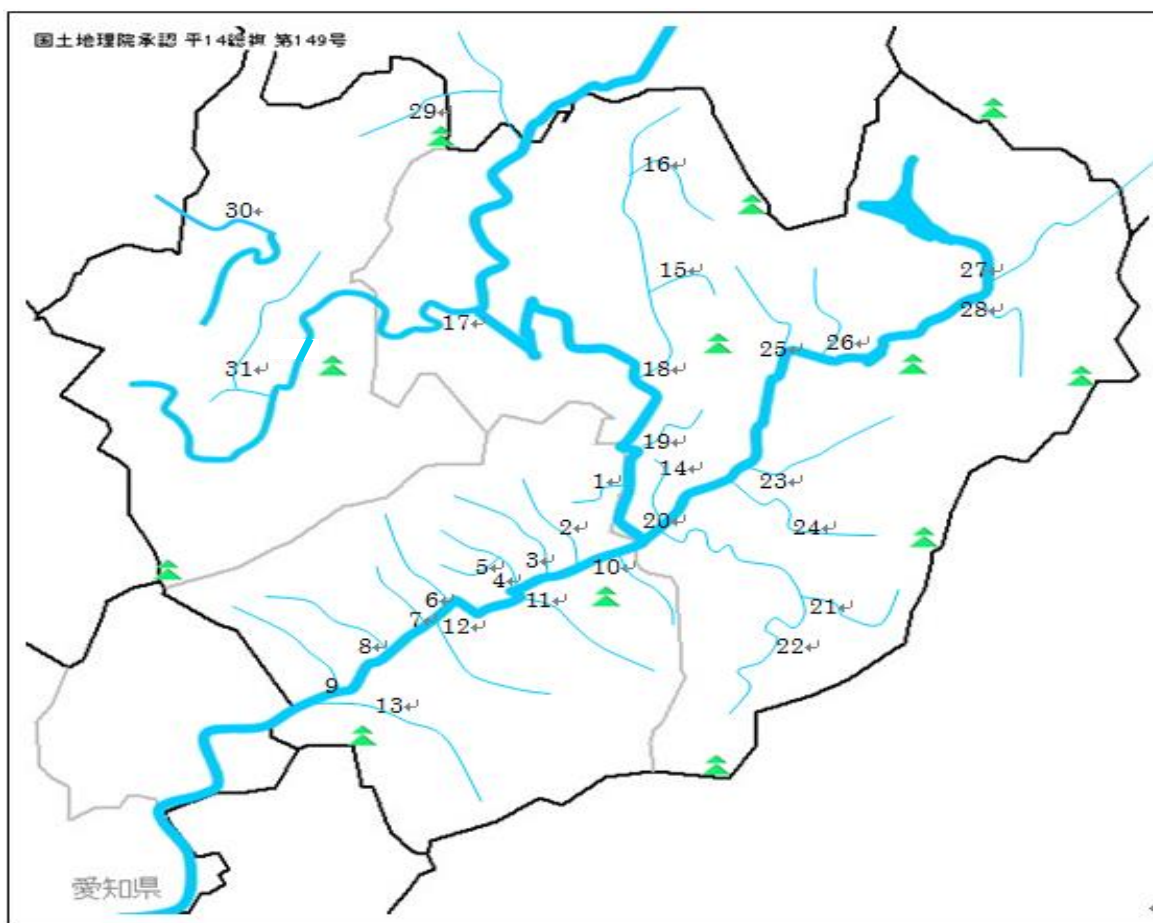
4 発生源対策

水質汚濁発生源対策については、広報及び教育活動等で積極的な啓発を図ります。

【河川・池沼等の水質保全】

市では、昭和60年度より水の安全性や豊かな生態系確保のために、豊川水系29河川、矢作川水系1河川の水質検査を毎年夏と冬の2回実施しています。

「河川水質調査箇所」



No.	河川名	地区	No.	河川名	地区	No.	河川名	地区	No.	河川名	地区
1	錦砂川	新城	9	杉川	新城	17	巴川(豊川)	鳳来	25	槇原川	鳳来
2	五反田川	〃	10	深沢川	〃	18	海老川	〃	26	大津谷川	〃
3	大宮川	〃	11	大入川	〃	19	音為川	〃	27	宇連川	〃
4	半場川	〃	12	原川	〃	20	-	-	28	大島川	〃
5	沖野川	〃	13	宇利川	〃	21	新戸川	鳳来	29	小滝川	作手
6	田町川	〃	14	大井川	鳳来	22	黄柳川	〃	30	巴川(矢作川)	〃
7	幽玄川	〃	15	分野川	〃	23	真立川	〃	31	岩波川	〃
8	野田川	〃	16	谷川	〃	24	阿寺川	〃			

「調査項目」

項目			環境基準値
1	pH (水素イオン濃度)	水の酸性とアルカリ性の度合いを表す指標	6.5～8.5
2	DO(溶存酸素量)	水中に溶けている酸素量で水生生物の生息に不可欠	7.5mg/L以上
3	BOD(生物化学的酸素要求量)	微生物が必要とする酸素量で、河川における有機物量の指標となる	1mg/L以下 類型AAの場合 2mg/L以下 類型Aの場合
4	SS(浮遊物質)	水中に懸濁している直径2mm以下の不溶解性物質の量で水の濁り等の指標	25mg/L以下
5	大腸菌群数	主に人畜によるし尿汚染の指標	50MPN/100ml 累計AAの場合 1000MPN/100ml 累計Aの場合
6	全亜鉛	食品類や生活用品に幅広く含む	0.03mg以下

◇令和元年度河川水質調査結果・夏期

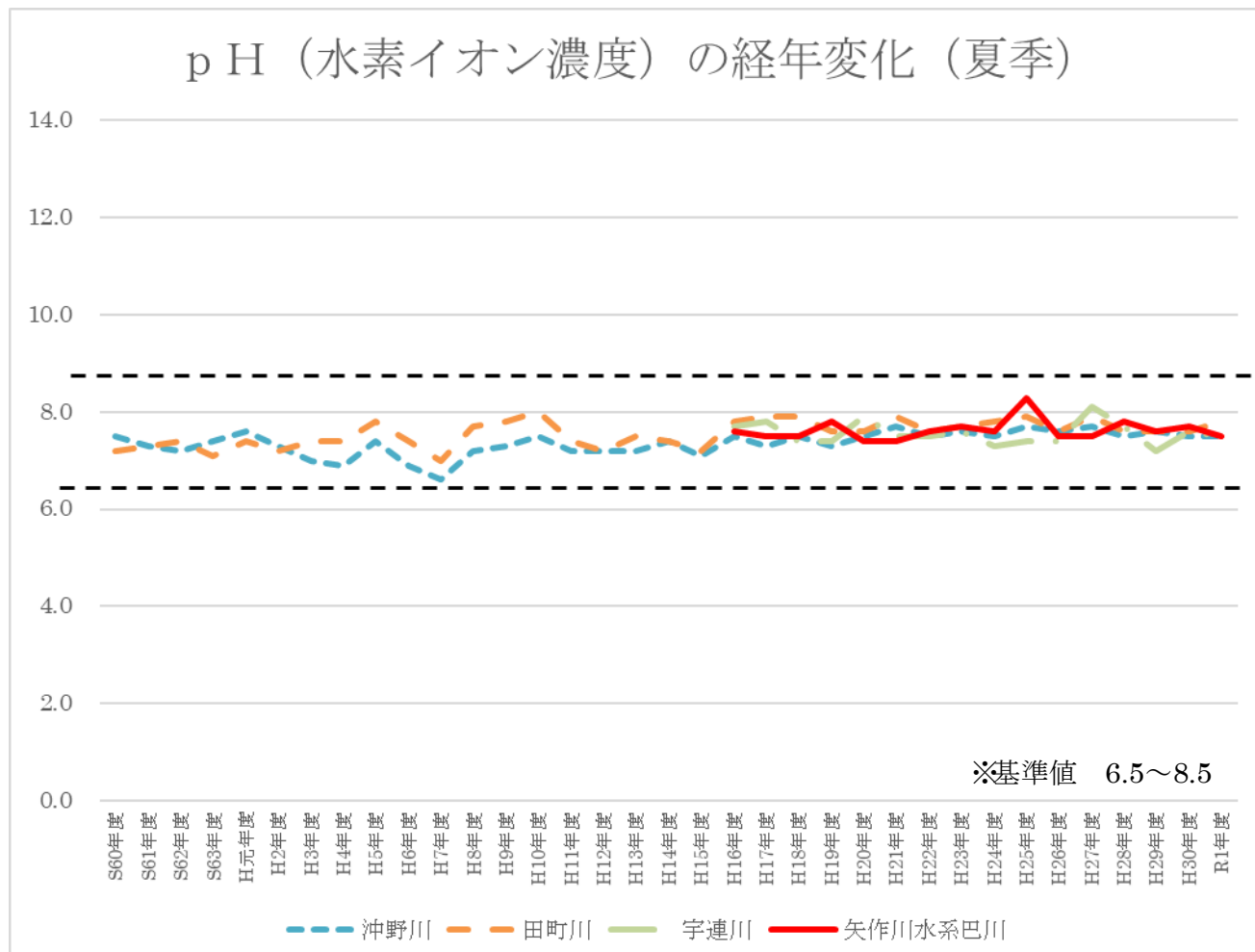
No.	河川名	地区	調査日	水温	pH	DO	BOD	SS	大腸菌群数	全亜鉛
1	錦砂川	新城	R1.8.27	21.2	8.0	9.1	0.7	2	33,000	0.002
2	五反田川	〃	R1.8.26	26.4	7.7	8.8	0.7	1	49,000	<0.001
3	大宮川	〃	〃	23.2	7.9	8.8	0.6	3	49,000	<0.001
4	半場川	〃	〃	23.2	7.7	9.1	0.6	1	13,000	<0.001
5	沖野川	〃	〃	23.7	7.5	8.1	0.6	<1	28,000	<0.001
6	田町川	〃	〃	21.2	7.8	9.2	0.6	1	33,000	0.001
7	幽玄川	〃	〃	25.0	7.5	8.6	0.9	<1	49,000	0.001
8	野田川	〃	〃	24.6	7.5	9.2	0.9	3	33,000	0.002
9	杉川	〃	〃	24.2	7.2	8.9	0.7	4	24,000	0.003
10	深沢川	〃	〃	22.6	7.8	9.0	<0.5	1	7,900	<0.001
11	大入川	〃	〃	22.6	7.9	9.0	0.5	1	13,000	<0.001
12	原川	〃	〃	22.8	7.7	8.8	0.5	1	28,000	<0.001
13	宇利川	〃	〃	24.3	7.7	8.8	0.7	2	24,000	0.001
14	大井川	鳳来	R1.8.27	24.8	7.6	9.2	0.5	<1	11,000	0.001
15	分野川	〃	〃	22.4	7.3	9.2	0.5	<1	7,900	0.002
16	谷川	〃	〃	22.6	7.6	9.3	0.6	<1	7,900	0.001
17	巴川(豊川)	〃	〃	21.0	7.7	9.4	0.6	<1	4,900	0.002
18	海老川	〃	〃	24.0	8.7	9.4	0.6	<1	7,900	<0.001
19	音為川	〃	〃	21.3	7.7	9.2	<0.5	<1	1,700	<0.001
21	新戸川	〃	〃	21.4	7.6	9.0	<0.5	<1	2,800	0.001
22	黄柳川	〃	〃	22.4	8.1	9.6	0.7	<1	24,000	0.001
23	真立川	〃	R1.8.26	22.8	7.9	9.1	0.5	<1	4,900	<0.001
24	阿寺川	〃	〃	22.4	7.9	9.1	<0.5	<1	1,700	<0.001
25	槇原川	〃	〃	25.2	7.6	8.6	0.6	<1	3,300	<0.001
26	大津谷川	〃	〃	24.2	7.7	9.2	<0.5	<1	7,900	<0.001
27	宇連川	〃	〃	22.6	7.5	8.8	0.5	<1	2,600	<0.001

No.	河川名	地区	調査日	水温	pH	DO	BOD	SS	大腸菌群数	全亜鉛
28	大島川	〃	〃	22.8	7.6	8.8	0.6	<1	3,300	<0.001
29	小滝川	作手	R1.8.27	19.3	7.5	9.2	<0.5	1	4,900	<0.001
30	巴川(矢作川)	〃	〃	20.7	7.5	8.9	0.5	<1	4,900	0.002
31	岩波川	〃	〃	18.6	7.4	9.2	<0.5	1	4,900	<0.001

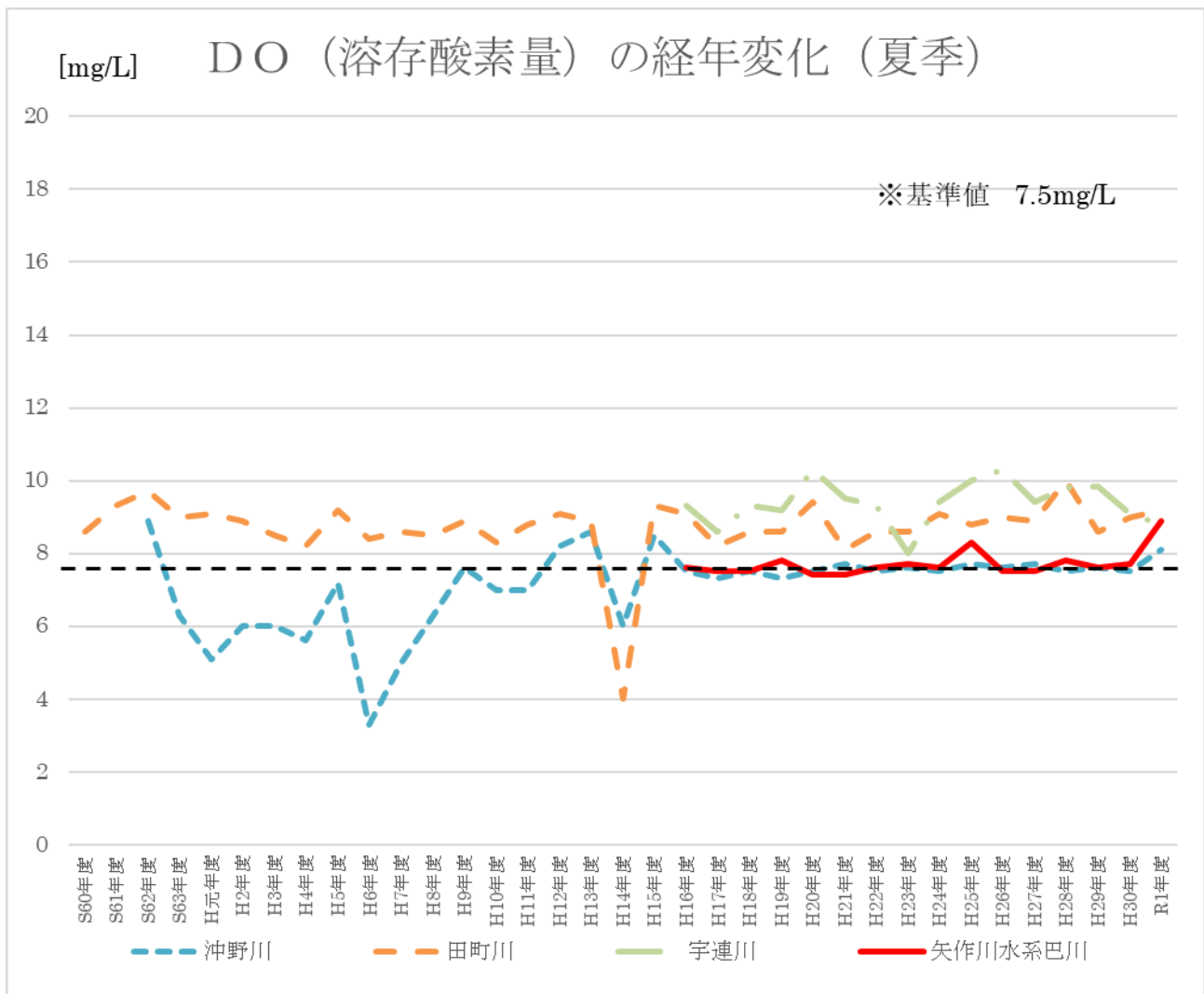
◇令和元年度河川水質調査結果・冬期

No.	河川名	地区	調査日	水温	pH	DO	BOD	SS	大腸菌群数	全亜鉛
1	錦砂川	新城	R1.2.20	9.4	8.0	11.6	<0.5	1	490	<0.001
2	五反田川	〃	R1.2.19	10.0	7.7	11.7	<0.5	<1	330	<0.001
3	大宮川	〃	〃	7.9	7.9	12.1	<0.5	<1	790	<0.001
4	半場川	〃	〃	8.9	7.8	11.8	<0.5	<1	1,100	<0.001
5	沖野川	〃	〃	8.9	7.6	11.2	0.9	<1	1,400	0.001
6	田町川	〃	〃	8.4	7.8	12.0	0.5	<1	330	<0.001
7	幽玄川	〃	〃	7.8	7.5	12.6	0.7	<1	790	0.007
8	野田川	〃	〃	8.1	7.6	12.2	<0.5	<1	490	0.001
9	杉川	〃	〃	5.8	7.6	12.7	<0.5	<1	790	<0.001
10	深沢川	〃	〃	7.5	7.8	12.7	<0.5	<1	130	<0.001
11	大入川	〃	〃	6.2	7.8	12.7	<0.5	<1	240	<0.001
12	原川	〃	〃	6.6	7.6	12.1	<0.5	<1	790	<0.001
13	宇利川	〃	〃	6.0	7.7	12.4	<0.5	1	490	0.002
14	大井川	鳳来	R1.2.20	7.8	7.7	12.0	<0.5	<1	460	<0.001
15	分野川	〃	〃	7.4	7.4	12.5	<0.5	<1	1,300	<0.001
16	谷川	〃	〃	6.6	7.4	12.7	<0.5	<1	70	<0.001
17	巴川(豊川)	〃	〃	6.4	7.5	12.9	<0.5	<1	26	<0.001
18	海老川	〃	〃	5.9	7.6	13.0	<0.5	<1	210	<0.001
19	音為川	〃	〃	6.2	7.5	13.0	<0.5	<1	130	<0.001
21	新戸川	〃	〃	6.4	7.6	12.5	<0.5	<1	240	<0.001
22	黄柳川	〃	〃	5.9	7.9	13.2	<0.5	<1	1,300	<0.001
23	真立川	〃	R1.2.19	7.5	7.8	12.6	<0.5	<1	330	<0.001
24	阿寺川	〃	〃	6.1	7.7	12.8	<0.5	<1	33	<0.001
25	槇原川	〃	〃	7.8	7.2	12.1	<0.5	<1	78	<0.001
26	大津谷川	〃	〃	7.8	7.4	12.1	<0.5	<1	330	<0.001
27	宇連川	〃	〃	9.6	7.4	11.5	<0.5	<1	170	<0.001
28	大島川	〃	〃	9.1	7.7	11.7	<0.5	1	330	<0.001
29	小滝川	作手	R1.2.20	6.8	7.6	12.1	<0.5	<1	23	<0.001
30	巴川(矢作川)	〃	〃	5.5	7.6	12.8	<0.5	<1	49	<0.001
31	岩波川	〃	〃	6.7	7.5	11.9	<0.5	<1	170	<0.001

これまでの測定結果のうち、水質汚濁を把握するために重視される「pH（水素イオン濃度）」「DO（溶存酸素量）」「BOD（生物化学的酸素要求量）」について新城地区2地点、鳳来地区、作手地区の各1地点における測定開始年からの傾向等は次のとおりです。

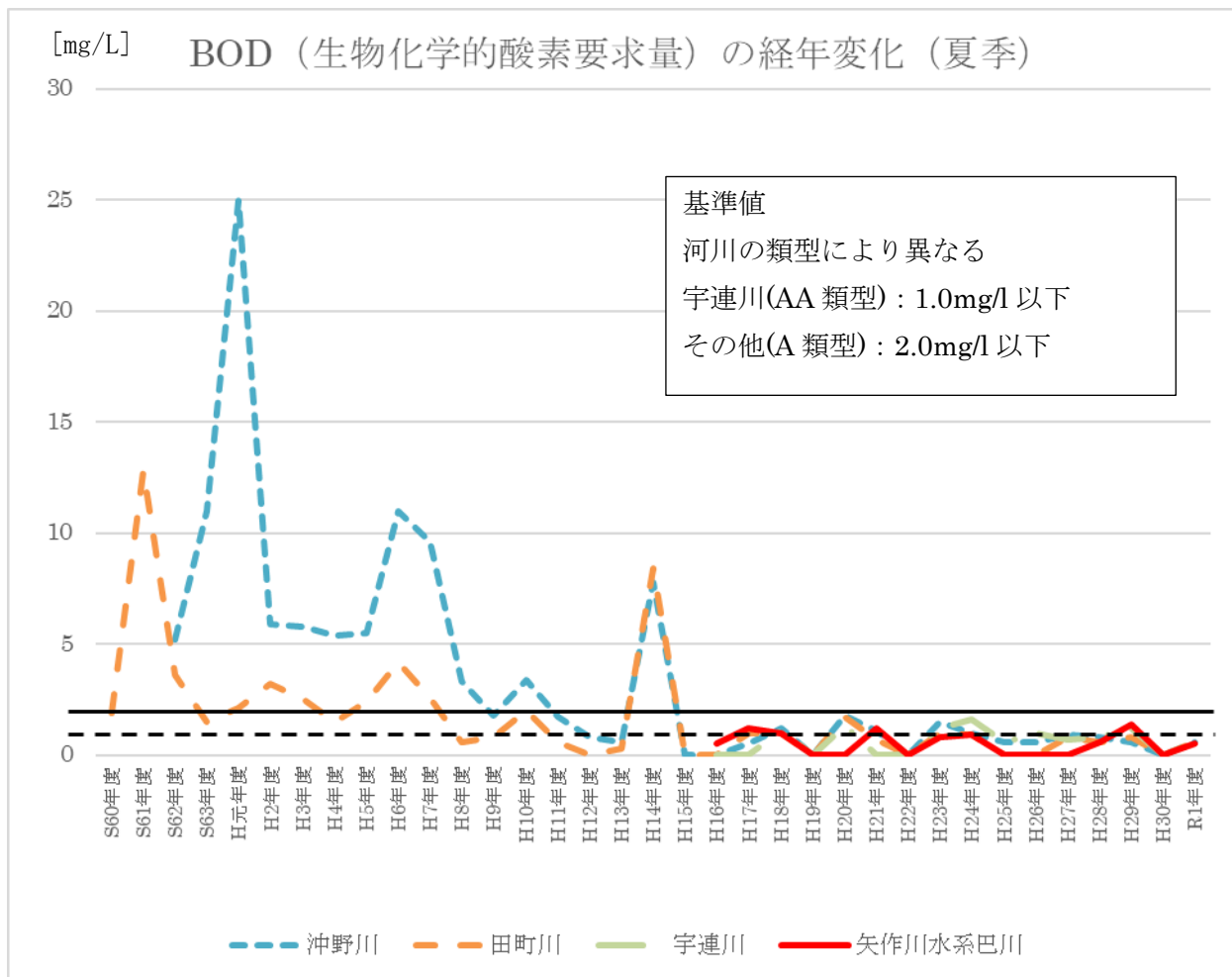


pHについて、開始時期から全て基準値内に入っており、良好なことが分かります。なお、豊川水系巴川及び宇連川は合併の関係で、平成16年度以降のデータとなっています。



沖野川について昭和62年から平成11年頃まで基準を満足していないことがしばしば見受けられます。当該地点は市街地にあり、生活排水による影響を受けているものと考えられます。平成元年から平成10年頃にかけて当該河川近隣の住宅地に下水が整備されたため、河川の水質が向上したことによる改善と考えられます。

また、平成14年度において基準を満足していませんが、原因はこの年の採水時期（8月）の月間降水量が例年と比較し、著しく少なかったことによるものと推定されます。



沖野川、田町川について昭和60年頃から平成10年頃まで基準を満足していないことがしばしば見受けられます。当該地点は市街地にあり、生活排水による影響を受けているものと考えられます。平成元年から平成10年頃にかけて当該河川近隣の住宅地に下水が整備されたため、河川の水質が向上したことによる改善と考えられます。

また、平成14年度において基準を満足していませんが、原因はこの年の採水時期（8月）の月間降水量が例年と比較し、著しく少なかったことによるものと推定されます。

●ごみ減量（3Rの推進）

【もったいない啓発活動】

《しんしろエコショップ認定制度》

市では、3R（「Reduce」：リデュース、「Reuse」：リユース、「Recycle」：リサイクル）の取り組みを自主的に実施する販売店などに対し、市が市民とともに審査認定する「しんしろエコショップ認定制度」を実施しています。この制度は、事業所の取り組みを市民が評価・利用することにより、市民・事業所・行政が協働でごみの減量や資源再利用に関する意識の高揚を図ることを目的としています。

こうした取り組みを通して、積極的に情報提供を行い地域の活動も支援することにしていきます。

◇しんしろエコショップ認定販売店（令和元年度末現在）

No.	販売店名	行政区	業種	認定日
3	岡田屋電機商会	新城中町	家電販売	H18.2.9
4	マルブン	栄町	衣料品販売	〃
5	ユニー株式会社ピアゴ新城店	的場	小売百貨	〃
7	寝具の夏目	富沢	寝具販売	〃
10	沢田畳店	平井	畳製造販売	H18.3.17
11	有限会社つくで手づくり村	市場	農産物販売など	H19.2.19
12	平田畳店	本郷	畳製造販売	〃
13	リオスオジマヤ電気	内金	家電販売	〃
15	電化プラザマツシタ長篠店	内金	家電販売	〃
16	岡本屋酒店	本郷	酒類販売	〃
18	みどり写真館	大野	カメラ・現像	H19.6.20
19	かくたけ酒店	大野	酒類販売	〃
20	高木ミシン電機ストア	大野	家電販売	〃
21	auショップ新城	片山	携帯電話販売	〃
22	鈴木達也行政書士事務所	栄町	行政書士事務所	H20.9.5
23	株式会社パロー新城店	野田	食料品など販売	〃

※欠番は、廃業等により登録を抹消した販売店の登録番号

◇しんしろエコショップ認定販売店の取り組み内容等

No.	販売店名	取り組み内容など
3	岡田屋電機商会	使用済電池のリサイクル (リサイクル)
4	マルブン	販売した商品の修理 (リユース)、切れ端を利用した名札生地 of 配布 (リサイクル)
5	ユニー株式会社ピアゴ新城店	マイバッグ持参運動など (リデュース)、納品箱の再使用 (リユース) 容器包装のリサイクルなど (リサイクル)
7	寝具の夏目	再生可能な布団の製造販売 (リデュース)、古綿再生の取り組みなど (リユース)、古綿を畑肥料として還元 (リサイクル)
10	沢田畳店	ごみを出さない店の方針 (リデュース)、畳床の再使用 (リユース) 畳材料の再利用 (リサイクル)
11	有限会社つくで手づくり村	マイバッグ持参の推進 (リデュース)、通い箱の使用など (リユース) 「おから」の再生利用など (リサイクル)
12	平田畳店	古畳、ござなどをごみにしないお店の意識 (リデュース)、古畳の補修など (リユース)、畳材料の再利用 (リサイクル)
13	リオスオジマヤ電気	販売した商品の修理 (リユース)、使用済電池のリサイクルなど (リサイクル)
15	電化プラザマツシタ長篠店	販売した商品の修理 (リユース)、使用済電池のリサイクルなど (リサイクル)
16	岡本屋酒店	お酒の量り売りなど (リデュース)、一升びん・ビールびんの回収 (リユース)、チラシに再生紙を使用など (リサイクル)
18	みどり写真館	レジ袋の削減 (リデュース)、カメラの修理を推奨 (リユース) 使い捨てカメラなどのリサイクル (リサイクル)
19	かくたけ酒店	一升びん・ビールびんの回収 (リユース) リユースできないびんのリサイクル (リサイクル)
20	高木ミシン電機ストア	販売した商品の修理 (リユース) 電球・蛍光灯のリサイクル回収など (リサイクル)
21	auショップ新城	待合スペースに不用の絵本などを使用 (リユース) 使用済携帯電話のリサイクル (リサイクル)
22	鈴木達也行政書士事務所	パソコン画面での表示による紙使用の削減 (リデュース)、オフィス用品のリユース品使用 (リユース)、廃段ボールの活用 (リサイクル)
23	株式会社バロー新城店	マイバッグ・マイバスケットの販売など (リデュース)、納品箱の再使用 (リユース)、容器包装のリサイクルなど (リサイクル)

※欠番は、廃業等により登録を抹消した販売店の登録番号

【ごみ分別・収集・処理体制の整備】

ごみ減量の取り組みの基本は、①ごみになるものを減らすこと (Reduce)、②再使用すること (Reuse)、③再生利用すること (Recycle) です。

市民や事業者がごみになるものをできるだけ使わない・買わないこと、また、身の回りにあるものを長く大切に使うこと、そして、ごみとして排出されるものは、分別を徹底し、再生利用を進めるとともに適正処理することに取り組んでいます。

市では、可燃ごみを焼却処理するクリーンセンターと焼却灰や埋立ごみを処理する4つの最終処分場を運用し、適正な処理や維持管理を行うことで、施設の延命化を図っています。

また、毎月1回各行政区において行われている資源回収では、区の公民館や集会場などを会場とし、家庭で分別したものを種類ごとに回収しています。区長、生活環境委員を中心に区民が区民の分別指導に当たるなど、円滑に資源回収が行えるよう工夫しながら取り組んでいます。回収したものは、資源回収業者などを通じ、再資源化処理しています。

◇令和元年度 1日あたりの家庭系ごみ排出量（単位：g）

	1人あたり	1世帯あたり
可燃ごみ	532.9 (519.1)	1,389.5 (1,378.7)
不燃ごみ	12.2 (14.8)	31.9 (39.2)
粗大ごみ	19.0 (18.9)	49.6 (50.2)
有害ごみ	1.4 (1.4)	3.7 (3.8)
資源	144.1 (141.1)	375.8 (374.8)
計	709.7 (695.3)	1,850.6 (1,846.7)

人口：46,175人
（外国人を含む）
世帯数：17,709世帯

※資源には集団回収量を含む
※（ ）内は平成30年度の数值
※人口及び世帯数は令和元年10月1日の数值

市では、平成22年6月に策定した「新城市ごみ処理基本計画」が目標年度を迎えたのに伴い、令和元年6月に令和10年度を目標年度として、市内で排出されるごみ（一般廃棄物）の排出抑制や再生利用、収集処理などに関する基本方針を定め、新たに「新城市ごみ処理基本計画」策定しました。

【基本計画の概要】

1 基本方針

計画の基本理念である「市民・事業者・市の協働による循環型ライフスタイルの実現」をめざすため、以下のことに取り組みます。

- (1) 「もったいない」の意識を持ち、ごみの出ないライフスタイルを市全体に広めます。（排出抑制）
- (2) 再使用、再生利用により、資源が循環する仕組みづくりに取り組みます。（再使用・再生利用）
- (3) 排出されるごみを適正に処理する体制を確立します。（適正処理）

2 令和元年6月策定の目標値

	平成29年度		令和10年度
ごみの排出抑制 (市民1人1日当たりの排出量)	544 g	⇒ 10.5%減	487 g
再生利用率 (1年間に排出されたごみに占める 資源の割合)	18.9%	⇒ 1.5%増	20.4%
最終処分場 (1年間に埋め立てるごみの量)	1,768トン	⇒ 10.5%減	1,582トン

3 目標を達成するための方策

(1) 排出抑制の方策

- ・ごみ減量に関する情報提供と「もったいない」意識の醸成に努めます。
- ・環境学習の場を拡充します。
- ・ごみ減量を実践する人材を育成します。
- ・多量排出者に対する減量を促します。
- ・再利用（リユース）制度を構築します。
- ・ごみ減量活動を支援します。
- ・家庭ごみ有料化を検討します。

(2) 再生利用の方策

- ・分別排出の徹底を呼び掛けます。
- ・集団回収を推進します。
- ・資源を選別回収します。
- ・分別収集品目の拡充を検討します。
- ・分別区分の指標をもとに収集体制や資源の市況、再生処理の容易性、経済的価値、減量の効果等を考慮し検討します。

(3) 適正処理の方策

- ・排出されたごみは適正かつ効率的に収集運搬・中間処理・最終処分を行います。

(4) ごみ処理施設の整備計画

- ・「ごみ焼却処理広域化計画」を踏まえ、「東三河ごみ焼却施設広域化計画」に基づいて焼却施設の整備方針を検討します。
- ・運用している埋立処分場を適切に維持管理し効率的に運用します。

《レジ袋削減プロジェクト》

市では、ごみの発生抑制につながるレジ袋削減に向けた取り組みを実施しています。取り組みの内容は、レジ袋の削減に向け連携したレジ袋削減の方策（有料化）の検討、マイバッグの啓発活動などを実施するものです。

◇レジ袋有料化実施店舗

令和元年度末現在

店舗名
Aコープ（しんしろ店、作手店）
株式会社バロー新城店
有限会社マルイチ（本店、野田店）
ユニー株式会社ピアゴ新城店

《ごみ分別促進アプリ》

市では、スマートフォン向けのごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」を運用しています。
資源回収会場などでごみの分別について迷った場合に、スマートフォンさえ持っていればスムーズに検索ができます。

「さんあ〜る」ダウンロード先

iOS 版：AppStore Android 版：GooglePlay それぞれ“さんあ〜る”で検索
アプリをダウンロード後、居住地域（行政区）を設定することで、可燃ごみの収集日及び資源回収日がカレンダーで表示されます。対応予定機能は以下のとおりです。

- ・可燃ごみ収集日及び資源回収日の通知（プッシュ通知）
- ・ごみ種別毎の出し方・分け方検索
- ・分別帳検索（50音順検索）
- ・市からのお知らせ機能（緊急時の収集状況等）
- ・よくある質問集

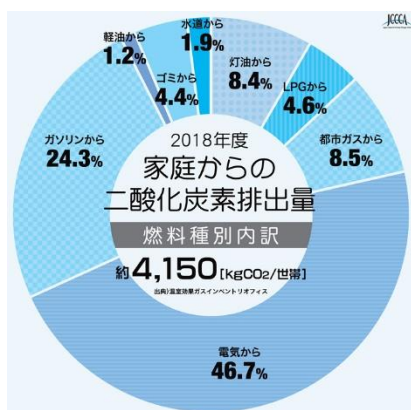
ダウンロード

下記 QR コードを参照し、『さんあ〜る』ダウンロードしてください。



2 地球環境問題

●ライフスタイルの見直し



(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス

【省資源・省エネ行動】

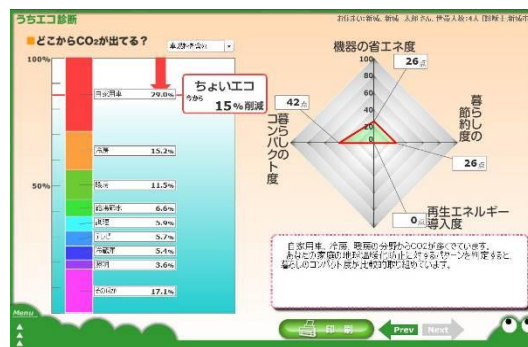
日々深刻化している地球温暖化問題などに対し、具体的な行動へとつながる「きっかけ」となるような取り組みとして、家庭で使用している電気やガソリンなどの燃料の「ムダをなくす気持ち」や「省エネ行動」を促進するための事業を実施しています。

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素は、家庭のさまざまなおとところから出されています。「家庭からの二酸化炭素排出量グラフ」からも分かるように、照明・家電製品といった電気を使うところが一番多く、次に自動車、給湯、暖房などのガソリン、次いでガス、灯油を使う部分で順に多くなっています。

私たちの家庭生活から排出される二酸化炭素のうち、約70%が照明や家電製品、自動車から排出されていることとなります。

《うちエコ診断の実施》

市では、家庭での省エネ対策を推進するため「うちエコ診断」を行っています。家庭の光熱費や年間エネルギー使用量などの情報をもとに、専用のソフトを使い生活状況をグラフ化（見える化）し、無理なくできる省エネ・省CO₂対策を提案するものです。各家庭の家族構成やライフスタイルに合わせ、無理のない範囲で取り組むことが出来る、具体的な対策を提案させていただきます。



《デマンド監視システムの設置》

エネルギー使用量の実態把握を行うためには、その状況を目に見えるデータにすることが重要です。そうしたことから、24時間連続して最大需要電力（デマンド値）を計測し、設定した目標値を超過しそうになると警報を発信するデマンド監視システムを公共施設に設置しています。このシステムの警報を受けて、電力の負荷を調整、停止することにより、設備の効率的な使用をすることができ、省エネ意識の向上にもつながります。

《木造住宅の耐震改修時省エネ改修補助金》

家庭での地球温暖化防止と省エネルギーに対する意識の高揚を図ることを目的に、様々な補助金を交付しています。

令和元年度実績 申請件数：3件 補助金交付額：600,000円

《道路照明のリース方式によるLED化》

LED道路照明灯は従来の水銀灯やナトリウム灯に比べ、省エネ効果に優れ耐用年数も長く、維持コストの削減が図れることから、新都市では平成30年度にリース方式による道路照明のLED化を行いました。

〔 LED化の実績 〕

道路照明	既存 LED 照明	35 基
	リースによる LED 照明	206 基
	既存照明（非 LED）	10 基
	廃止	2 基
	全体	251 基

【自然エネルギー利用の促進】

市では、再生可能エネルギーの普及促進を図ることを目的として、市内に住宅用地球温暖化対策設備を設置する者に対し、補助金を交付しています。

《住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付実績》（過去5年間）

年度	補助件数	総合計出力	補助金額
H27	68件	333.84kW	3,068,000円
H28	59件	273.85kW	2,628,000円
H29	43件	209.65kW	1,969,000円
H30	37件	197.82kW	1,687,000円
R1	6件	31.9kW	615,000円



※令和元年度から補助対象が太陽光発電設備単独補助金から一体的導入（太陽光発電設備+HEMS+家庭用リチウムイオン蓄電池設備）補助金へ変更しました。

《住宅用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）設置費補助金交付実績》（過去5年間）

年度	申込件数	補助金額
H27	3件	150,000円
H28	3件	150,000円
H29	4件	20,000円
H30	5件	250,000円
R1	4件	200,000円

《住宅用太陽熱高度利用システム設置費補助金交付実績》（過去5年間）

年度	申込件数	集熱器面積	補助金額
H27	8件	32.00㎡	320,000円
H28	4件	16.08㎡	160,000円
H29	5件	20.04㎡	200,000円
H30	0件	0㎡	0円
R1	1件	4.06㎡	40,000円

《教育施設への自然エネルギー等の利用》

東郷西小学校、新城中学校屋内運動場、八名こども園、長篠こども園に太陽光発電設備を設置しています。校内使用電力の補助や非常時の電力としてだけでなく、環境への負荷低減等環境問題への考え方や発電表示パネルなどを使った環境教育への教材として利用しています。



八名こども園の屋根に設置されている太陽光パネル



園児にもわかりやすい発電表示板

《市営住宅への自然エネルギー等の利用》

作手地区にある市営住宅（開成住宅）には、地産地消となる三河材の使用のほか、太陽光発電システムが設置されており、環境との共生、循環型社会の構築をめざした環境へ配慮した住宅が建設されています。

〈開成住宅の主な特徴〉

- ①柱などに地元の三河材を使用
- ②太陽光発電システムを設置（1.84kW×5戸）
- ③安全・安心なオール電化型住宅



《新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例の制定》

新城市では、かつて民間事業者によるウインドファーム事業が持ち上がった際、地域のイニシアティブ（自治体の権限や住民意思の反映など）が働かず、その対応に苦慮しました。その後、同じ問題意識を持つ全国22自治体、13NGOとともに「地域の主体性を大切に、再生可能エネルギーの飛躍的拡大を～日本社会への提案～」という社会提案を行いました。そして、平成24年7月から固定価格買取制度が施行されたことにより、再び再生

可能エネルギー事業に追い風が吹きはじめることを想定し、市の事業に対する考え方、基本姿勢を早期に明確にする必要があると考え、平成24年12月20日に「新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例」を制定しました。

《再生可能エネルギー塾の開催》

再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進を自分の課題として捉えてもらうため、「再生可能エネルギー塾」を開催しました。



実施日	主な内容	参加人数
11月23日（祝）	かんきょうの学校 上映会	12人
12月22日（日）	自然エネルギーは地球をつくる～郡上市石徹白の挑戦～ 講演会	21人

《市有施設屋根貸し事業の実施》

「市民がつなぐ持続可能な低炭素都市」を目標に掲げ、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化防止に向けた施策を重点的かつ計画的に推進するために策定する地球温暖化対策実行計画に基づき、市有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業のプロポーザル（企画提案）を実施しました。市内施設への太陽光発電設備の設置とともに、災害発生時における電力供給のための非常用コンセント及び移動式蓄電池設置等の提案がありました。再生可能エネルギーの普及及び低炭素都市化への促進とともに災害に強いまちづくりを実現していきます。

- ①新城文化会館 ②新城小学校 ③千郷小学校 ④東郷西小学校 ⑤東郷東小学校
- ⑥舟着小学校 ⑦八名小学校 ⑧庭野小学校 ⑨鳳来中部小学校 ⑩東陽小学校
- ⑪東郷中学校 ⑫八名中学校 ⑬玖老勢コミュニティプラザ
- ⑭七郷一色コミュニティプラザ ※鳳来中央集会所は29年度に廃止

計14施設 合計865.92kW（設置された太陽光発電パネルの発電規模合計）



玖老勢コミュニティプラザ



移動式蓄電池

《自動車用充電設備》

低炭素社会の実現に向け、次世代自動車の普及促進のため、市内の道の駅3箇所に自動車用充電設備の整備を行いました。今後も快適な充電インフラを整備するために、「自動車用充電設備整備計画」に基づき、電気自動車の普及、充電需要に応じて充電設備を整備していきます。

○道の駅もっくる新城

種 類	基数	利用件数 (令和元年度)
急速充電器	1	1,409件
普通充電器	1	287件

○道の駅つくで手作り村

種 類	基数	利用件数 (令和元年度)
急速充電器	1	653件
普通充電器	1	81件

○道の駅鳳来三河三石

種 類	基数	利用件数 (令和元年度)
普通充電器	1	73件



《グリーンニューディール事業》

新城市では、国の再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）を活用し、補助金を受けて、平成 28 年 12 月に「高齢者生活福祉センター虹の郷」、「新城市立鳳来中学校」の市内 2 カ所に、太陽光パネルと蓄電池を設置したほか、照明灯を LED 照明に交換しました。

太陽光パネルで発電された電力は、普段は施設内の照明などに使用されますが、災害時に停電した場合は、蓄電池により非常用コンセント及び照明に使われます。これによって二酸化炭素の排出量の削減と防災能力の向上が期待されます。

高齢者生活福祉センター虹の郷		<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備（20.67kW） ・蓄電池（16.9kWh） ・高効率照明 32灯
二酸化炭素排出量削減の実績 ※環境省公表の排出係数で算出	平成 30 年度	発電量:22627.63kWh CO2 排出削減量：12.89t
	令和元年度	発電量:22224.59kWh CO2 排出削減量：12.09t
 		
新城市立鳳来中学校		<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備（17.225kW） ・蓄電池（16.9kWh） ・屋内高所照明 8灯、高効率照明 11灯
二酸化炭素排出量削減の実績 ※環境省公表の排出係数で算出	平成 30 年度	発電量:21710.20kWh CO2 排出削減量：12.16t
	令和元年度	発電量:21316.14kWh CO2 排出削減量：11.40t
 		

●働きかけ・連携

【環境活動の輪づくり】



市では、市民団体の活動を支援しています。環境活動を行っている住民団体の中には、市からの要請を受け、他市町村の視察受け入れ時に同席し市民としての意見を述べてもらうなど、市の視察対応にも協力していただいています。また、市が企画する行事などの市民への情報提供に積極的に関わり、行政側とともに市民参加を促してもらっています。

今後もそういった活動をされている多くの団体との協働を大切にしていきます。

【自治体、NPO、NGO等との連携】

環境問題への対応は、ひとつの自治体で完結するものではありません。近隣自治体や、同じような問題を抱えている他の自治体などと協働のプロジェクトなどを実施していくことが、市の環境施策の推進力となっています。

《中部環境先進5市との連携（TASKIプロジェクト）》

平成22年12月27日、環境首都コンテスト全国ネットワークが主催する「日本の環境首都コンテスト」に毎年参加し、上位の成績を収めていた中部地方の環境先進5市（多治見市、安城市、新城市、掛川市、飯田市）の市長による環境サミットが安城市長からの呼びかけで開催されました。サミットでは、これまで環境首都コンテストで良きライバルとして切磋琢磨してきた5市が、お互いの優れた施策や先進事例を認め合い、研究してフィードバックしたり、連携して協働事業を提案、実施していくことが確認されました。



なお、Tajimi（多治見）、Anjo（安城）、Shinshiro（新城）、Kakegawa（掛川）、Iida（飯田）の頭文字をつなぎ合わせると、TASKI（タスキ）ができます。この環境先進5市で絆のタスキをつなぎ、連携していく一連の活動を「TASKIプロジェクト」と言います。



多治見市



安城市



新城市



掛川市



飯田市

●第9回 中部環境先進5市サミット in 新城

- 1 開催日時 令和元年7月5日（金）
- 2 開催場所 新城市文化会館
- 3 テーマ 「次の世代へつなぐ環境活動のタスキ」
- 4 参加人数 89名（各市首長、行政職員、市民団体など）

午前のサミットでは、地方で環境活動を行っている団体が高齢化や担い手不足などで次世代への組織継承が課題となっている中、活動を継続していくにはどうすればよいのか各市の首長が話し合いました。午後は各市の環境団体がワークショップに参加し、それぞれの活動の紹介や課題を共有しました。

《環境NGOとの連携》

新城市は平成13年から平成22年までの10年間、「持続可能な地域社会を創るために自治体に取り組むべき課題」などの質問に対して回答する「環境首都コンテスト」に参加していました（前述した中部環境先進5市連携はこれがベースになったものです。）。

このコンテストは終了しましたが、ステップアップした新たな戦略的ネットワーク～環境首都創造ネットワーク～が結成され、学識者、環境NGO、自治体間で持続可能で豊かな社会構築に向けて先進的な話し合いの場が持たれています。

●「環境首都創造フォーラム2019 in 京都」

自治体首長とNGOメンバー及び研究者が、持続可能な社会を地域から創り出す具体的で前向きな議論を行い、その成果を各地での実践に活かすとともに、今後の活動展開への推進力の創出を目指して毎年開催されるものです。

- 1 開催日時 令和2年1月16日（木）～17日（金）
- 2 開催地 京都府京都市
- 3 開催テーマ

テーマ1 「SDGsを活用した持続可能な地域社会づくりの実践」

テーマ2 「気候変動にどのように適応し、かつ気候変動の危機をどう乗り切るのか」

環境ビジョン 5

みんなで取り組むまち

本市は、地域に住む一人ひとりの「気づき」を起点に、その行動を地域の「連携」へと広げ、住民や団体・事業所・行政の協働による「持続可能な市民自治社会」の実現をめざす「エコガバナンス宣言」を行いました。

わたしたちは、地球環境問題や地域の課題に対して『みんなで取り組むまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

1 職員力

●率先行動

【行動計画と進行管理】

市では、温室効果ガス削減や経費削減のため、ひとつの事業所の率先行動として平成20年6月に「新城市地球温暖化防止実行計画～職員一人ひとりの率先行動～」を策定し、平成23年4月に、第2次計画を策定しました。これにより「ごみ排出量」や「燃料消費料」、「電力使用料」などの管理を実施しています。

■【目標】平成18年度の実績を基準とし、平成32年度（令和2年度）までに二酸化炭素排出量を25%削減する。

平成18年度と比較した令和元年度の温室効果ガス排出量は、13.5%減でした。

平成25年5月の省エネ法の改正で追加された「電気の需要の平準化の推進に関する措置」が、平成26年4月から施行となり、それに伴いピークシフト、ピークカットなどを考慮し、職員率先行動を定め、実行していくことで電気使用量を減少することができました。

平成18年度（基準年）	令和元年度実績値	削減率（%）
23,886,813 (kg-CO ₂)	20,662,798 (kg-CO ₂)	13.5%減

【市民・事業所との連携】

市では地域の方々や事業所に対し、施策の計画段階からの参画を求め、合意形成を図りながら連携して取り組む仕組みの構築に取り組んでいます。

そのひとつに環境基本計画が挙げられます。

この計画は、平成20年3月に策定された総合計画を環境面で後押しするものとして、市民のみなさんと常にオープンな会議のもとで平成20年10月に策定しました。平成30年度3月に第2次新城市総合計画が策定されたことを受け、新たな環境ビジョンを定めるため令和2年3月に第2次新城市環境基本計画を策定しました。

この計画の進捗状況をみなさんにお知らせするため、年に一度、環境報告書を作成・公表しています。

2 市民力

●リーダー養成

市では、環境問題について関心をもち、知識を得るにとどまらず、環境保全のためのスキルを習得し、自ら行動するとともに、職場や地域社会においてリーダーシップを発揮し得る「環境リーダー」を養成する講座を開催していきます。

また、広大な市域の約83%を占める森林は本市の特徴ですが、森林の有する公益的機能を保持するために行政・NPOなどが連携し、森林を整備していく地域の人材を育成していく事業も実施しています。

「市民参加の森づくり」事業において技術を身に付けた方はNPOや森林組合に所属し、森林整備に携わる傍ら、指導をする側として次の森林整備の担い手育成に参加しています。



●活動の促進

環境問題の多くは、個々の取り組みだけでは解決できません。個人の取り組みからグループの取り組みへ、また、それが事業所や行政区域を越えた団体と連携した取り組みになっていくことも重要です。

また、情報提供をさまざまなかたちで事業者や市民のみなさんに届けることは、パートナーシップを構築するうえで非常に重要です。

市では広報紙やホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用しながら、さまざまな情報を提供しています。

毎月1回発行される「広報しんしろ・ほのか」においては、広報担当課と調整を図り、特にみなさんにPRすべき環境情報を特集記事として掲載します。

◇広報への情報掲載状況

号（発行月）	掲載した主な環境情報
5月号（4月）	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金のお知らせ ・「ごみ処理基本計画（案）」「災害廃棄物処理計画（案）」への意見募集 ・ゴールデンウイーク中のごみの受入体制について ほか
6月号（5月）	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年6月5日は「環境の日」6月は「環境月間」です ・「クリーンフェスタ2019」案内 ほか
7月号（6月）	<ul style="list-style-type: none"> ・野外学習会「鳳来寺山音為川の生きもの」 ほか
8月号（7月）	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンフェスタ2019実績報告 ほか
9月号（8月）	<ul style="list-style-type: none"> ・9月10日は下水道の日です！ ほか
10月号（9月）	<ul style="list-style-type: none"> ・野外学習会「桜淵のきのこ」のお知らせ ほか
11月号（10月）	<ul style="list-style-type: none"> ・野外学習会「川原の様子と地形観察」「朝霧湖周辺の紅葉」のお知らせ ・令和元年度第1回市民環境講座参加者募集 ・放置自転車クリーンキャンペーン ほか
12月号（11月）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度第2回市民環境講座のお知らせ ・第2回再生可能エネルギー塾参加者募集 ほか
1月号（12月）	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい森林の経営管理制度が始まります ・事業用の太陽光発電を計画する事業主さんへお願い ・野外学習会「野鳥と虫の冬越し」のお知らせ ほか
3月号（2月）	<ul style="list-style-type: none"> ・来て観て触れて再発見！鳳来寺山自然科学博物館 ほか
4月号（3月）	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ減量チャレンジ！！（市内で排出される家庭ごみの量やごみ減量のポイントなどを周知） ・新城市消防団ハンパないって！ ほか

このほかにも広報では、みなさんが「譲りたいもの」「譲ってほしいもの」を募集し、譲り合うシステムとして「リユースの広場」を設け、毎月掲載しています。

ご家庭で不要となったものでも、みなさんの中にはそれを必要としている人がいます。物を大切に使う意識の高揚のためにもぜひご利用ください。

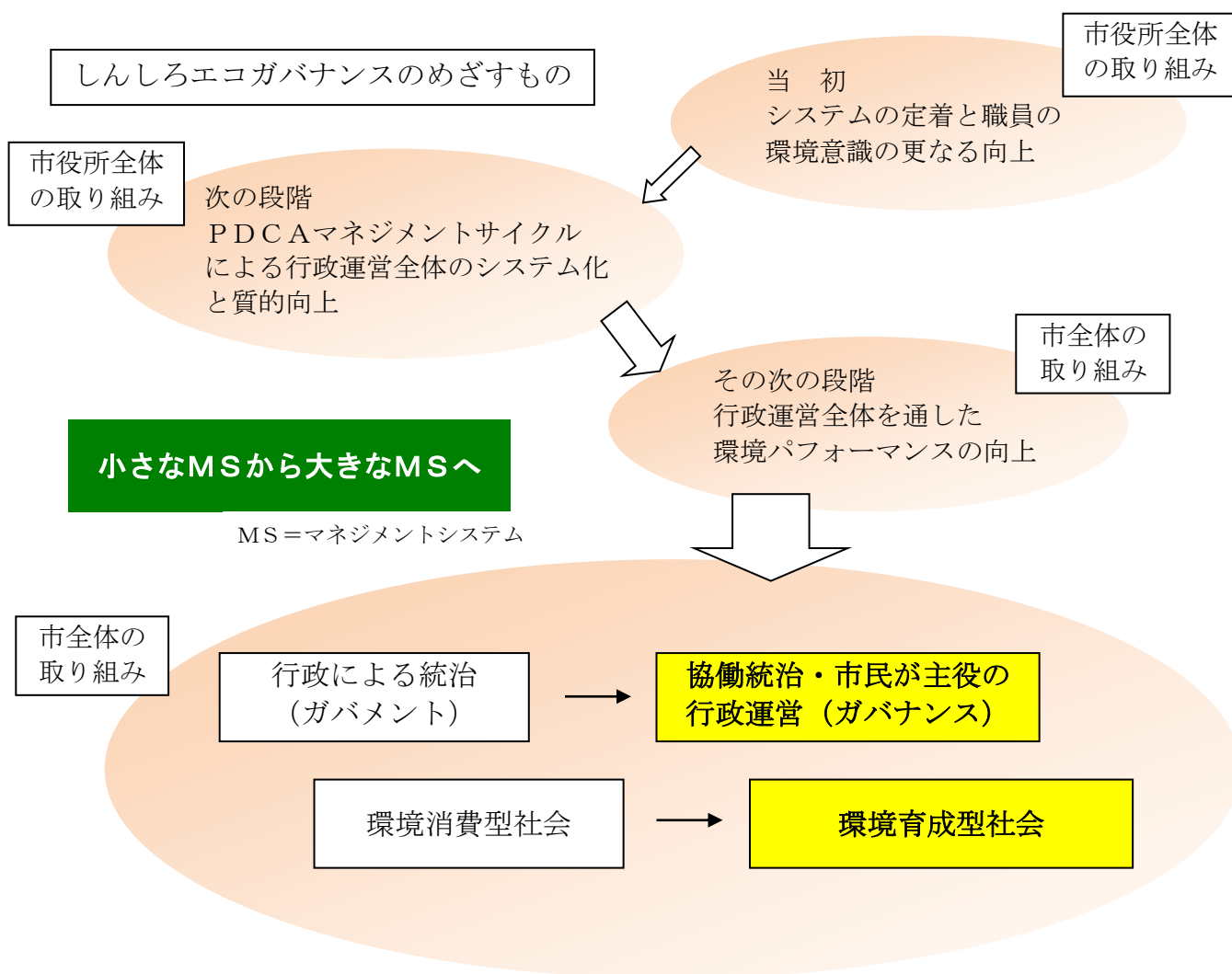
3 協働

●エコガバナンス

平成17年10月1日、市町村合併により新しい新城市が誕生し、市民・事業所・行政が協働して持続可能な市民自治社会を地域全体でつくりあげていく「しんしろエコガバナンス宣言」（平成18年2月25日）を行い、新たな新城市の環境の取り組みのしくみづくりがスタートしました。

「しんしろエコガバナンス 3つの柱」

1. エコオフィス : 紙・ごみ・電気などの取り組みで、事務室や家庭において（環境行動配慮事業）環境への悪い影響を減らそうとするもの
2. エコアクション : 温暖化防止の取り組みや河川の水質改善、環境ボランティアなど環境を保全・改善しようとするもの
3. エコガバナンス : 環境に軸足を置いた市民自治社会の確立と充実をめざし、そのしくみを市民みんなでつくりあげていこうとするもの



《ISO14001 認証取得事業所等連絡会議》

地域における環境に関する取り組みを進めていくには横のつながりが不可欠です。市では、ISO14001認証取得事業所とコミュニケーションを充実することによって、「連携」による環境への取り組みを一層高めていくことを目的として定期的に会議を開催しています。

◇ISO14001認証取得事業所等連絡会議名簿（令和元年度末現在）

連絡会議参加事業所	
三菱電機株式会社 名古屋製作所新城工場	株式会社廣澤精機製作所 愛知新城工場
株式会社大紀アルミニウム工業所 新城工場	BASF INOAC ポリウレタン株式会社
横浜ゴム株式会社 新城工場	バルカー・メタルテクノロジー株式会社
新東工業株式会社 新城事業所	光田屋株式会社
新東工業株式会社 豊川製作所	株式会社トンゴ鉛筆 新城工場
共和レザー株式会社 新城工場	イズテック株式会社 新城工場
株式会社イノアックコーポレーション 八名事業所	株式会社高木製作所 新城工場
オーエスジー株式会社 豊川	松栄電工株式会社
オーエスジー株式会社 新城工場	株式会社新晃製作所 新城AD工場
株式会社アイデン	大森木材株式会社
新城市	

〈会議内容抜粋〉

改正もしくは改正の予定がある環境関連法令のほか、以下のような内容について情報交換しました。

会議実施日	主な内容
5月29日(水) 新城市役所本庁舎 4階会議室4-2	<ul style="list-style-type: none"> ・水質事故防止に係る注意喚起について ・新城市議会3月定例会における議決結果及び一般質問等 ・各事業所による環境活動報告 ほか
8月28日(水) 新城市役所本庁舎 4階会議室4-3	<ul style="list-style-type: none"> ・新城市議会6月定例会における議決結果及び一般質問等 ・新設・改正もしくは改正の予定がある環境関連法令について ・各事業所による環境活動報告 ほか
12月4日(水) メールによる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・新設・改正もしくは改正の予定がある環境関連法令 ほか
3月24日(火) メールによる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・新設・改正もしくは改正の予定がある環境関連法令 ほか

《しんしろアジェンダ 21 市民会議》

新城市環境基本計画の実践的なアクションプランとして「新城市環境行動計画しんしろアジェンダ 21」に基づき「しんしろアジェンダ 21 市民会議」を立ち上げました。

「しんしろアジェンダ 21 市民会議」では、地域で環境を保全・創出する活動をしている市民、市民団体、事業者の皆さんと行政が情報交換できる場として設置しました。

◇しんしろアジェンダ 21 市民会議登録団体一覧（令和元年度末現在）

名称	活動内容
富岡まちづくり協議会	「シモバシラ」の保護や「ナガボナツハゼ」の保護観察活動など、地域の自然保護活動
山吉田まちづくり協議会	地域の環境美化促進のために提案し実践 耕作放棄地に景観植物を植栽
新城菜の花ネット協議会	耕作放棄地等への菜の花による景観環境保全 食用油用菜の花の栽培・普及
鞍掛山麓千枚田保存会	四谷千枚田の環境保全及び千枚田の保存継承活動 (草刈等の環境保全や自然観察会等の環境啓蒙活動)
鳥原ビオトープの会	休耕地と湧水を活用したビオトープの創出及び環境教育
黄柳野自然同好会	湿地帯の保全と活用を目指した活動 生息する動植物の調査と認知活動

II 各課の施策と状況



事業名		【生涯共育課】 ジオパーク構想推進事業					
目指すべき目的、成果		<ul style="list-style-type: none"> ・東三河地域の日本ジオパーク認定 ・東三河の豊かな自然遺産（＝ジオ）を構成8市町村が「共通の資源」としてとらえ、大地の成り立ちと人々の暮らしを結ぶ壮大な物語としてまとめ、新たな価値を創出することで観光、教育普及、防災等の振興につなげる。 ・地域資源を保全し、郷土学習や防災学習などの教育活動や観光に活用することにより、教育活動の充実、郷土愛の醸成、交流人口のなどが図れ、持続可能な地域づくりにつなげる。 					
事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・市内や東三河のジオサイトを巡り、大地と人とのかかわりを体験するジオツアーを開催する。 ・東三河ジオパーク構想の実現に向け、日本ジオパーク全国大会や全国研修会等に参加し、情報共有や情報収集を行う。 					
指標		単位	実績(H28)	実績(H29)	実績(H30)	目標(R1)	実績(R1)
① ジオツアーの開催		回	3	3	3	3	3
② 日本ジオパークネットワーク主催行事への参加		回	3	4	5	3	2
③ ジオツアーの参加者		人	90	71	60	60	62
④ ジオサイト啓発特別展観覧者		人	6,756	6,280	4,552	4,400	4,136
環境関連の法的要求事項							
文化財保護法		文化財の保護及びその活用を図る					
自然公園法		すぐれた自然の風景地の保護と利用の増進を図る					
環境影響評価状況(点数)							
生活環境	大気への影響	-1	地球環境	オゾン層の保護		1	
	水質・水系への影響	0		CO2排出量の削減		-1	
	土壌・地下水への影響	0		酸性雨の防止		-1	
	騒音・振動の防止	0		熱帯雨林の保全		0	
	悪臭の防止	0		地下資源等の確保		-1	
	廃棄物削減、リサイクル推進	0	その他環境影響		3		
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進	0	合計	0			
	水環境と水辺環境の保全・整備	0					
	生態系保存・生物多様性の確保	0					

事業名		【生涯共育課】 鳳来寺山自然科学博物館運営事業					
目指すべき目的、成果		新城市及び奥三河地域の動物・植物・鉱物等を展示し、かつ新城市の豊かな自然に接する野外学習会やイベントを開催し、郷土の自然に対する理解と愛着を深め、自然環境の保全と共生のまちづくりを目指します。					
事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・野外学習会を開催する。 ・特別展を開催する。 ・館報（調査報告書）を発刊する。 					
指標		単位	実績(H28)	実績(H29)	実績(H30)	目標(R1)	実績(R1)
①	野外学習会開催回数	回	8	8	5	9	8
②	特別展開催回数	回	5	4	4	3	3
③	野外学習会参加者の満足度	%	98	98	98	96	98
④	特別展観覧人数	人	9,755	8,581	9,689	9,300	6,441
環境関連の法的要求事項							
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律		地方公共団体は、環境保全活動等に係わる協働の取組を推進するよう努める。					
環境影響評価状況(点数)							
生活環境	大気への影響	-1	地球環境	オゾン層の保護		1	
	水質・水系への影響	0		CO2排出量の削減		-1	
	土壌・地下水への影響	0		酸性雨の防止		-1	
	騒音・振動の防止	0		熱帯雨林の保全		0	
	悪臭の防止	0		地下資源等の確保		-1	
	廃棄物削減、リサイクル推進	0	その他環境影響		3		
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進	0	合計	0			
	水環境と水辺環境の保全・整備	0					
	生態系保存・生物多様性の確保	0					

事業名		【農業課】 多面的機能支払交付金事業					
目指すべき目的、成果		農地・農業用水等の資源を将来にわたって良好な環境で保全するため、共同事業を対象とした保全向上活動を支援する。					
事業の内容		各活動組織の実施計画に基づき、農地・農業用施設の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組と地域が一体となった環境保全を取組む活動組織に対し、その協定農用地面積に応じ、組織に対し交付金を交付する					
指標		単位	実績(H28)	実績(H29)	実績(H30)	目標(R1)	実績(R1)
①	活動事務説明会・補完業務	回	2	2	2	2	2
②	活動組織協定数	組織	30	27	27	26	26
環境関連の法的要求事項							
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律		農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、農業者その他の地域住民による共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならない。					
環境影響評価状況(点数)							
生活環境	大気への影響	-1	地球環境	オゾン層の保護	0		
	水質・水系への影響	0		CO2排出量の削減	-1		
	土壌・地下水への影響	0		酸性雨の防止	-1		
	騒音・振動の防止	0		熱帯雨林の保全	0		
	悪臭の防止	0		地下資源等の確保	-1		
	廃棄物削減、リサイクル推進	2	その他環境影響	3			
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進	0	合計	2			
	水環境と水辺環境の保全・整備	1					
	生態系保存・生物多様性の確保	0					

事業名		【農業課】 中山間地域等直接支払事業					
目指すべき目的、成果		耕作放棄の未然防止、農業・農村の有する多面的機能の維持・促進、集落機能の維持・促進。					
事業の内容		集落協定を締結し、その協定農用地面積に応じ、集落に対し交付金を交付する。令和2年度から始まる第5期対策において、遡及返還措置の見直しや棚田地域振興法成立における指定棚田地域振興活動加算の創設により、集落協定復活により一般財源の増加が見込まれる。なお、上記の内容は9月2日に開催された農林水産省による説明会で国の概算要求に併せた方針説明により示された。					
指標		単位	実績(H28)	実績(H29)	実績(H30)	目標(R1)	実績(R1)
①	集落協定点検業務	回/年	1	1	1	1	1
②	集落協定数	集落	96	96	97	97	97
環境関連の法的要求事項							
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律		農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、農業者その他の地域住民による共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならない。					
環境影響評価状況(点数)							
生活環境	大気への影響	-1	地球環境	オゾン層の保護	0		
	水質・水系への影響	0		CO2排出量の削減	-1		
	土壌・地下水への影響	0		酸性雨の防止	-1		
	騒音・振動の防止	0		熱帯雨林の保全	0		
	悪臭の防止	0		地下資源等の確保	-1		
	廃棄物削減、リサイクル推進	2	その他環境影響	0			
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進	0	合計	-1			
	水環境と水辺環境の保全・整備	1					
	生態系保存・生物多様性の確保	0					

事業名		【森林課】 市民参加の森づくり推進事業					
目指すべき目的、成果		<ul style="list-style-type: none"> ・森林作業を実施（刈払作業、チェーンソーによる伐倒作業）の技術を習得することにより、森林所有者（市民）による森林整備が進む。 ・森林体験学習を実施・推進することにより、「森づくり」と「人づくり」を行う。 					
事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・市有林等を活動地として、市内の森林NPOの協力により、森林作業に関する講座を開催することにより森づくり人づくりを行う。 ・市民参加の森づくり事業委託（刈払機技術講習会、チェーンソー技術講習会、学校出前講座、地域出前講座の実施） 					
指標		単位	実績(H28)	実績(H29)	実績(H30)	目標(R1)	実績(R1)
①	市民参加の森づくり参加者数	人	222	218	185	320	225
②	技術習得者累計数	人	16	19	24	16	32
環境関連の法的要求事項							
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律		地方公共団体は、環境保全活動等に係わる協働の取組を推進するよう努める。					
環境影響評価状況(点数)							
生活環境	大気への影響	0	地球環境	オゾン層の保護	0		
	水質・水系への影響	0		CO2排出量の削減	0		
	土壌・地下水への影響	0		酸性雨の防止	0		
	騒音・振動の防止	0		熱帯雨林の保全	0		
	悪臭の防止	0		地下資源等の確保	0		
	廃棄物削減、リサイクル推進	0	その他環境影響	2			
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進	0	合計	2			
	水環境と水辺環境の保全・整備	0					
	生態系保存・生物多様性の確保	0					

事業名		【森林課】 水源林対策事業					
目指すべき目的、成果		<ul style="list-style-type: none"> ・豊川水系における治水と水資源の安定確保を図るため、水系によって結ばれる上下流の地方公共団体がお互いにその機能を分担し、森林整備事業や作業路整備を行うことにより、森林の適切な管理を進め、水源かん養機能の向上を図る。 					
事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・水源林対策事業 (人口造林・枝打ち・間伐等の森林整備費 2/10~8/10、作業路整備費 95/100の範囲で助成) ・水源林保全流域協同事業 (山土場から市場等への間伐材搬出費や水源林対策事業の助成対象として実施される間伐費、放置林等の針広混交林化のための造林、測量調査 4/10~10/10の範囲内で助成) 					
指標		単位	実績(H28)	実績(H29)	実績(H30)	目標(R1)	実績(R1)
①	森林整備実施面積	ha	153	165	141	181	156
②	作業路新設延長	m	588	0	339	700	0
③	間伐実施面積(市全体)	ha	1,014	959	813	1,570	633
環境関連の法的要求事項							
環境影響評価状況(点数)							
生活環境	大気への影響	-1	地球環境	オゾン層の保護	0		
	水質・水系への影響	0		CO2排出量の削減	0		
	土壌・地下水への影響	1		酸性雨の防止	-1		
	騒音・振動の防止	0		熱帯雨林の保全	0		
	悪臭の防止	0		地下資源等の確保	-1		
	廃棄物削減、リサイクル推進	0		その他環境影響	0		
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進	2	合計	1			
	水環境と水辺環境の保全・整備	0					
	生態系保存・生物多様性の確保	1					

事業名		【環境政策課】 水質浄化管理事業					
目指すべき目的、成果		市民の生活環境の保全と健康の保護を図るため、環境状況の指標となる物質や人体に有害な物質などの現状把握、経年の推移を調査策定し公表するとともに、水質変化への対策を講じ環境保全対策の基礎資料とする。					
事業の内容		市内30河川の水質状況を把握する。公共用水域の水質汚濁防止のため、生活排水対策の啓発等に係る指導、施策等を実施する。また、上下流域市町村で構成する水質保全協議会に参加し、情報の共有を行う。					
指標		単位	実績(H28)	実績(H29)	実績(H30)	目標(R1)	実績(R1)
①	河川水質検査実施(30河川)	回	2	2	2	2	2
環境関連の法的要求事項							
水質汚濁防止法		公共用水域の水質汚濁防止のため、生活排水対策の啓発等に係わる指導施策等の実施					
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律		環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し、施策を実施するよう努める					
環境影響評価状況(点数)							
生活環境	大気への影響	-1	地球環境	オゾン層の保護	0		
	水質・水系への影響	-1		CO2排出量の削減	-1		
	土壌・地下水への影響	-1		酸性雨の防止	-1		
	騒音・振動の防止	0		熱帯雨林の保全	-1		
	悪臭の防止	0		地下資源等の確保	-1		
	廃棄物削減、リサイクル推進	-1	その他環境影響	2			
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進	0	合計	-7			
	水環境と水辺環境の保全・整備	-1					
	生態系保存・生物多様性の確保	0					

事業名		【環境政策課】エコイノベーション推進事業（環境地域創造事業）					
目指すべき目的、成果		①職員を含めた環境人材の育成、②パートナーシップの強化、③環境教育を進め、地球環境問題や地域の課題に対して「みんなで取り組むまち」を創造し、将来世代に引き継いでいく。					
事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度、186 持続可能な市民自治推進事業（エコオフィス推進事業、エコガバナンス推進事業、エコイノベーション推進事業、耐震改修時省エネ住宅改修支援事業、自動車用充電設備管理事業）を再編成により2事業（644 温暖化対策推進事業、645 環境連携構築事業）に集約した。 「中部環境先進5市」、「環境首都創造自治体会議（仮称）」等を通じて、市内外の多様な組織との連携を深める。 					
指標		単位	実績(H28)	実績(H29)	実績(H30)	目標(R1)	実績(R1)
①	人材育成プログラムの実施	回		4	4	3	2
②	人材育成プログラムの実施	人	-	39	251	60	33
③	温室効果ガス削減目標値	%	0(基準年)	3	6	10	10
環境関連の法的要求事項							
新城市環境基本条例		環境の保全と創出					
新城市環境基本計画		環境審議会の設置					
新城市地球温暖化対策実行計画		スマートエナジープロジェクト					
新城市エネルギービジョン							
環境影響評価状況(点数)							
生活環境	大気への影響	-1	地球環境	オゾン層の保護		0	
	水質・水系への影響	0		CO2排出量の削減		1	
	土壌・地下水への影響	0		酸性雨の防止		0	
	騒音・振動の防止	0		熱帯雨林の保全		0	
	悪臭の防止	0		地下資源等の確保		0	
	廃棄物削減、リサイクル推進	0		その他環境影響		3	
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進	0	合計	3			
	水環境と水辺環境の保全・整備	0					
	生態系保存・生物多様性の確保	0					

事業名		【環境政策課】エコオフィス推進事業（環境行動配慮事業）					
目指すべき目的、成果		温室効果ガスの排出を抑制する「低炭素なまち」を創造するため、エネルギーを人任せにしない①エネルギー自治をつうじて、②省エネルギー行動の推進、③再生可能エネルギー利用の推進を行う。					
事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度、186 持続可能な市民自治推進事業（エコオフィス推進事業、エコガバナンス推進事業、エコイノベーション推進事業、耐震改修時省エネ住宅改修支援事業、自動車用充電設備管理事業）を再編成により2事業（644 温暖化対策推進事業、645 環境連携構築事業）に集約した。 省エネルギーや再生可能エネルギーに先進的に取り組もうとする家庭に対し「地球温暖化対策設備」の導入に要する費用の一部を補助する。 各家庭の光熱費やCO2排出量を「見える化」し、各家庭のライフスタイルに合わせた適切なアドバイスを行う「うちエコ診断」を実施する。 					
指標		単位	実績(H28)	実績(H29)	実績(H30)	目標(R1)	実績(R1)
①	二酸化炭素排出量削減効果	kg		139,856	118,114	58,008	24,100
②	温室効果ガス削減目標値	%	0	3	6	10	10
環境関連の法的要求事項							
地球温暖化対策の推進に関する法律		地方公共団体は温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。					
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律		地方公共団体は、環境保全活動等に係わる協働の取組を推進するよう努める。					
気候変動適応法		地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。					
環境影響評価状況(点数)							
生活環境	大気への影響	-2	地球環境	オゾン層の保護	0		
	水質・水系への影響	0		CO2排出量の削減	0		
	土壌・地下水への影響	0		酸性雨の防止	-1		
	騒音・振動の防止	0		熱帯雨林の保全	0		
	悪臭の防止	0		地下資源等の確保	0		
	廃棄物削減、リサイクル推進	0		その他環境影響	3		
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進	0	合計	0			
	水環境と水辺環境の保全・整備	0					
	生態系保存・生物多様性の確保	0					

事業名		【環境政策課】 エコガバナンス推進事業(環境連携構築事業)					
目指すべき目的、成果		①職員を含めた環境人材の育成、②パートナーシップの強化、③環境教育を進め、地球環境問題や地域の課題に対して「みんなで取り組むまち」を創造し、将来世代に引き継いでいく。					
事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度、186 持続可能な市民自治推進事業（エコオフィス推進事業、エコガバナンス推進事業、エコイノベーション推進事業、耐震改修時省エネ住宅改修支援事業、自動車用充電設備管理事業）を再編成により2事業（644 温暖化対策推進事業、645 環境連携構築事業）に集約した。 環境基本計画の策定業務を行う。 「ISO14001認証取得事業所等連絡会議」を通じて、市内の事業所との連携を深める。 環境人材の育成と環境教育を進めるため、「環境啓発イベント」、「市民環境講座」などを実施する。 					
指標		単位	実績(H28)	実績(H29)	実績(H30)	目標(R1)	実績(R1)
①	環境に関する講座等の開催回数	回	3	3	4	7	1
②	事業とのコミュニケーション会議の実施	社	/	19	19	20	20
③	環境に関する講座等への参加延べ人数	人		56	80	81	1120
④	温室効果ガス削減目標値	%	0(基準年)	3	6	10	10
環境関連の法的要求事項							
新城市環境基本条例		環境基本計画の策定、環境審議会の設置					
環境影響評価状況(点数)							
生活環境	大気への影響	0	地球環境	オゾン層の保護	0		
	水質・水系への影響	0		CO2排出量の削減	0		
	土壌・地下水への影響	0		酸性雨の防止	0		
	騒音・振動の防止	0		熱帯雨林の保全	0		
	悪臭の防止	0		地下資源等の確保	0		
	廃棄物削減、リサイクル推進	0	その他環境影響	1			
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進	0	合計	1			
	水環境と水辺環境の保全・整備	0					
	生態系保存・生物多様性の確保	0					

事業名		【環境政策課】 自動車用充電設備事業					
目指すべき目的、成果		温室効果ガスの排出を抑制する「低炭素なまち」を創造するため、エネルギーを人任せにしない①エネルギー自治をつうじて、②省エネルギー行動の推進、③再生可能エネルギー利用の推進を行う。					
事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度、186 持続可能な市民自治推進事業（エコオフィス推進事業、エコガバナンス推進事業、エコイノベーション推進事業、耐震改修時省エネ住宅改修支援事業、自動車用充電設備管理事業）を再編成により2事業（644 温暖化対策推進事業、645 環境連携構築事業）に集約した。 ・市内3ヶ所の道の駅に設置する「自動車用充電設備」の維持管理を行う。 					
指標		単位	実績(H28)	実績(H29)	実績(H30)	目標(R1)	実績(R1)
①	温室効果ガス削減目標値	%	0(基準年)	3	6	10	10
環境関連の法的要求事項							
新城市地球温暖化対策実行計画		スマートエナジープロジェクト					
新城市自動車用充電設備整備計画		エコカー普及に伴う充電インフラの整備					
環境影響評価状況(点数)							
生活環境	大気への影響	-2	地球環境	オゾン層の保護	0		
	水質・水系への影響	0		CO2排出量の削減	0		
	土壌・地下水への影響	0		酸性雨の防止	-1		
	騒音・振動の防止	0		熱帯雨林の保全	-1		
	悪臭の防止	0		地下資源等の確保	0		
	廃棄物削減、リサイクル推進	-1	その他環境影響	0			
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進	0	合計	-5			
	水環境と水辺環境の保全・整備	0					
	生態系保存・生物多様性の確保	0					

事業名		【生活環境課】 クリーンセンター管理事業					
目指すべき目的、成果		市内で発生した可燃性一般廃棄物を市内で唯一焼却処理することができる新城市クリーンセンターの維持管理を実施し、安全かつ適正に継続して中間処理を行うことで、市内の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。					
事業の内容		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項の市の責務を果たすとともに、適正に可燃性一般廃棄物を処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。平成12年2月から稼働している新城市クリーンセンターにて安定的に適正な中間処理が実施できるように施設の各種点検や運転管理を実施する。					
指標		単位	実績(H28)	実績(H29)	実績(H30)	目標(R1)	実績(R1)
①	施設維持管理の実施	回	12	12	12	12	12
②	施設の安定稼働	%	100	100	100	100	100
環境関連の法的要求事項							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		焼却施設の適正な維持管理等					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令		焼却設備及び焼却方法等					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則		焼却施設の適正な維持管理等					
ダイオキシン類対策特別措置法		ダイオキシン類の測定及び基準値以内となる焼却処理の実施等					
新城市環境基本条例		廃棄物の削減と適正処分					
環境影響評価状況(点数)							
生活環境	大気への影響	-2	地球環境	オゾン層の保護			0
	水質・水系への影響	-2		CO2排出量の削減			0
	土壌・地下水への影響	-2		酸性雨の防止			0
	騒音・振動の防止	0		熱帯雨林の保全			0
	悪臭の防止	0		地下資源等の確保			-1
	廃棄物削減、リサイクル推進	0		その他環境影響			2
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進	0	合計				-5
	水環境と水辺環境の保全・整備	0					
	生態系保存・生物多様性の確保	0					

事業名		【生活環境課】 クリーンセンター整備事業					
目指すべき目的、成果		市内で発生する可燃性一般廃棄物を市内で唯一、焼却処理することができる新都市クリーンセンターの設備を計画的に改修し、安定的に安全かつ適正な中間処理ができるようにする。					
事業の内容		可燃性一般廃棄物の焼却による中間処理を平成24年5月に策定した廃棄物処理施設長寿命化計画に基づき、処理が滞らぬように発生量を勘案しながら適切な休炉期間を設けて、計画的に改修工事を実施する。					
指標		単位	実績(H28)	実績(H29)	実績(H30)	目標(R1)	実績(R1)
①	施設の改修工事	%	100	100	100	100	100
②	施設安定稼働	%	100	100	100	100	100
③	長寿命化計画の進捗	%	21	25	32	40	40
環境関連の法的要求事項							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		廃棄物の減量及び適正処理等。					
建設工事に係る資材の再資源化に関する法律		分別解体と建設資材廃棄物の再資源化等の促進。対象建設工事の届出等。					
労働安全衛生規則		ダイオキシン類含有物を取り扱う作業について、労働者の安全を確保する。					
環境影響評価状況(点数)							
生活環境	大気への影響	-2	地球環境	オゾン層の保護	1		
	水質・水系への影響	-1		CO2排出量の削減	-1		
	土壌・地下水への影響	-1		酸性雨の防止	-1		
	騒音・振動の防止	0		熱帯雨林の保全	0		
	悪臭の防止	0		地下資源等の確保	-1		
	廃棄物削減、リサイクル推進	0		その他環境影響	0		
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進	0	合計	-6			
	水環境と水辺環境の保全・整備	0					
	生態系保存・生物多様性の確保	0					

事業名		【生活環境課】し尿収集事業					
目指すべき目的、成果		市内で発生した、し尿を安全かつ適正に継続して収集することで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。					
事業の内容		市内で発生した、し尿の適正な収集運搬が実施できるように、収集業者に収集運搬を委託する。また、し尿汲取システム等により汲取手数料の請求や収納の管理を行う。					
指標		単位	実績(H28)	実績(H29)	実績(H30)	目標(R1)	実績(R1)
①	し尿収集の実施	%	100	100	100	100	100
環境関連の法的要求事項							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		市町村はその区域で発生するし尿・浄化槽汚泥を適正に処理する。					
環境影響評価状況(点数)							
生活環境	大気への影響	-1	地球環境	オゾン層の保護	0		
	水質・水系への影響	0		CO2排出量の削減	-1		
	土壌・地下水への影響	0		酸性雨の防止	-1		
	騒音・振動の防止	0		熱帯雨林の保全	0		
	悪臭の防止	-1		地下資源等の確保	-1		
	廃棄物削減、リサイクル推進	0	その他環境影響	0			
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進	0	合計	-5			
	水環境と水辺環境の保全・整備	0					
	生態系保存・生物多様性の確保	0					

事業名		【生活環境課】し尿等下水道投入施設管理事業					
目指すべき目的、成果		市内で収集した、し尿及び浄化槽汚泥を下水道放流基準を満たす値になるまで豊川の河川水で希釈し、公共下水道へ投入して処理する。市内で発生する、し尿及び浄化槽汚泥を遅滞なく適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の確保を行う。					
事業の内容		し尿等下水道投入施設でし尿・浄化槽汚泥を受入、安全かつ継続的に適正処理することができるように施設の運転管理を実施する。					
指標		単位	実績(H28)	実績(H29)	実績(H30)	目標(R1)	実績(R1)
①	施設の運転、維持管理	回	12	12	12	12	12
②	施設の安定稼働	%	100	100	100	100	100
環境関連の法的要求事項							
毒物及び劇物取締法		希硫酸、苛性ソーダ使用					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		市町村はその区域で発生するし尿・浄化槽汚泥を適正に処理する。					
環境影響評価状況(点数)							
生活環境	大気への影響	-1	地球環境	オゾン層の保護	1		
	水質・水系への影響	-1		CO2排出量の削減	0		
	土壌・地下水への影響	-1		酸性雨の防止	0		
	騒音・振動の防止	0		熱帯雨林の保全	-1		
	悪臭の防止	0		地下資源等の確保	-1		
	廃棄物削減、リサイクル推進	-1	その他環境影響	0			
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進	0	合計	-5			
	水環境と水辺環境の保全・整備	0					
	生態系保存・生物多様性の確保	0					

事業名		【生活環境課】し尿等下水道投入施設整備事業					
目指すべき目的、成果		「新城市清掃センター」は、昭和37年に稼働を開始して以来、すでに50年以上が経過しており老朽化が著しいことから、平成25年度に「し尿処理施設更新基本計画」を策定し新たな施設の建設計画を進めた。平成27年度に県との協議により、し尿等を下水道へ投入する方式に決定。平成28年度にし尿等下水道投入施設の実施設計を作成。平成29・30年度の2か年で施設整備（管路・受入施設）を施工、平成31年4月から仮供用を開始した。これにより自治体の責務であるし尿処理を安定的かつ適正に行う。また、旧し尿処理施設を解体撤去し事業を完了するとともに、跡地を有効利用（災害廃棄物の仮置場等）する予定。					
事業の内容		新城市清掃センター解体撤去工事施工監理業務委託 新城市清掃センター解体撤去工事					
指標		単位	実績(H28)	実績(H29)	実績(H30)	目標(R1)	実績(R1)
①	解体工事等の実施	%	-	-	-	100	100
	し尿処理施設の更新	完了	-	-	-	完了	完了
環境関連の法的要求事項							
建設工事に係る資材の再資源化に関する法律		分別解体と建設資材廃棄物の再資源化等の促進。対象建設工事の届出等。					
騒音規制法		建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行う。					
建築基準法		建築基準法第51条の許可を要する一般廃棄物処理施設は、地域の環境（騒音・振動・悪臭）に配慮すること。					
環境影響評価状況(点数)							
生活環境	大気への影響	-2	地球環境	オゾン層の保護		0	
	水質・水系への影響	0		CO2排出量の削減		-2	
	土壌・地下水への影響	0		酸性雨の防止		-2	
	騒音・振動の防止	0		熱帯雨林の保全		0	
	悪臭の防止	0		地下資源等の確保		-1	
	廃棄物削減、リサイクル推進	0	その他環境影響		0		
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進	0	合計	-7			
	水環境と水辺環境の保全・整備	0					
	生態系保存・生物多様性の確保	0					

事業名		【生活環境課】 廃棄物収集運搬事業					
目指すべき目的、成果		<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2に基づき市域で発生した一般廃棄物を市の責務として安全かつ適正に継続して収集、運搬、処分する。また、水銀を含む有害廃棄物を適正に処理することで、生活環境、公衆衛生及び市民サービスの向上を図る。</p>					
事業の内容		<p>週2回の可燃ごみ収集及び月1回地区ごとの資源回収を継続して実施する。可燃ごみ収集については、全域を委託で収集しているため、委託業者と連絡を密にし、収集業務の安定化を図る。また、不燃ごみ収集については、直営と一部委託により行っているため、こちらも委託業者と連絡を密にし、収集業務の安定化を図る。家庭から排出される水銀を含む有害廃棄物（使用済み蛍光管、鏡、温度計、体温計、乾電池）の収集を行い、これらの収集、運搬、処理を専門業者に委託し適正に処理する。不法投棄された家電リサイクル法の対象製品（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫等）を収集運搬し適正に処理するほか、自力で運搬が困難な粗大ごみについて、市民の収集依頼に応じて戸別に回収を実施する。</p>					
指標		単位	実績(H28)	実績(H29)	実績(H30)	目標(R1)	実績(R1)
①	週2回の可燃ごみ収集実施	日/年	299	299	206	208	208
②	毎月1回の資源回収実施	日/年	48	48	48	48	48
③	市民1人1日当りの家庭系ごみ排出量の抑制	g/日	552	543	555	530	564
④	再生利用率の向上	%	23.3	18.9	18.4	19.2	27.8
環境関連の法的要求事項							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。					
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例		市は、資源の有効利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。					
環境影響評価状況(点数)							
生活環境	大気への影響	-1	地球環境	オゾン層の保護		0	
	水質・水系への影響	0		CO2排出量の削減		-1	
	土壌・地下水への影響	0		酸性雨の防止		-1	
	騒音・振動の防止	0		熱帯雨林の保全		0	
	悪臭の防止	0		地下資源等の確保		-1	
	廃棄物削減、リサイクル推進	0		その他環境影響		1	
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進	0	合計	-3			
	水環境と水辺環境の保全・整備	0					
	生態系保存・生物多様性の確保	0					

事業名		【生活環境課】埋立処分場維持管理事業					
目指すべき目的、成果		最終処分場である埋立処分場の維持管理を実施し、継続して安全かつ適正な処理を実施する。これにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項の市の責務を果たす。適正に一般廃棄物を最終処分することで、市内の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。					
事業の内容		鳥原埋立処分場へ搬入した不燃性一般廃棄物を中間処理として破碎、分別することで金属類や廃プラスチック類の再生利用率が向上するほか、埋立物を減容することにより、最終処分場で埋立中の七郷一色埋立処分場の埋立期間の延伸が可能となる。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項の市の責務を果たす。適正に一般廃棄物を処分することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。また、浸出液処理施設の維持管理を実施し、継続して安全かつ適正な水処理を実施する。					
指標		単位	実績(H28)	実績(H29)	実績(H30)	目標(R1)	実績(R1)
①	浸出液処理施設の機器点検等	回	12	12	12	12	12
②	施設の安定稼働	%	100	100	100	100	100
環境関連の法的要求事項							
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令		放流水、地下水の水質検査(月1回以上)の実施等					
ダイオキシン類対策特別措置法		放流水、地下水の水質検査(年1回以上)の実施等					
新城市環境基本条例		廃棄物の削減・再利用と適正処分					
新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例		廃棄物の削減・再利用と適正処分					
新城市一般廃棄物管理型埋立処分場の設置及び管理に関する条例		廃棄物の適正処分					
環境影響評価状況(点数)							
生活環境	大気への影響	-2	地球環境	オゾン層の保護			0
	水質・水系への影響	-2		CO2排出量の削減			0
	土壌・地下水への影響	-2		酸性雨の防止			-1
	騒音・振動の防止	0		熱帯雨林の保全			0
	悪臭の防止	0		地下資源等の確保			-2
	廃棄物削減、リサイクル推進	0	その他環境影響			0	
自然環境	緑地の保全・整備、緑化の推進	0	合計				-10
	水環境と水辺環境の保全・整備	-1					
	生態系保存・生物多様性の確保	0					

III 参考資料



環境を取り巻く情勢

年	西暦	国(国連等の動きを含む)	県	市(条例・計画など)	市(環境事業及び清掃事業の沿革)				
H3	1991	4.26 再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)の公布(10.25施行)		12. 生活排水処理基本計画【作手村】					
H4	1992	5.22 生物多様性条約を採択(於ナイロビ)			資源回収団体報奨金制度の施行【新城市】				
		6. 3 環境と開発に関する国連会議(地球サミット)を開催(於リオデジャネイロ)、アジェンダ21の採択			4. 1 環境課設立【新城市】				
		6. 5 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の公布(5.4.1施行)							
H5	1993	11.19 環境基本法の公布施行	1. 1	ごみ減量化計画策定【作手村】	生ごみ処理機の設置費補助を開始【新城市】				
					4. 1	生ごみ処理機の設置費補助を開始【作手村】			
H6	1994	12.16 環境基本計画を閣議決定	12. 2	あいちアジェンダ21を策定	6. 1	ごみ処理基本計画策定【鳳来町】	9. 1	可燃ごみの指定ごみ袋制度完全実施【新城市】	
				12.21 空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例の公布施行					
H7	1995	6.16 容器包装リサイクル法の公布(12.14施行)	3.22	愛知県環境基本条例の公布(4. 1施行)	12.25	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例【新城市】		電気生ごみ処理機の設置費補助を開始【新城市】	
					12. 1	生活排水処理基本計画策定【新城市】		資源回収団体報奨金制度の施行【鳳来町、作手村】	
							4. 1	新城広域事務組合発足	一般廃棄物鳥原処分場供用開始【新城市】
H8	1996				3.12	墓園の設置及び管理に関する条例【作手村】		一般廃棄物管理型埋立処分場施設供用開始【鳳来町】	
					4. 1	ごみ処理基本計画策定【新城市】		一般廃棄物鳥原処分場に自走式破砕機を導入【新城市】	
					4. 1	ごみ減量化再生利用推進計画【新城市】	5. 1	しんしろ斎苑供用開始【組合】	
					9. 1	分別収集計画策定【鳳来町】	9. 1	幽玄川に木炭による水質浄化装置を設置【新城市】	
					10. 1	分別収集計画策定【新城市】			
					11.11	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例【鳳来町】			
					12. 1	生活排水処理基本計画策定【鳳来町】			
H9	1997	6.13 環境影響評価法の公布(11. 6.12施行)	3.31	あいちエコエネルギー導入ビジョンを策定				老人世帯を対象とした粗大ごみの戸別収集制度を開始【新城市】	
		12. 1	気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)を開催【京都市】	8.11	愛知県環境基本計画を策定			電気生ごみ処理機の設置費補助を開始【作手村】	
H10	1998	6. 5 家電リサイクル法の公布(13. 4. 1施行)	12.2	愛知県環境影響評価条例の公布(11. 6.12施行)	3. 1	都市環境基本計画策定【新城市】		ごみ減量化推進委員会の発足【作手村】	
		10. 9	地球温暖化対策の推進に関する法律の公布(11. 4. 8施行)					12.18 市民環境会議の設置【新城市】	
H11	1999	7.13 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRT法)の公布(12. 3.30施行)			3. 1	ごみ処理基本計画策定【作手村】		メダカ・ネコギギの生息状況調査【新城市】	
		7.16 ダイオキシン類対策特別措置法の公布(12. 1.15施行)			3. 8	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例【作手村】		電気生ごみ処理機の設置費補助を開始【鳳来町】	
					6. 1	分別収集計画改訂【新城市】			
					6. 1	分別収集計画改定【鳳来町】			
					6. 1	分別収集計画策定【作手村】			
H12	2000	5.31 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の公布(13. 1. 6施行)	3.17	自然環境保全等基本方針を策定	6. 8	作手村が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例【作手村】		生態系調査検討会を設置【新城市】	
		6. 2	循環型社会形成推進基本法の公布(13. 1. 6施行)	3.27	あいちエコプラン2010(愛知県地球温暖化対策地域推進計画)を策定	10. 4	環境基本条例の制定【新城市】		タガメ・豊川の魚類の生息状況調査【新城市】

年	西暦	国(国連等の動きを含む)	県	市(条例・計画など)	市(環境事業及び清掃事業の沿革)				
H12	2000	6.7	食品リサイクル法の公布(13.5.1施行)		10. 分別収集計画改定【鳳来町】	2.1	新城広域クリーンセンター供用開始		
					11.1	環境保全行動計画を策定【新城市】			
H13	2001	6.22	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の公布(7.15施行)	9.	レッドデータブックあいち(植物編)を発売	2.28	ISO14001認証取得【新城市】	野鳥の生息、植物分布、地形・地質、水生生物に関する状況調査【新城市】	
		6.22	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の公布(14.4.1施行)			3.	生活排水処理基本計画改訂【作手村】	粗大ごみ有料戸別収集開始【新城市】	
								一般廃棄物最終処分場供用開始【作手村】	
							3.22	新城市環境審議会を設置【新城市】	
H14	2002	5.29	土壌汚染対策法の公布(15.2.15施行)	3.	レッドデータブックあいち(動物編)を発売	4.	ごみ処理基本計画改訂【新城市】	ムササビ、メダカの生息状況調査【新城市】	
		7.12	自動車リサイクル法の公布(17.1.1施行)	7.12	COD、窒素含有量及びリン含有量に係る総量削減計画(第5次総量削減計画)を策定	4.	分別収集計画改定【新城市】	10.3	ISO14001認証取得事業所等連絡会議の設置【新城市】
		7.12	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布(15.4.16施行)	9.2	愛知県環境基本計画(改訂計画)を策定	4.	生活排水処理基本計画改訂【新城市】	10.31	資源物一時保管倉庫の設置【作手村】
		12.11	自然再生推進法の公布(15.1.1施行)	10.28	あいち新世紀自動車環境戦略を策定	5.	生活排水処理基本計画改定【鳳来町】		
						6.	分別収集計画改定【鳳来町】		
H15	2003	3.14	循環型社会形成推進基本計画の策定	3.25	県民の生活環境の保全等に関する条例及び廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の公布(10.1施行)	2.	生活排水処理基本計画改定【組合】	ホトケドジョウの生息状況調査【新城市】	
		7.25	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の公布(10.1施行)	3.28	あいち資源循環型社会形成プランの策定	3.	ごみ処理基本計画策定【鳳来町】		
				7.29	愛知県自動車排出Nox・PM総量削減計画の策定	3.	ごみ処理実施計画策定【鳳来町】		
				8.22	生活排水対策に関する基本方針の策定(10.1施行)				
				8.22	愛知県土壌汚染等対策指針を告示(10.1施行)				
				8.22	愛知県化学物質適正管理指針を告示(10.1施行)				
H16	2004	6.2	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の公布	3.12	特定鳥獣保護管理計画(イノシシ及びニホンザル)策定	2.	新城市・鳳来町木質バイオマス利用事業化調査報告書【新城市】	外来種の生息状況調査【新城市】	
		6.2	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の公布	9.28	あいちエコタウンプラン策定	4.	ごみ処理実施計画策定【鳳来町】	3.	森林資源活用研究会の設置【新城市】
								8.26	新城市環境調整会議を設置【新城市】
H17	2005	2.16	地球温暖化防止に係る京都議定書の発効	1.14	あいち地球温暖化防止戦略の策定	4.	ごみ処理実施計画策定【鳳来町】	外来種の生息状況調査(ブラックバス・ブルーギル)【新城市】	
		7.1	石綿障害予防規則の公布	1.28	愛知県環境学習基本方針の策定	5.	分別収集計画策定【鳳来町】	9.2	全国棚田(千枚田)サミット開催【鳳来町】
				3.11	特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)策定	6.	分別収集計画改訂【新城市】		
				3.22	愛知県産業廃棄物税条例の公布	10.1	新 新城市誕生		
H18	2006	2.10	石綿による健康被害の救済に関する法律の公布	3.23	あいち水循環再生構想の策定	2.25	エコガバナンス宣言	6.	合併後の清掃事業として、「しんしろクリーンフェスタ」(毎年6月、10月開催)を開始
						3.27	新城市環境基本条例制定	9.1	チーム・マイナス6%しんしろ推進事務局を設置
						3.27	新城市環境基本条例制定	11.8	職員へメールマガジン「マイ6通信」配信開始
						5.	ISO14001失効	12.1	省エネ100日間コンテスト開催
								12.1	レジカゴバッグモニター制度開始
								12.1	雨水利用モニター制度開始
H19	2007	5.23	国における温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の公布(11.22施行)	3.29	愛知県廃棄物処理計画を策定	5.	新城市分別収集計画改定	8.13	新城納涼花火大会開催前、市役所本庁舎～新城幼稚園までの通りに打ち水を実施
		6.27	エコツーリズム推進法の公布	3.29	あいちゼロエミッション・コミュニティ構想の策定			10.27	新城ライオンズクラブとのタイアップにより「不都合な真実」上映&キャンドルナイト新城2007を実施

年	西暦	国(国連等の動きを含む)	県	市(条例・計画など)	市(環境事業及び清掃事業の沿革)	
H19	2007	11.27	第3次生物多様性国家戦略の策定	6.15 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第6次総量削減計画)を策定		
				6.15 水質汚濁防止法第4条の5の規定に基づく総量規制基準の告示		
H20	2008	6.6	生物多様性基本法の公布施行	3.17 第3次愛知県環境基本計画の策定	6. 新城市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)策定	4.1 新城市資源集積センター供用開始
				3.26 第2次レッドリスト作成	10. 新城市環境基本計画の策定	7. 鳥原一般廃棄物埋立処分場の自走式破砕機を更新
						7.29 緑のカーテンで収穫したゴーヤなどを市民課前の待合室で市民に配布
						8.1 省エネナビモニター制度開始
						9.1 マイバッグモニター制度開始
						10.1 燃費計のモニター制度開始
						10.1 指定可燃ごみ袋の規格変更により新ごみ袋へ切替
						10.5 愛知県、JAF、豊川市、新城市の共催で行われたエコドライブ講習会に、チーム・マイナス6%しんしろ事務局として参加
						11.1 エコワットモニター制度開始
			11.15 新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2008を開催			
H21	2009	7.15	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理法)の公布・施行	3.18 第2次レッドデータブックあいち作成		4.1 市内の協力店でレジ袋有料化を開始
				3.30 あいち自然環境保全戦略の策定		5.23 チーム・マイナス6%しんしろの団体チーム員でもある「横浜ゴム株式会社新城工場」で開催の「千年の杜植樹会」に参加
				10.16 グリーンニューディール基金条例の公布・施行		7.7 「クールアースデー」の取組みとして、「市内一斉気温測定」を実施
						9.7 東三河地域初となる「電気自動車アイミーブ」が市の公用車として納車
						11.14 新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2009を開催
			12.28 国民運動(チャレンジ25)の移行に伴い、チーム・マイナス6%しんしろを終結			
H22	2010	3.16	生物多様性国家戦略2010閣議決定	8.23 生物多様性の保全と持続可能な利用の両立に向けた生態系ネットワーク形成の取組(愛知方式)を提示	6. 新城市ごみ処理基本計画策定	1.4 チャレンジ通信(チャレ通)の配信開始
			10.11 カルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP-MOP5)を開催(於愛知・名古屋)、名古屋・クアラルンプール補足議定書を採択(～10.15)	12.20 愛知県庁の環境保全のための行動計画(改定計画)を策定		4.1 チャレンジ25新城へ移行
			10.18 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を開催(於愛知・名古屋)、愛知目標(愛知ターゲット)、名古屋議定書を採択(～10.29)			5.22 横浜ゴム新城工場で開催された「千年の杜植樹会第2期植樹祭」に参加
			12.10 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様性地域連携推進法)の公布(施行23.10.1)			11.10 環境課の前の通路に「フェアトレード・紹介コーナー」を設置
			11.20 新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2010を開催			
H23	2011	6.15	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の改正公布(一部施行10.1)	9.2 愛知県海岸漂着物対策推進地域計画策定	3. 新城市生活排水処理基本計画策定	5.26 新城市エネルギー対策本部を設置
			8.30 平成二十三年三月十一日発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)の公布(施行10.1)			5. 市民節電所プロジェクトの展開を始め、市役所が第1号として取り組みを開始
						9. 市民節電所プロジェクトの一環として、省エネコンテストを開催
						10.19～20 環境首都創造 自治体全国フォーラム2011 in 新城を開催
			10.29 新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2011を開催			
H24	2012	4.27	第四次環境基本計画の策定	2.17 あいち地球温暖化防止戦略2020策定	5 新城市廃棄物処理施設長寿命化計画を策定	6. 市役所が市民節電所プロジェクト第1号としての取組を継続実施
			8.10 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の公布(施行25.4.1)	2.24 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第7次総量削減計画)を策定	12.20 新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例制定	9. 市民節電所プロジェクトの一環として、省エネコンテストを開催
			6.27 環境基本法の改正	2.24 水質汚濁防止法第4条の5の規定に基づく総量規制基準の告示		10.27 新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2012を開催

年	西暦	国(国連等の動きを含む)	県	市(条例・計画など)	市(環境事業及び清掃事業の沿革)
H24	2012	9.28 生物多様性国家戦略2010-2020の策定	3.29 愛知県廃棄物処理計画を策定		
			10.16 指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の公布・施行		
			10.25 新・あいちエコタウンプランを策定(あいちエコタウンプランを改訂)		
H25	2013	4.1 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行	3.28 あいち生物多様性戦略2020を策定	11.27 新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21 策定	9.14 旧市民体育館駐車場にて、キャンドルナイト新城2013を開催
		6.2 放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の公布(施行12.20)	3.28 自然環境の保全と再生のガイドラインを策定	12.27 新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例制定(施行26.4.1)	9. 市民節電所プロジェクトの一環として、省エネコンテストを開催
			3.28 あいち自動車環境戦略2020(愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画)の策	12.27 新城市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例制定(施行26.4.1)	12. 新城設楽生態系ネットワーク協議会設立
H26	2014	4.2 水循環基本法の公布	5.19 第4次愛知県環境基本計画の策定	10.1 新城市再生可能エネルギー導入の促進に関する基本的な方針の策定	1. 市民節電所プロジェクトの一環として、冬の省エネコンテストを開催
		5.1 雨水の利用の推進に関する法律の施行	11.10 持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議を開催		4. 小型家電回収を開始
H27	2015	6.19 大気汚染防止法の一部改正(水銀排出に係る規制等の新設)	1.22 レッドリストあいち2015を策定	10.23 新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱制定	4 廃食用油回収を開始
		7.17 2020年以降の温室効果ガス削減に向けた「日本の約束草案」を決定			12.6 第2回しんしろエコフェスタを開催
		11.30 気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)を開催(於パリ)、パリ協定を採択			
H28	2016	3.30 水質汚濁に係る環境基準の一部改正(生活環境の保全に関する環境基準に底層溶存酸素量の追加)	10.31 「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定	3.4 新城市公共施設等における省エネルギー及び再生可能エネルギー等導入促進に関する指針制定	3.9 第1回しんしろアジェンダ21会議開催
		5.13 「地球温暖化対策計画」を閣議決定			10.5 第2回しんしろアジェンダ21会議開催
		9.7 大気汚染防止法施行令の一部改正(要排出抑制施設の指定等)(未施行)			10.16 第3回しんしろエコフェスタを開催
		9.26 大気汚染防止法施行規則の一部改正(水銀排出規制)(未施行)			
		10.14 モントリオール議定書第28回締約国会合(MOP28)を開催(於キガリ)、同議定書の改正を採択			
		11.4 「パリ協定」発効			
		11.8 日本政府が「パリ協定」を締結			
H29	2017	5.19 土壌汚染対策法の一部改正(土壌汚染状況調査実施対象地の拡大等)	3.31 「愛知県廃棄物処理計画(平成29-33年度)」を策定	3 新城市しんしろ斎苑長寿命化計画を策定	11.19 第4回しんしろエコフェスタを開催
		6.16 廃棄物処理及び清掃に関する法律の一部改正を公布(廃棄物の不適正処理への対応強化等)	3.31 「あいち地域循環形成プラン」を策定		
		8.16 水銀に関する水俣条約の発効	6.27 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第8次総量削減計画)を策定		
		10.25 土壌汚染対策法施行令の一部改正	6.27 水質汚濁防止法第4条の5の規定に基づく総量規制基準の告示		
		12.27 土壌汚染対策法施行規則の一部改正			
H30	2018	6.13 気候変動適応法公布	2.5 「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定	3.12 新城市エネルギービジョン策定	4 家庭系可燃ごみの祝日収集を開始
		7.4 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部改正(代替フロン製造の許可、輸入の承認)	10.19 愛知県地球温暖化対策推進条例公布		
		12.1 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正(企業間の連携強化、荷受け業者の取組強化)			
H31 (R1)	2019	5.17 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正	8 愛知県分別収集促進計画(第9期)を策定	6.5 新城市ごみ処理基本計画及び新城市災害廃棄物処理計画を策定	4.1 資源集積センター敷地内粗大ごみ受入場所の運用開始
				3 第2次新城市環境基本計画の策定	4 新城市し尿等下水道投入施設の稼働開始
					7.5 第9回中部環境先進5市サミットin新城を開催
					11.23 かんきょうの学校を開催

新城市環境基本条例

(平成 18 年 3 月 27 日条例第 53 号)

近年、環境問題に対する不安感がいままで以上に高まっています。それは、廃棄物の増大や大気汚染、騒音、生活排水による水質汚濁など身近な問題から温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の問題が極めて深刻になっているという認識に基づくものです。この状況を放置すると、生活環境の悪化にとどまらず地球全体の存続が危うくなります。

こうしたことから、これまでの物質的豊かさの追求に重点を置く考え方や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動とライフスタイルを見直そうという動きが始まっています。かけがえのない自然環境を保全するとともに、それと調和した持続可能な循環型社会を築いていこうとするものです。これは、地球上の全人類に課せられた使命です。

したがって、わたしたちは毎日の事業活動と日常生活における環境への負荷を軽減するとともに、良好な地球環境を将来の世代に引き継いでいく施策を策定し、すべての市民の参加と協働により環境の保全と創出を進めます。その指針として、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市、市民および事業者の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全と創出に関する基本的事項を定めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気・海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球全体または広範な部分の環境に影響をおよぼす事態に対する環境保全で、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保になることをいいます。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下によって、人の健康や生活環境に被害が生じることをいいます。

(基本的な考え方)

第 3 条 環境の保全と創出は、自然生態系を維持し充実しながら、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を築くことをめざして行わなければなりません。

2 環境の保全と創出は、地球規模で考え、地域に根ざした活動を確実に進めることにより、わたしたちをとりまく環境が良好な状態で将来の世代に引き継いでいくよう行わなければなりません。

3 環境の保全と創出は、すべての事業活動と日常活動において、またすべての主体の公平な役割分担のもとに、自主的に、しかも積極的に取り組むことによって行わなければなりません。

(市の責任と義務)

第 4 条 市は、次に掲げる事項の施策を総合的、計画的に進める責任と義務があります。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、適切な排水処理、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資源の保全、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関係すること。

(2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全と整備、緑化、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関係すること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全に関係すること。

2 市は、事業計画を立案したり事業を実施するときは、この条例の基本的な考え方に従って行います。

(市民の責任と義務)

第 5 条 市民は、日常生活において環境の保全と創出に努力するとともに、環境への負荷を少なくするよう努力しなければなりません。

2 市民は、日常生活から排出される廃棄物の徹底した減量と分別、生活排水の改善に努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。

3 前2項のほか、市民は市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(事業者の責任と義務)

第6条 事業者は、事業活動により公害を発生させないようにするとともに、自然生態系の維持に配慮しつつ環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料その他のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。

3 事業者は、事業活動により公害を発生させ自然生態系を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償するとともに原状回復しなければなりません。

4 前3項のほか、事業者は市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(環境基本計画)

第7条 市は、環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に進めるため新城市環境基本計画(以下「環境基本計画」といいます。)を定めます。

2 環境基本計画には、将来の望ましい環境像を明らかにするとともに、それを実現する事項を定めます。

3 環境基本計画を定めるとき、また変更するときは、市民と事業者などの意見を聞くとともに、その参加を求めます。

4 環境基本計画を定めたとき、また変更したときは、できる限りはやく公表します。

5 環境基本計画を定めるとき、また変更するときは、他の計画との整合を図ります。

6 他の計画を定めるとき、また変更するときは、環境基本計画との整合を図ります。

(年次報告)

第8条 市は、市の環境の現状や環境の保全と創出に関する施策などについて年次報告を作成し、これを全市民はじめ市内外の利害関係者に公表します。

2 年次報告を公表した場合、それに対する市民及び事業者の意見を聞くこととします。

(環境教育)

第9条 市は、市民が環境の保全と創出の大切さについての理解を深めるために、それぞれの立場、年齢に応じて適切な環境教育が受けられるよう必要な準備をするとともに、環境学習を自発的に行うことができるような措置をとります。

(環境情報の提供)

第10条 市は、市民や事業所の環境保全と創出に関する活動が積極的に行われるよう、地球環境の保全に関する情報やその他の環境の保全と創出に関する情報を市の広報等により適切に提供します。

(環境施策への市民意見などの反映)

第11条 市は、環境施策を策定するときは、積極的に市民および事業者などの意見をきき、その取組内容に反映することとします。

(市民活動などの支援)

第12条 市は、市民、事業者およびこれらで組織する団体が行う環境の保全と創出の自発的活動に対し、積極的に支援します。

(市民などの参加)

第13条 市は、環境の保全と創出の施策を進めるため、市民や事業者などの参加を求めるとともに、その他の必要な措置をとります。

(環境審議会)

第14条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、新城市環境審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べます。

(1) 環境の保全と創出に関する基本的事項や重要事項

- (2) 環境基本計画を定めるときと変更するときの意見に関する事項
- (3) その他環境の保全と創出に関して市長から意見を求められた事項
- 3 審議会は、10人以内の委員で組織します。
- 4 委員は、生活環境、自然環境、地球環境の問題について知識や意見を持っている方の中から、市長が委嘱します。
- 5 委員の任期は2年で、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任をさまたげるものではありません。
- 6 審議会には、会長と副会長を置き、委員の中から互選します。
- 7 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となります。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(推進と調整合体の整備)

第15条 市は、環境の保全と創出に関する施策を総合的に進めるため、環境問題を調整する会議を設置するなど必要な体制を整備します。

(広域的連携)

第16条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取り組みを必要とする施策を実施するときは、国際機関、国、県や他の市町村及び民間団体などと協力して、その推進に努力します。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例

平成24年12月20日

条例第55号

東日本大震災とこれを起因とする福島第一原子力発電所における事故により、エネルギーの在り方について日本社会全体に大きな枠組みの転換が求められることになりました。

エネルギーは、私たちの生活や経済活動のために必要不可欠なものです。世界的な人口増加や発展途上国の経済発展等を考えると、現代文明の枠組みのままでは、今後、更に大量のエネルギー資源が必要になることは間違いありません。しかしながら、現在の主要エネルギーである化石燃料には限りがあり、それを大量に使用することは気候変動を進ませることになります。一方、原子力発電についていえば、それがはらむ巨大なリスクが明るみに出た今日、これまでの政策を続けることは不可能に近いと言わざるを得ません。

そこで、まず私たちは、市民一人ひとりが省エネルギーに努め、その使わないエネルギーを積み上げていく市民節電所プロジェクトに取り組んできました。こうした省エネルギーのまちづくりの推進と併せ、太陽光、水力、バイオマス等の地域資源を利用した再生可能エネルギーを早期にかつ飛躍的に普及し、持続可能で豊かな社会への転換を目指すため、ここに新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、省エネルギーのまちづくりの推進及び地域固有の資源である再生可能エネルギーの活用に関し、市、市民、事業者及び再生可能エネルギー事業者の役割を明らかにするとともに、再生可能エネルギー導入による地域経済の活性化につながる取組を推進し、地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいいます。
- (2) 事業者 市内で事業を営む者をいいます。
- (3) 再生可能エネルギー事業者 市内で再生可能エネルギーの活用事業を営む者又はこれから営もうとする者をいいます。
- (4) 省エネルギー エネルギーの使用の節約及び効率化を図ることをいいます。
- (5) 再生可能エネルギー 太陽光、水力、バイオマス等エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)第4条に定めるものをいいます。

(基本理念)

第3条 地域に存在する再生可能エネルギーの活用に関する基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 市、市民、事業者及び再生可能エネルギー事業者は、相互に協力して、再生可能エネルギーの積極的な活用に努めるものとします。
- (2) 地域に存在する再生可能エネルギーは、地域固有の資源であり、経済性に配慮しつつ活用されるものとします。
- (3) 地域に存在する再生可能エネルギーは、地域に根ざした主体が、地域の発展に資するように活用されるものとします。
- (4) 地域に存在する再生可能エネルギーの活用に当たっては、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用法に努め、地域内での公平性及び他者への影響に十分配慮するものとします。

(市の役割)

第4条 市は、地域社会が持続的に発展するように、前条の基本理念に沿って積極的に人材を育成するとともに、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用に向けた支援等の必要な措置を講ずるものとします。

- 2 市は、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用について、市民及び事業者の理解を深めるため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとします。
- 3 市は、公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの積極的な活用に努めるものとします。

(市民の役割)

第5条 市民は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用についての知識の習得と実践に努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとします。

(再生可能エネルギー事業者の役割)

第7条 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの活用に関し、第3条の基本理念に沿って効率的なエネルギー供給に努めるものとします。

2 再生可能エネルギー事業者は、地域の土地が有する資源及び環境の役割が将来にわたり果たされることに配慮しつつ、その活用に努めるものとします。

3 再生可能エネルギー事業者は、施設における発電状況等のデータについて、ホームページ等で公表に努めるものとします。

(再生可能エネルギー導入状況等の公表)

第8条 市は、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギー活用施設の普及に向けて、数値目標を明示した計画を策定するものとします。

2 市は、計画の進捗状況について、毎年市民に公表するものとします。

(連携の推進等)

第9条 市は、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用に関し、市民、事業者、再生可能エネルギー事業者、大学、研究機関等(以下「市民等」といいます。)と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとします。

2 市は、市民等と共同して行う再生可能エネルギーの導入の促進に関し、基本的な方針を別に定めるものとします。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附 則

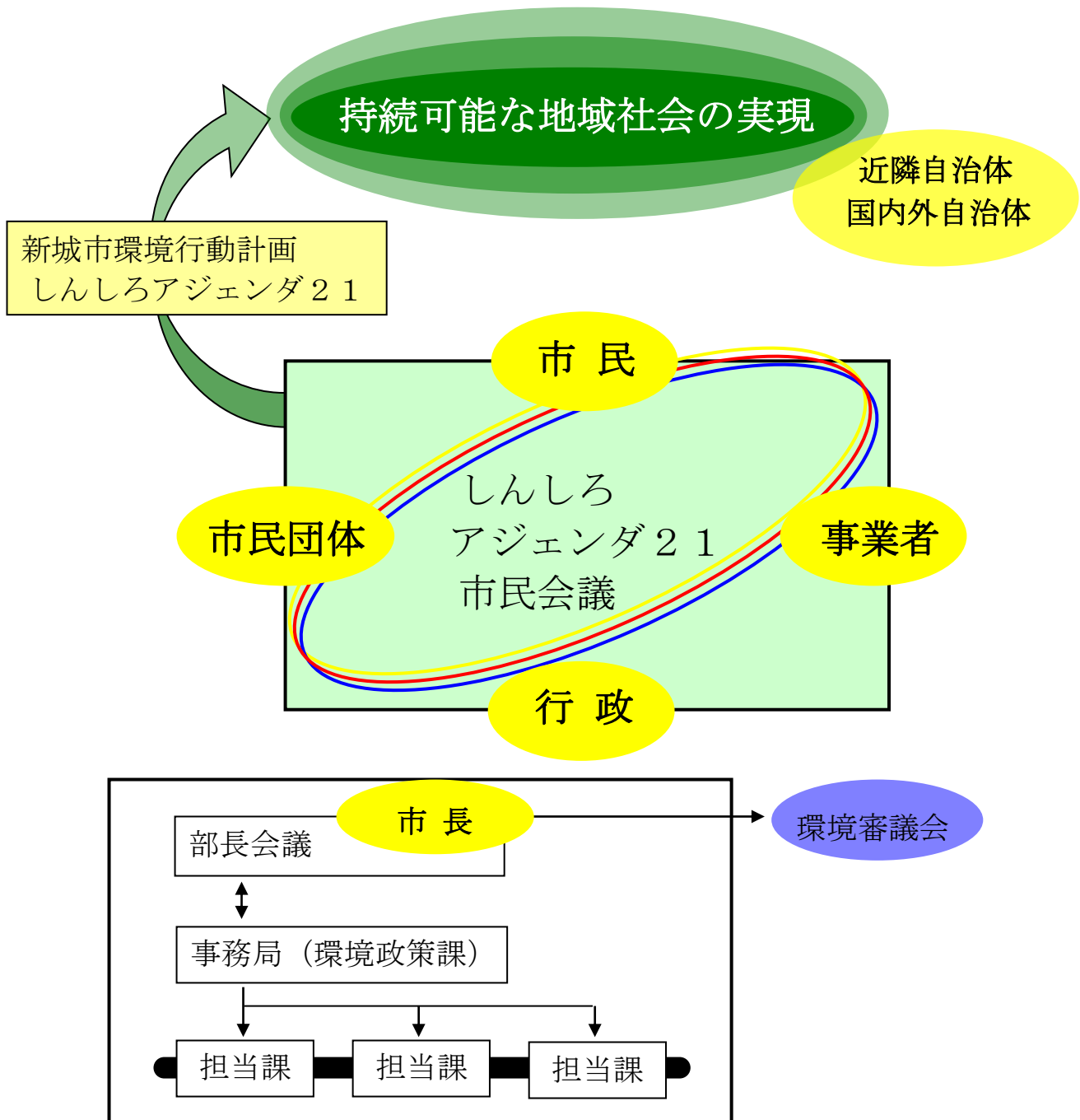
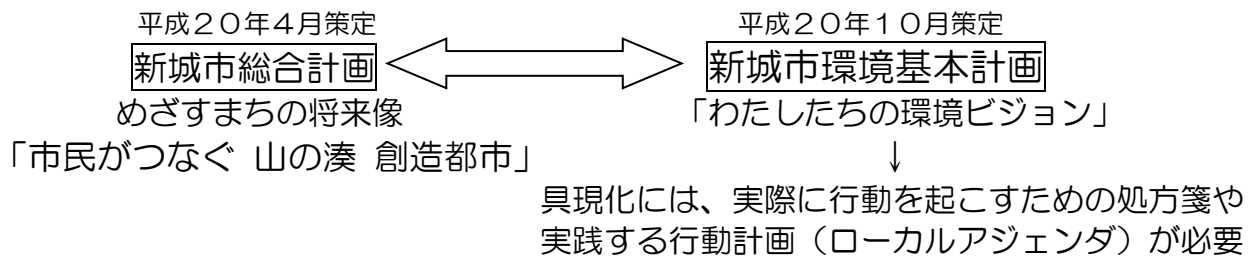
この条例は、公布の日から施行します。

附 則(平成26年9月26日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行します。

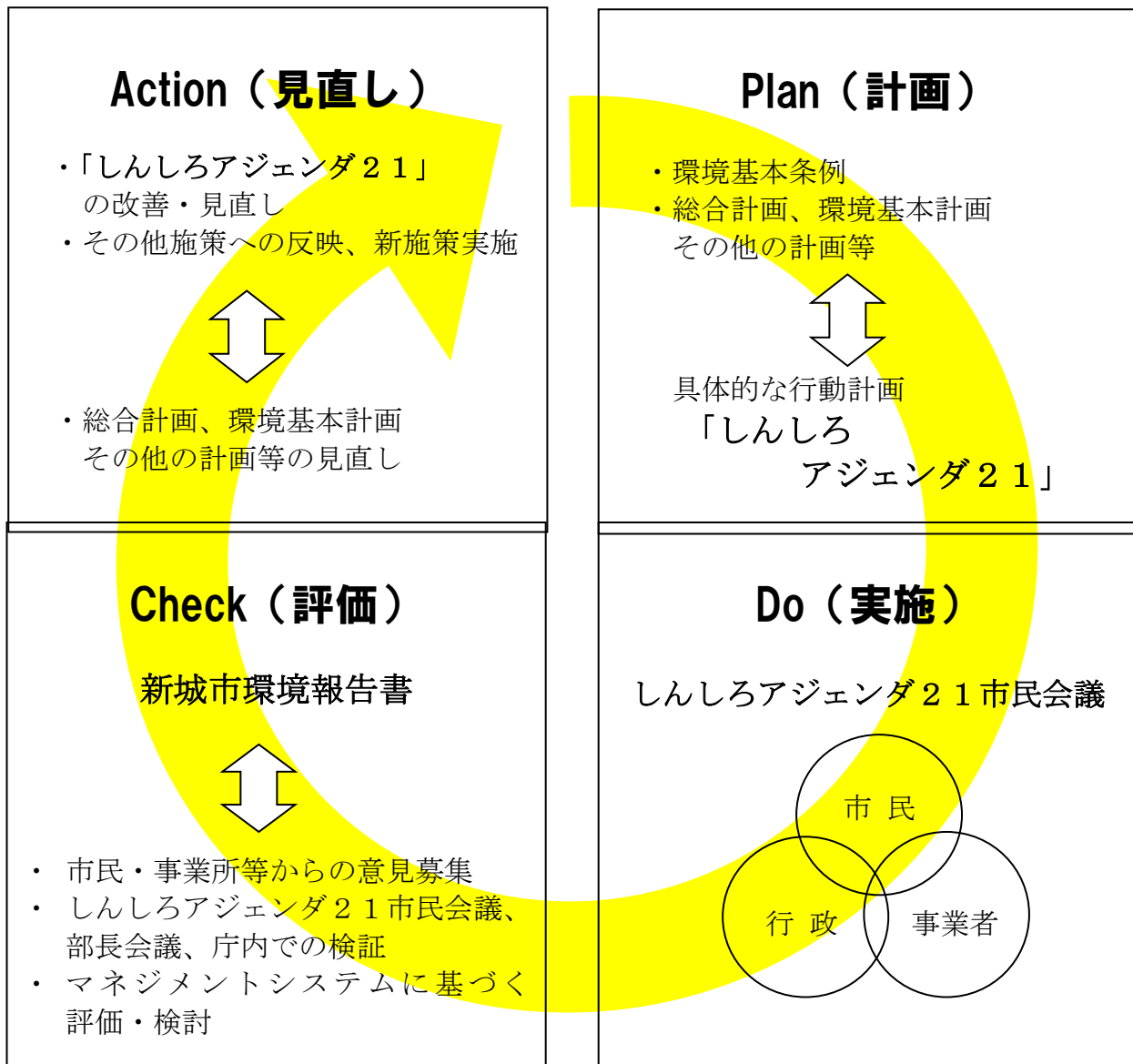
新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21

概要版



- 「わたしたちの環境ビジョン」 ← 「新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21」
- ・項目ごとに課題を明記
 - ・課題を解決するための行動提案を記載
 - ・市民、事業者、市の具体的な取り組みを網羅

「しんしろアジェンダ21」の計画期間：平成25年度から平成30年度までの6年間
 ただし、総合計画や環境基本計画の見直しや状況の変化に応じて随時見直し



注)「アジェンダ21」とは：1992年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された環境に関する国際会議「環境と開発に関する国連会議」(UNCED、通称：地球サミット)で、21世紀に向け持続可能な開発を実現するために実行すべき行動計画を具体的に規定するものとして採択されたものです。アジェンダ21においては、その実施主体として地方公共団体の役割を期待しており、地方公共団体の取り組みを効果的に進めるため、ローカルアジェンダ21を策定することを求めています。

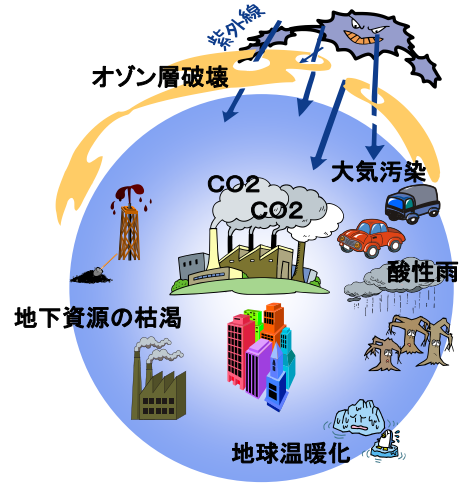
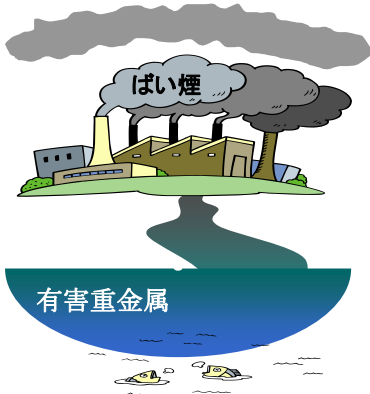
新城市環境基本計画から

地球環境の危機

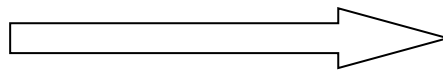
- 加害者 v s 被害者
- 特定地域限定

特定地域から地球規模へ

- 加害者であり被害者
- 地球規模



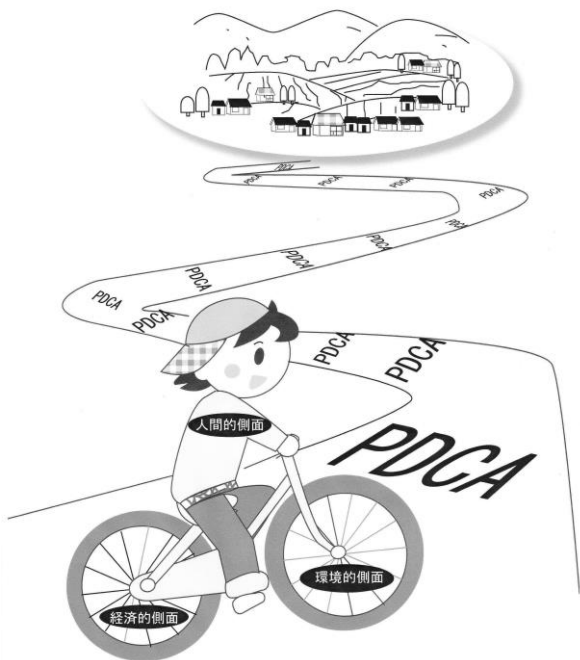
地球温暖化の危機



スイスアルプス（ブライトホルン）の1984年と2006年の氷河後退の様子



撮影・提供
NPO法人環境市民 榎本育生氏



環境の現状を
見る・知る ⇒ 実践する ⇒ 働きかける ⇒ 連携する

持続可能な社会をめざして

- 本市の特性を踏まえ将来における望ましい環境像と長期的・継続的な将来の具体的なビジョンを示します。
- 環境面だけでなく、経済的側面、社会的側面も統合的に向上するため、PDCAサイクル（計画し、実施し、評価し、改善することをくり返し行うこと）による計画推進のしくみをつくります。
- 住民や団体・事業所・行政の協働による取り組みから、各主体間の良い関係を築くとともに、それぞれが今ある状況や課題に自ら気づき、改善を図る力の向上をめざします。

めざすまちの将来像

『市民がつなく 山の湊 創造都市』です。
このめざすまちの将来像の実現に向け、次の5つの「わたしたちの環境ビジョン」を設定しました。

わたしたちの環境ビジョン

多様な生態系と共生するまち

わたしたちは、自然環境を大切にすることを育み、多様な生態系を維持・保全しながらも、地域資源を有効に活用する『多様な生態系と共生するまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

- 豊かな自然の保全
 - ①生命の源としての自然の確保
 - ②生物生息空間の保全・維持
- 身近な自然の創出
 - ①原風景の回復
 - ②自然に配慮したまちなみ
景観・公園づくり
- 自然に親しむ
 - ①ふれあいの場の整備
 - ②自然に親しむ心の醸成

安全・安心・快適なまち

わたしたちは、災害に強く、公害のない、地域だけでなく地球にとっても『安全・安心・快適なまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

- 災害対策
 - ①防災体制の連携強化
 - ②地域自主防災の推進
- 公害等の未然防止
 - ①公害を未然に防ぐ
体制強化と連携
 - ②意識の高揚
- まちづくり交通政策
 - ①公共交通機関の利用促進
 - ②歩行と自転車利用の推進
 - ③環境に配慮した自動車利用
- 防犯対策
 - ①犯罪を未然に防ぐ環境整備
 - ②防犯組織・体制づくり

交流と教育・文化のまち

わたしたちは、自然、歴史・文化資源を活かした魅力的な「新城らしさ」あふれる『交流と教育・文化のまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

- 拠点づくり
 - ①環境教育の拠点の整備
 - ②公民館活動の整備・充実
- 環境教育・学習
 - ①環境教育・体験学習
 - ②環境教育体制の整備
- 歴史的・文化的環境の保全整備
 - ①史跡、名勝、天然記念物や建造物の保持
 - ②歴史・文化の活用
- 環境交流
 - ①自治体、NPO・NGO等との交流
 - ②視察・研修会
 - ③国際交流
 - ④歴史・文化交流

環境負荷の少ない自立循環のまち

わたしたちは、地域の豊かな自然との共生を確保し、地球にやさしい『環境負荷の少ない自立循環のまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

- 地域資源の活用
 - ①バイオマスの総合的利用と再生産
 - ②地場産業の育成
 - ③環境配慮型事業の推進
- 健全な水循環
 - ①健全な水環境の構築・強化
 - ②広域連携の強化・推進
 - ③河川・池沼等の水質保全
- ごみ減量（3Rの推進）
 - ①もったいない啓発活動
 - ②グリーンコンシューマーの育成
 - ③ごみ分別・収集・処理体制の整備
- ライフスタイルの見直し
 - ①省資源・省エネ行動
 - ②自然エネルギー利用の促進
- 働きかけ・連携
 - ①環境活動の輪づくり
 - ②自治体、NPO・NGO等との連携

みんなで取り組むまち

わたしたちは、地球環境問題や地域の課題に対して『みんなで取り組むまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

- 職員の資質向上
 - ①職員研修
 - ②組織づくり
- リーダー育成
 - ①環境活動リーダーの育成
 - ②活躍の場づくり
- エコガバナンス
 - ①持続可能な市民自治社会のためのしくみづくり
 - ②協働の組織づくり
- 率先行動
 - ①行動計画と進行管理
 - ②市民・事業所との連携
- 活動の促進
 - ①ネットワークづくり
 - ②環境活動支援
 - ③環境情報の提供

新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ 2 1

「新城市環境基本計画」の次の5つ項目ごとに課題があり、その課題を解決するための行動提案が「新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ 2 1」です。

- ◎多様な生態系と共生するまち ◎安全・安心・快適なまち ◎交流と教育・文化のまち
- ◎環境負荷の少ない自立循環のまち ◎みんなで取り組むまち

*行動提案ごとに「市民の取り組み」、「事業者の取り組み」、「市の取り組み」を挙げています。

◎多様な生態系と共生するまち

1 保全と創出

●豊かな自然の保全

①生命の源としての自然の確保

- *地域の自然環境を知ろう
- *自然のある森林・河川・農地を守り、次世代に伝えよう
- *自然にやさしい化学製品を使おう

②生物生息空間の保全・維持

- *地域固有の生物を守ろう
- *里山を保全して生態系を守ろう
- *蛍が舞い、鮎が踊るなど、昔からいる生き物の営みを守ろう
- *自然を活かした農業で生き物を育もう

●身近な自然の創出

①原風景の回復

- *自然と共生した日本の原風景を守り、次世代に伝えよう

②自然に配慮したまちなみ景観・公園づくり

- *自然に配慮したまちなみ景観にしよう

2 ふれあい

●自然に親しむ

①ふれあいの場の整備

- *自然とふれあい楽しむ場で交流する機会を持とう

②自然に親しむ心の醸成

- *自然に親しみ大切に作る心を育てよう

◎安全・安心・快適なまち

1 防災

●災害対策

①防災体制の連携強化

- *地域を守る消防団活動に協力しよう
- *避難所でのエネルギー等を確保しよう

②地域自主防災の推進

- *地域で行う自主的な防災活動に取り組もう
- *土地・建物をきちんと管理しよう

2 公害

●公害等の未然防止

①公害を未然に防ぐ体制強化と連携

- *公害や苦情が起きないようにしよう
- *ごみの投げ捨てや不法投棄をなくそう
- *野焼きをなくそう

②意識の高揚

- *地域みんなで自分たちの環境を見守ろう

3 生活空間

●まちづくり交通政策

①公共交通機関の利用促進

- *公共交通機関を積極的に利用し、環境に配慮しよう

②歩行と自転車利用の促進

- *歩行や自転車利用の楽しさを知ろう

③環境に配慮した自動車利用

- *省エネ運転をしよう *省エネタイプの自動車にしよう *エコ通勤をしよう

●防犯対策

(車の使用を最低限にしよう)

①犯罪を未然に防ぐ環境整備

- *地域の力で犯罪をなくそう

②防犯組織・体制づくり

- *行政と連携して犯罪をなくそう

◎交流と教育・文化のまち

1 環境教育

●拠点づくり

①環境教育の拠点の整備

* 地域の環境を地域の拠点で学習しよう

②公民館活動の整備・充実

* 地域の環境を地域の住民で知り、守っていこう

●環境教育・学習

①環境教育・体験学習

* 環境講座・体験学習などに参加して
持続可能な社会をめざそう

* 農業や森林に関する学習会に参加しよう

②環境教育体制の整備

* 地域の環境を守り伝えていくために主体的に
レベルアップをめざそう

2 歴史・文化

●歴史的・文化的環境の保全整備

①史跡、名勝、天然記念物や建造物の保持

* 歴史的・文化的に価値あるものを地域の
財産として守り育てよう

②歴史・文化の活用

* 歴史や文化を広く紹介することにより、地域を
活性化させよう

3 交流

●環境交流

①自治体、NPO・NGO等との交流

* 人の交流と連携による環境活動を
しよう

②視察・研修会

* 研修会等を通じて環境活動を行う人を育て
よう

③国際交流

* 地球温暖化や生物多様性の危機等の
規模の大きい国際的な課題に対し、
地域単位で取り組もう

④歴史・文化交流

* 歴史・文化の交流により地域文化を活性化
しよう

* フェアトレード（公正な貿易）による商品を買おう

◎環境負荷の少ない自立循環のまち

1 循環型社会の構築

●地域資源の活用

①バイオマスの総合的利用と再生産

* 間伐材等をバイオマスなどで活用しよう
* 廃食用油を回収し、活用しよう

②地場産業の育成

* 地域の文化や伝統を知り、名産を知ろう
* 地域のものを買おう、使おう

③環境配慮型事業の推進

* 環境配慮型農業をしよう
* 環境に配慮した事業を実施しよう
* 再生可能エネルギーの利用に取り組もう

* 地域の自然の恵みが生み出したものを
食べよう

* 農林水産業に関心を持ち、つくる人を
応援しよう

* 休耕地を地域の資源として活用しよう

●健全な水循環

①健全な水循環の構築・強化

* 水を守る森づくりをしよう
* 持続可能な水を循環させる農業にしよう
* 水循環の仕組みを学び、水に親しめる川にしよう

②広域連携の強化推進

* 水質汚濁事故を連携して防ごう

③河川・池・沼等の水質保全

* 豊川流域の河川の水質を浄化しよう

●ごみ減量（3Rの推進）

①もったいない啓発活動

* 未使用品や使える衣服などは、バザーやフリー
マーケットに出そう
* 食べ残しをしないようにしよう
* 物を大切に作る知恵を伝えよう

②グリーンコンシューマーの育成

* 環境に配慮した製品を選んで買おう
* 不要な包装や袋は、はっきり断わろう

* ペットボトルなどの容器入り飲料の購入を控えよう

③ごみ分別・収集・処理体制の整備

*リサイクルを徹底しよう *生ごみを堆肥などにして有効利用しよう *紙ごみを減らそう

2 地球環境問題

●ライフスタイルの見直し

①省資源、省エネ行動

*「もったいない」という気持ちで継続して省エネ行動をしよう
*当たり前のように省エネ行動をしよう
*雨水を利用しよう
*車を運転する時は省エネ運転を心がけよう
*徒歩や自転車で行こう *公共交通機関や乗り合わせていこう
*省エネ住宅や事業所にしよう

②自然エネルギー利用の促進

*太陽光・太陽熱をエネルギーとして利用しよう
*その他の再生可能エネルギーの活用に取り組みよう

●働きかけ・連携

①環境活動の輪づくり

*リサイクル活動や自然保護などの環境活動に参加しよう
*農業による環境活動の輪を広げよう

②自治体、NPO法人、NGO等との連携

*他と連携して環境に配慮した行動に取り組みよう

◎みんなで取り組むまち

1 職員力

●職員の資質向上

①職員研修

*持続可能な地域の発展のために環境に織意意識を持つ市職員を育てよう

②組織づくり

*地域自治区を活用するなど、市役所内の組織づくりをしよう

●率先行動

①行動計画と進行管理

*ごみ減量、節水、省エネ等のエコオフィスを徹底管理しよう

②市民・事業所との連携

*計画づくりから関わろう

2 市民力

●リーダー育成

①環境活動

*地域の環境活動のリーダーを育てよう

②活動の場づくり

*環境活動のリーダーの活躍の場を広げよう

●活動の促進

①ネットワークづくり

*個人や団体のネットワークをつくろう

②環境活動支援

*環境活動のリーダーとともに活動に参加しよう

③環境情報の提供

*環境への取り組み状況を伝えよう

3 協働

●エコガバナンス

①持続可能な市民自治社会のためのしくみづくり

*地域が主体的に地域の資源を活用しよう

②協働の組織づくり

*市民・事業者・市がともに手を携えて取り組みよう

新城市市民環境部環境政策課
「新城市の環境」係 行

令和 年 月 日

〒□□□—□□□□

ご住所 _____

ふりがな _____

お名前 _____

電話番号 _____ FAX _____

メールアドレス _____

アンケートにご協力ください。(□にチェックを入れてください。)

ア. 「新城市の環境」(令和2年度版)は見やすいですか

見やすい 普通 見づらい

イ. 「新城市の環境」(令和2年度版)の内容についてお教えてください

充実している 普通 物足りない

ウ. 新城市の環境施策をどう評価されますか

評価できる 普通 不十分である

ご意見・ご要望等 (本書内容および本市の環境施策等についてご記入ください)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※ 書ききれない場合は、裏面をご利用ください。

ご協力ありがとうございました。

切り取り線

新 城 市 の 環 境

令和 2 年 1 0 月

発行 新城市

編集 市民環境部 環境政策課

〒441 - 1392

愛知県新城市字東入船 115 番地

電話 0536-23-7690 FAX0536-23-7047

E - mail e-seisaku@city.shinshiro.lg.jp